

市民生活を豊かにする 環境づくり



まちを歩けば、 リフレッシュ!

多摩川や貴重なみどりを守り、
誰もが安らぎ、くつろげる
環境づくりを行います。

気づけば誰でも エコライフ。

地球環境に配慮し、
市民一人ひとりの
エコな行動を当たり前の
ものにしていきます。



未来のたゆの「新たな総合計画」策定中。

川崎をもっともっと住みやすいまちにするために。



総論

10年
戦略基本
政策1基本
政策2基本
政策3基本
政策4基本
政策5区
計画資料
編等

基本 政策3

市民生活を豊かにする環 境づくり

- 大気、緑、水、土壤、資源など、さまざまな自然の恵みは循環や再生を繰り返しながら、私たちの生命を支え続けており、生き生きとすこやかに暮らしていくためには、環境を守ることが不可欠です。
- 地球温暖化や資源・エネルギー問題など地球規模での環境問題がより深刻化する中で、環境変化に対して柔軟に適応するとともに、市民、事業者などと協働しながら、地球や地域の環境保全を進め、健康で快適に暮らし続けることができる持続可能なまちづくりを進めます。
- また、川崎がこれまで培ってきた優れた環境技術や、公害を克服する過程で得られた経験を活かして、新たな環境技術を創り出すとともに、多くの市民にとって母なる川とも言える多摩川や、多摩丘陵など、生活にうるおいとやすらぎをもたらす市民共有の貴重な財産である緑を次世代に継承するなど、人と自然が共生する社会を、さまざまな主体と力を合わせてつくりだしていきます。

政策の体系

基本政策3 市民生活を豊かにする環境づくり

政策3-1 環境に配慮したしくみをつくる

政策3-2 地域環境を守る

政策3-3 緑と水の豊かな環境をつくりだす

政策3-1 環境に配慮したしきみをつくる

政策の方向性

- ✓ 本市はこれまで、低炭素社会の構築に向け、優れた環境技術の集積を活かしながら、市民や事業者など多様な主体との協働により、地球温暖化対策に取り組んできました。
- ✓ 一方で、地球温暖化により、異常気象や生態系への影響が生じていることから、これまで取り組んできた温室効果ガスの排出抑制などの緩和策とあわせ、地球温暖化による影響に対応した適応策に取り組むとともに、市民や事業者の環境意識を醸成するなど、環境に配慮したしきみづくりを推進していきます。

市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	現状	目標
地球温暖化の防止など、環境に配慮した生活を送っている市民の割合 (市民アンケート)	53.2%	55%以上

施策の体系

政策3-1 環境に配慮したしきみをつくる

施策3-1-1 地球環境の保全に向けた取組の推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

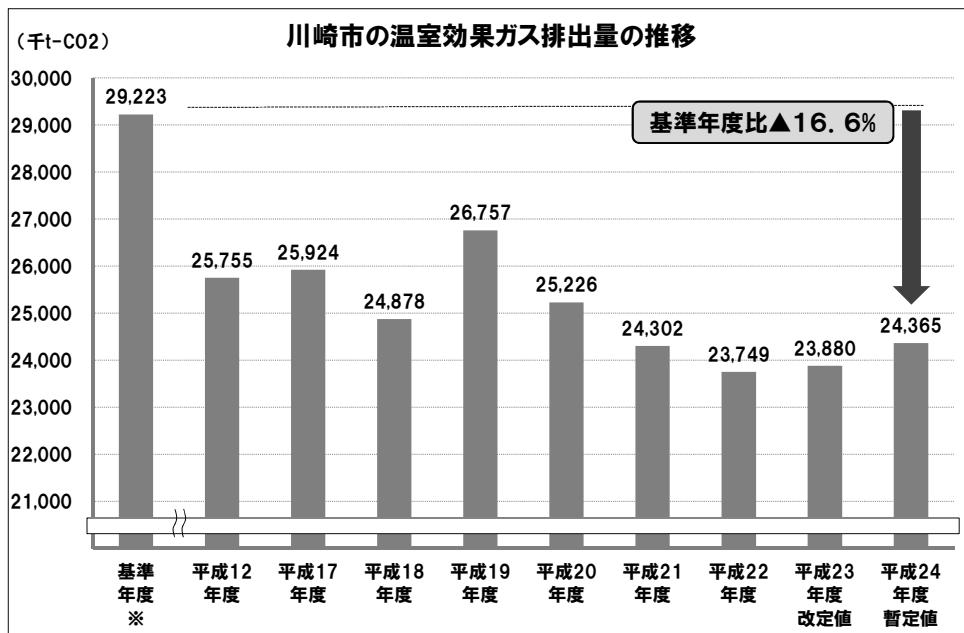
区計画

資料編等

施策1 地球環境の保全に向けた取組の推進

施策の概要

- ✓ 本市では、優れた環境技術の集積などの強みと特徴を活かして、平成32（2020）年度までに平成2（1990）年度比で25%以上の温室効果ガス排出量の削減をめざし、市民・事業者・行政など多様な主体の協働による温室効果ガスの排出量削減の取組を推進しています。こうした取組を通じて、平成24（2012）年度における市域の温室効果ガス排出量は、国全体では増加している中、平成2（1990）年度比16.6%の減少となっています。今後も引き続き、低炭素社会の実現による地球環境の保全に向け、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいきます。
- ✓ 温室効果ガス排出量の削減を図る「緩和策」を推進していく一方で、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）では、地球温暖化は疑う余地がない事実としており、すでに社会や生態系に重大な影響を与えると指摘しています。このような中で、今後想定される気候変動が市民生活に及ぼす影響を低減する「適応策」についても取り組み、地域レベルからの地球温暖化対策を進めます。
- ✓ 本市は多様なエネルギーの供給地であるとともにエネルギーの大消費地という特色を有しており、また、太陽光、風力、バイオマス、水素など多様な次世代エネルギーを活用した取組が市域で展開されています。こうした特色を活かしながら、多様な主体と連携して、創エネ・省エネ・蓄エネの総合的な取組など、エネルギーに関する取組を推進します。
- ✓ 本市の強みと特徴である、環境技術・産業の集積を活かし、「環境」と「経済」の調和と好循環の取組をより一層推進することで、国際貢献を果たすとともに、次世代の川崎の活力を生み出し持続可能な社会を創造していきます。
- ✓ 環境保全の取組を進めるためには、さまざまな主体が環境に配慮した行動や環境保全に向けた活動等を自発的・積極的に実践することが重要です。そのため、多くの市民や事業者等が環境に关心を持ち、理解や認識を深め、さらに環境に配慮した行動につながるよう、多様な主体の協働による環境教育・学習を効果的に推進します。



※二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素は平成2（1990）年度、
ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄は平成7（1995）年度

資料：環境局調べ

直接目標

● 地球温暖化による市民生活などへの影響を減らす

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現状	第1期実施計画期間における目標値	第2期実施計画期間における目標値	第3期実施計画期間における目標値
市域の温室効果ガス排出量の削減割合 (環境局調べ)	1990年度比 ▲16.6% (平成24年度暫定値)	1990年度比 ▲21%以上 (平成29年度)	1990年度比 ▲25%以上 (平成32年度)	1990年度比 ▲25%以上 (平成37年度)
市民や市内の事業者による環境に配慮した取組(省エネなど)が進んでいると思う市民の割合 (市民アンケート)	24.9% (平成27年度)	26%以上 (平成29年度)	28%以上 (平成33年度)	30%以上 (平成37年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26~27 (2014~15) 年度	平成 28(2016)~平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
地球温暖化対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ●地球温暖化対策推進計画に基づく取組の推進 ●川崎温暖化対策推進会議(CC川崎エコ会議)の運営及びネットワークを活用した協働の取組の推進 ●条例に基づく計画書・報告書制度(対象事業者は温室効果ガス排出量削減に向けた計画書等を提出)の運用及び事業者への指導・助言 ●優れた環境技術・製品等を認定・認証する「低CO₂川崎ブランド」、「川崎メカニズム認証制度」の運用・制度の再構築 ●適応策の検討と「(仮称)気候変動適応策基本方針」の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「(仮称)気候変動適応策基本方針」や国の新たな温室効果ガス削減目標の設定等の動向を踏まえた、地球温暖化対策推進計画の改定 ●川崎温暖化対策推進会議(CC川崎エコ会議)の運営及びネットワークを活用した協働の取組の推進 ●条例に基づく計画書・報告書制度(対象事業者は温室効果ガス排出量削減に向けた計画書等を提出)の運用及び事業者への指導・助言 ●再構築後の優れた環境技術・製品等の認定・認証制度の運用、制度及び認定・認証製品等の広報の充実など普及に向けた取組の推進 ●「(仮称)気候変動適応策基本方針」に基づく取組の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●新たな地球温暖化対策推進計画に基づく事業の推進
環境エネルギー推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ●市エネルギー取組方針の策定 ●市建築物における環境配慮標準の運用による公共施設への環境配慮技術の導入促進 ●かわさきエコ暮らし未来館を活用した普及啓発の実施等 ●創エネ・省エネ・蓄エネ設備等設置支援事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●市エネルギー取組方針に基づく、国のエネルギーシステム改革等を踏まえた取組の推進 ●市建築物における環境配慮標準の運用による公共施設への環境配慮技術の導入促進 ●かわさきエコ暮らし未来館を活用した普及啓発の実施等 ●創エネ・省エネ・蓄エネ設備等設置支援事業の実施 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

資料編等



総論

10年
戦略基本
政策1基本
政策2基本
政策3基本
政策4基本
政策5区
計画資料
編等

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26~27 (2014~15)年度	平成 28(2016)~平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
グリーンイノベーション・国際環境施策推進事業	<p>●「グリーン・イノベーション推進方針」に基づいた取組の推進</p> <p>●環境関連技術を有する企業や国・自治体・支援機関等で構成し、環境面での国際貢献や産業の振興に資する取組を行う「かわさきグリーンイノベーションクラスター」の設立</p> <p>本市の強みと特徴である、環境技術・産業の集積を活かし、国際貢献を果たすとともに、次世代の川崎の活力を生み出し持続可能な社会を創造していきます。</p>	<p>●「グリーン・イノベーション推進方針」に基づく取組の推進に向けた、「かわさきグリーンイノベーションクラスター」と連携した環境ビジネスの国際展開支援、海外諸都市及び国等関係機関との連携等の推進</p>	事業推進
環境教育推進事業	<p>●環境教育・学習基本方針の改正</p> <p>●小・中学校「環境副読本」教材作成による普及啓発</p> <p>●人材育成事業（「地域環境リーダー育成講座」）の推進</p> <p>環境配慮の考え方が定着することにより、市民・事業者・行政が協働して環境保全に取り組むことができるよう、教育プログラム、人材育成、情報発信を充実します。</p>	<p>●環境教育・学習基本方針に基づく市民活動団体、事業者等との協働・連携体制の構築による環境教育の総合的な推進</p> <p>●小・中学校「環境副読本」教材作成による普及啓発</p> <p>●人材育成事業（「地域環境リーダー育成講座」）の推進</p>	事業推進

政策3-2 地域環境を守る

政策の方向性

- ✓ 本市における大気や水質などは、汚染物質の排出抑制の取組により、大きく改善が図られていますが、一部で環境基準を達成していない状況もあることから、引き続き環境改善に向けた取組を推進します。
- ✓ また、廃棄物については、分別収集などの取組により大きく減量化・資源化が図られていることから、より一層の環境負荷の低減を図るため、市民・事業者・行政の協働による廃棄物の発生抑制、再使用について重点的に取り組みます。

市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	現状	目標
市内の空気や川などの水がきれいになったと思う市民の割合 (市民アンケート)	55.6%	60%以上
ごみの分別や資源のリサイクルなど、ごみを減らす取組を行っている市民の割合 (市民アンケート)	86.6%	90%以上

施策の体系

政策3-2 地域環境を守る

施策3-2-1 地域環境対策の推進

施策3-2-2 持続可能な循環型のまちをめざした取組の推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

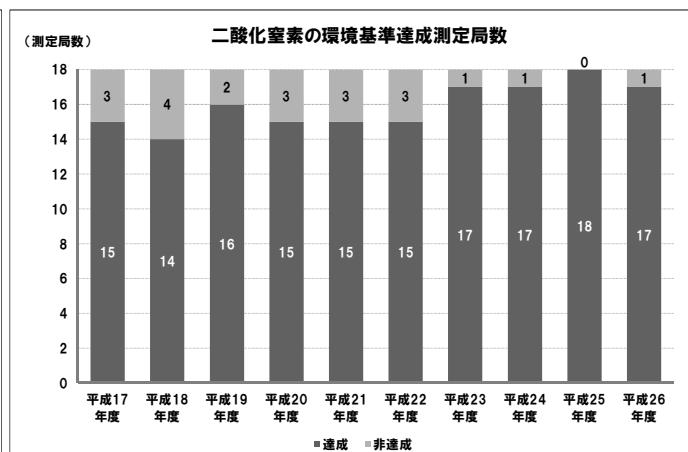
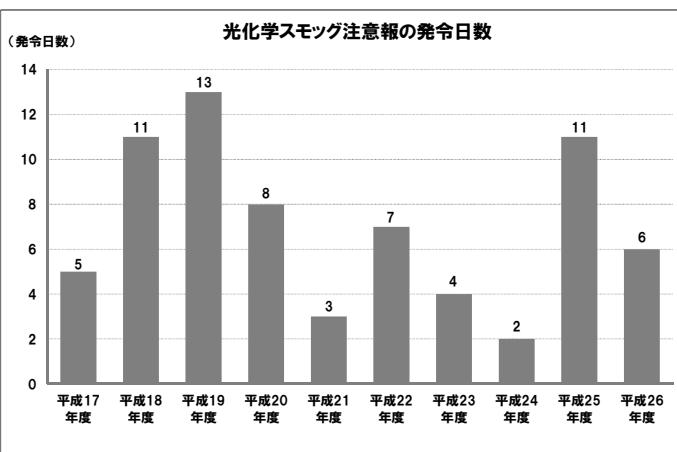
資料編等



施策1 地域環境対策の推進

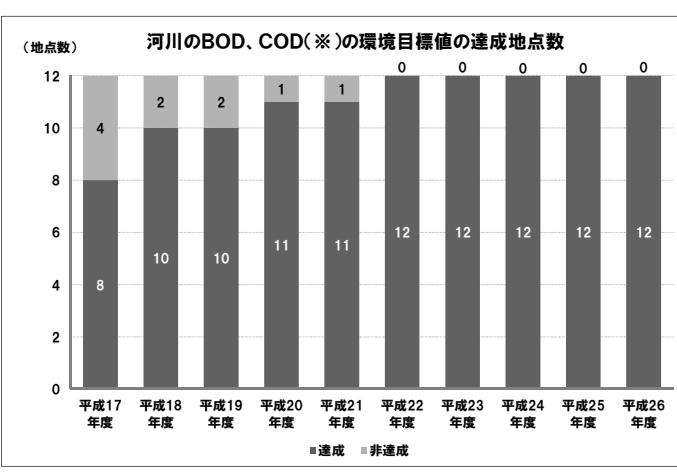
施策の概要

- ✓ 光化学スモッグ注意報の発令日数は年度ごとに変動はあるものの、毎年発令されている状況です。また、微小粒子状物質（PM_{2.5}）については改善傾向にあるものの環境基準を達成していません。そのため、これまで行ってきた対策を継続するとともに、広域的な取組として、国や近隣自治体と連携しながら、大気環境の改善に向けた取組を推進します。
- ✓ ベンゼンやダイオキシン類など有害な化学物質の環境モニタリングを行うとともに、事業者の排出抑制に向けた取組を推進し、環境汚染の未然防止を図ります。
- ✓ 自動車排出ガス中に含まれる大気汚染物質である二酸化窒素は、事業者と連携した取組などにより改善傾向にありますが、今後も引き続き環境基準の継続的な達成及び更なる改善に向けた取組を推進します。
- ✓ 市民の健康や安全な生活環境を維持するため、市内河川、東京湾などの水環境の保全や、土壤汚染対策の取組を推進します。



資料：環境局調べ

資料：環境局調べ



(※)BOD:生物化学的酸素要求量(水中の有機物などの量を、その酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で表したもの)
COD:化学的酸素要求量(水中の被酸化性物質を酸化するために必要とする酸素量で示したもの)

資料：環境局調べ

総論

10年
戦略基本
政策1基本
政策2基本
政策3基本
政策4基本
政策5区
計画資料
編等

直接目標

空気や水などの地域環境を守る

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現状	第1期実施計画期間における目標値	第2期実施計画期間における目標値	第3期実施計画期間における目標値
光化学スモッグ注意報の発令日数 (環境局調べ)	6日 (平成26年度)	2日以下 (平成29年度)	0日 (平成33年度)	0日 (平成37年度)
二酸化窒素の環境基準を達成した測定局の割合 (環境局調べ)	94.4% (平成26年度)	100% (平成29年度)	100% (平成33年度)	100% (平成37年度)
河川のBOD、COD環境目標値達成率 (環境局調べ)	100% (平成26年度)	100% (平成29年度)	100% (平成33年度)	100% (平成37年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
		平成28(2016)～平成29(2017)年度	平成30(2018)年度以降
大気汚染防止対策事業	<p>●工場・事業場からの大気汚染物質排出量の監視及び削減に向けた指導</p> <p>●PM2.5発生源等の調査</p> <p>●事業者の自主的な取組支援など、光化学オキシダント対策の実施</p> <p>●建築物の解体工事等における適切な解体工事の指導等による石綿の飛散防止対策の実施</p> <p>●大気汚染防止法及び市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく届出の審査及び立入検査の実施</p>	<p>●工場・事業場からの大気汚染物質排出量の監視及び削減に向けた指導</p> <p>●PM2.5発生源等の調査</p> <p>●事業者の自主的な取組支援など、光化学オキシダント対策の実施</p> <p>●建築物の解体工事等における適切な解体工事の指導等による石綿の飛散防止対策の推進</p> <p>●大気汚染防止法及び市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく届出の審査及び立入検査の実施</p>	事業推進
有害大気汚染物質対策事業	<p>●大気汚染防止法に基づくベンゼンなどの有害大気汚染物質の環境モニタリング</p> <p>●工場・事業場周辺の有害大気汚染物質排出実態調査の実施</p>	<p>●大気汚染防止法に基づくベンゼンなどの有害大気汚染物質の環境モニタリング</p> <p>●工場・事業場周辺の有害大気汚染物質排出実態調査の実施</p>	事業推進
環境大気常時監視事業	<p>●大気汚染防止法に基づく二酸化窒素、PM2.5等の常時監視</p> <p>●環境放射能に係るモニタリング調査の実施</p>	<p>●大気汚染防止法に基づく二酸化窒素、PM2.5等の常時監視</p> <p>●環境放射能に係るモニタリング調査の実施</p>	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

資料編等



総論

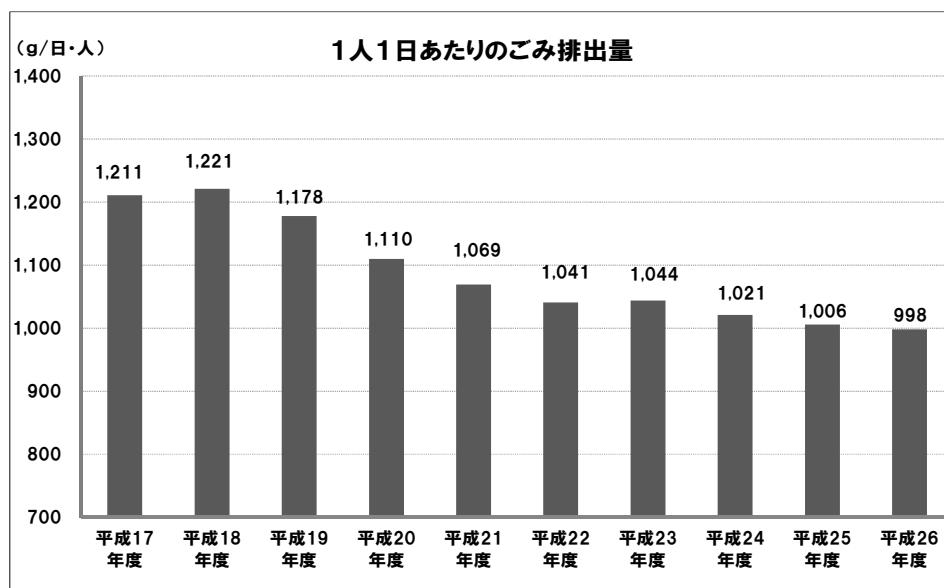
10年
戦略基本
政策1基本
政策2基本
政策3基本
政策4基本
政策5区
計画資料
編等

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26~27 (2014~15) 年度	平成 28(2016)~平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
自動車排出ガス対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ●自動車排出ガス中の窒素酸化物等の低減に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ①最新規制適合車やハイブリッドトラック・バス等の低公害・低燃費車の普及 ②事業者の自主的取組の促進 ●局所汚染対策の見直しに向けた調査及び検討 ●ディーゼル車運行規制の遵守に向けた周知・立入検査等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●自動車排出ガス中の窒素酸化物等の低減に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ①最新規制適合車やハイブリッドトラック・バス等の低公害・低燃費車の普及 ②事業者の自主的取組の促進 ●二酸化窒素 (NO₂) の環境基準が非達成の地域における大気汚染対策の見直し及び推進 ●ディーゼル車運行規制の遵守に向けた周知・立入検査等の実施 	事業推進
低公害・低燃費車普及促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ●低公害・低燃費な次世代自動車の普及 ●燃料電池自動車の普及に向けた水素ステーション整備の検討、調整等 ●エコドライブの推進 ●エコ運搬制度の適切な運用 	<ul style="list-style-type: none"> ●低公害・低燃費な次世代自動車の普及促進 ●燃料電池自動車の普及に向けた水素ステーション整備の検討、調整等 ●エコドライブの推進 ●エコ運搬制度の適切な運用 	事業推進
水質汚濁防止対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ●水質汚濁防止法や市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく河川・海域における水質調査及び工場・事業場への立入調査・排水検査 ●水環境保全のための啓発に向けたイベントの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●水質汚濁防止法や市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく河川・海域における水質調査及び工場・事業場への立入調査・排水検査 ●水環境保全の啓発に向けたイベントの開催 	事業推進
土壤汚染対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ●土壤汚染対策法及び市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく土壤汚染対策・地下水汚染対策に関する指導、助言 ●地下水状況の把握、汚染井戸の継続的な監視 	<ul style="list-style-type: none"> ●土壤汚染対策法及び市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく土壤汚染対策・地下水汚染対策に関する指導、助言 ●地下水状況の把握、汚染井戸の継続的な監視 	事業推進

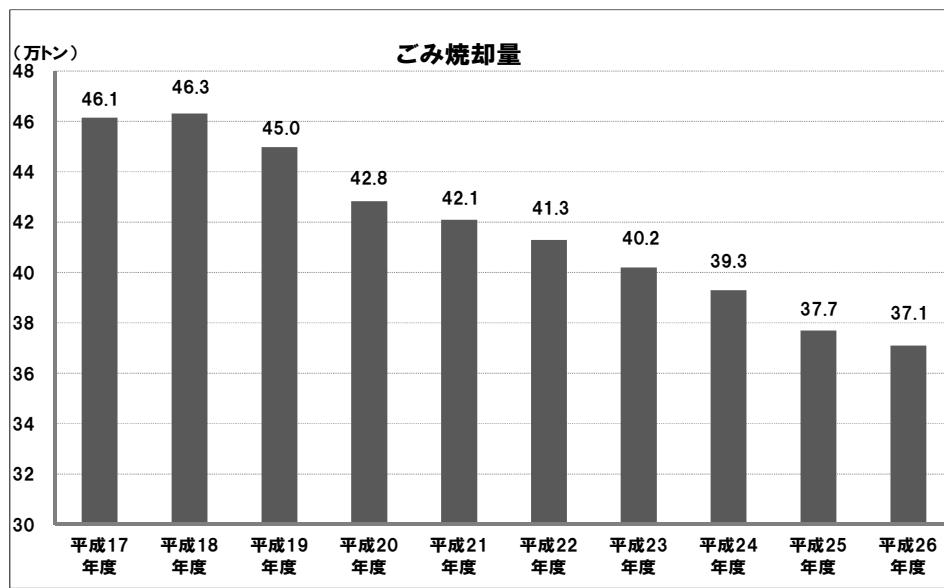
施策2 持続可能な循環型のまちをめざした取組の推進

施策の概要

- ✓ 持続可能な循環型のまちを実現するためには、廃棄物の発生を抑制するとともに、発生した廃棄物の再使用、再生利用を進める3R（発生抑制、再使用、再生利用）の取組が必要です。本市では、人口増加が進む一方で、廃棄物の焼却量については、これまで分別収集などの資源化を中心とした取組により、この10年間で約20%の大幅な削減が図られてきたところですが、より一層の環境負荷の低減を図るために、今後も引き続き分別収集の推進に取り組むとともに、市民・事業者・行政の協働による2R（発生抑制、再使用）の取組を重点的に推進します。
- ✓ 廃棄物の収集運搬については、市民生活を支える重要なライフラインとして、民間部門を活用しながら引き続き安定性・安全性を確保して効果的・効率的に事業を推進します。また、廃棄物の処理については、適正かつ安定的に処理施設を稼動させるとともに、長期的な視点で適切な処理施設の更新を進め、効果的・効率的に安定的な事業運営を推進します。



資料：環境局調べ



資料：環境局調べ

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

資料編等



直接目標

● 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を進める

主な成果指標

名 称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間における目標値	第2期実施計画期間における目標値	第3期実施計画期間における目標値
1人1日あたりのごみ排出量 (環境局調べ)	998g (平成26年度)	971g 以下 (平成29年度)	935g 以下 (平成33年度)	898g 以下 (平成37年度)
ごみ焼却量（1年間） (環境局調べ)	37.1 万t (平成26年度)	36.0 万t 以下 (平成29年度)	34.5 万t 以下 (平成33年度)	33.0 万t 以下 (平成37年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
		平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
減量リサイクル推進事業	<p>循環型社会の構築をめざし、ごみの減量化及びリサイクルを推進するため、各種事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ごみの減量化及びリサイクルの推進に向けた普及啓発・環境学習 ●資源集団回収事業の拡充に向けた取組の推進 ●生ごみリサイクルの推進 ●拠点回収事業の拡充に向けた取組の推進 ●散乱防止重点区域の指定・拡大 ●ポイ捨て禁止・路上喫煙防止キャンペーンの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみの減量化及びリサイクルの推進に向けた普及啓発・環境学習 ●資源集団回収事業の拡充に向けた取組の推進 ●生ごみの減量化・リサイクルの推進 ●拠点回収事業の拡充に向けた取組の推進 ●散乱防止重点区域の拡大等に向けた検討・実施 ●ポイ捨て禁止・路上喫煙防止キャンペーンの実施 	事業推進
事業系ごみ減量化推進事業	<p>事業系ごみの減量化・適正処理を図るために、排出事業者への普及啓発・指導を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業系一般廃棄物多量排出事業者をはじめとする、事業系ごみ排出事業者への普及啓発・立入調査・指導の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業系一般廃棄物多量排出事業者をはじめとする、事業系ごみ排出事業者への普及啓発・立入調査・指導の実施 	事業推進
資源物・ごみ収集事業	<p>市民生活を支えるライフラインとして、排出された資源物・ごみを安定的に安全に収集するとともに、資源物収集については、委託化に向けた取組を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●資源物（空き缶・ペットボトル、空きびん、使用済み乾電池、ミックスペーパー、プラスチック製容器包装）、小物金属、粗大ごみの分別収集の実施 ●普通ごみの適正かつ効率的な収集運搬の実施 ●空き缶・ペットボトル収集運搬業務の委託化（中原区・高津区・宮前区・多摩区・麻生区） 	<ul style="list-style-type: none"> ●資源物（空き缶・ペットボトル、空きびん、使用済み乾電池、ミックスペーパー、プラスチック製容器包装）、小物金属、粗大ごみの分別収集の実施 ●普通ごみの適正かつ効率的な収集運搬の実施 ●空き缶・ペットボトル収集運搬業務の委託化（中原区・高津区・宮前区・多摩区・麻生区） 	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26~27 (2014~15)年度	平成 28(2016)~平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
資源物・ごみ処理事業	<ul style="list-style-type: none"> ●資源物の適正かつ安定的な中間処理・資源化の推進 ●焼却ごみの適正かつ安定的な処理 ●3処理センタ一体制における円滑な処理体制の検討及び実施 ●放射性物質が検出され保管している灰の安全な保管及び処分に向けた検討 ●環境負荷の低減に向けた取組の継続的な実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●資源物の適正かつ安定的な中間処理・資源化の推進 ●焼却ごみの適正かつ安定的な処理 ●3処理センター（浮島・堤根・王禅寺）体制における円滑な処理体制の運営 ●放射性物質が検出され保管している灰の安全な保管及び処分に向けた検討 ●環境負荷の低減に向けた取組の継続的な実施 	事業推進
廃棄物処理施設基幹的整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ●堤根処理センター基幹的整備完了 ●南部リサイクルセンター生活環境影響調査等の実施 ●浮島2期廃棄物埋立処分場基幹的整備の実施 ●入江崎クリーンセンター基幹的整備の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●南部リサイクルセンター基幹的整備着手・完了（平成28~29年度） ●浮島2期廃棄物埋立処分場基幹的整備完了（平成29年度） ●入江崎クリーンセンター基幹的整備の推進 	事業推進
廃棄物処理施設建設事業	<ul style="list-style-type: none"> ●王禅寺処理センター資源化処理施設建設工事完了 ●橘処理センター整備における環境影響評価手続完了 ●堤根処理センター整備における基礎調査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●王禅寺処理センター緑地広場整備完了（平成28年度） ●橘処理センター既存施設解体撤去工事着手・完了 ●橘処理センター建設工事着手（平成29年度） ●堤根処理センター整備における基本構想作成 	<ul style="list-style-type: none"> ●橘処理センター建設工事完了（平成34年度稼動予定） ●堤根処理センター整備における法的手続の実施及び工事着手

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

資料編等

政策3-3 緑と水の豊かな環境をつくりだす

政策の方向性

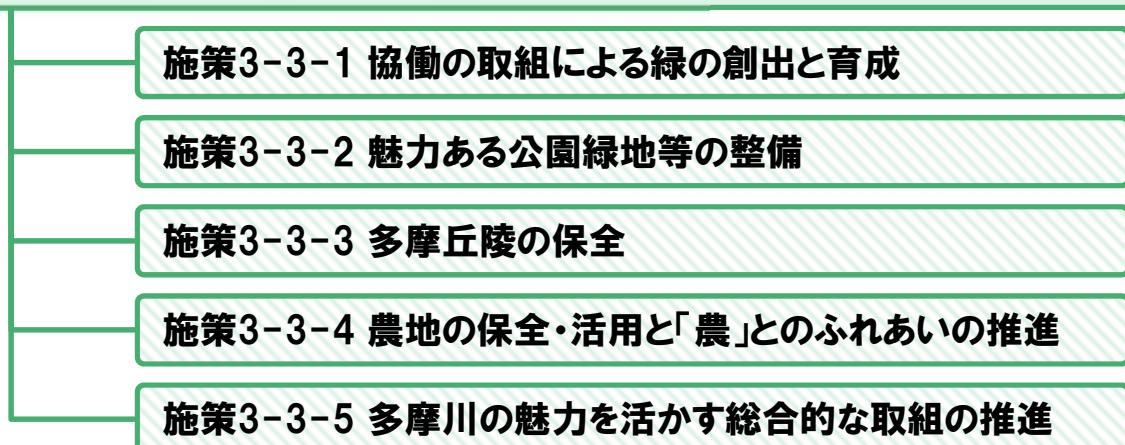
- 本市には、多摩川、多摩丘陵などの自然をはじめ、これまで保全・整備を進めてきた都市公園や緑地、農地、河川など、多様な生物が息づく環境が残されています。豊かな自然環境は人々に安らぎをもたらすとともに、まちの品格を高めるなど、存在していることの効用が大きいことから、行政と企業、市民などさまざまな主体が協働、連携し、保全、創出、育成の取組を持続的に進め、市民の貴重な財産として次世代に継承していきます。

市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	現状	目標
市内にある自然（緑地、河川など）や公園に満足している市民の割合 (市民アンケート)	44.4%	50%以上

施策の体系

政策3-3 緑と水の豊かな環境をつくりだす



総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

資料編等

施策1 協働の取組による緑の創出と育成

施策の概要

- ✓ 市民ニーズや社会状況の変化、これまでの取組状況を踏まえて、「緑の基本計画」を改定し、緑あふれる都市環境の向上をめざした計画的な取組や、市民の植樹運動など、市民、事業者、NPO等との協働により、さまざまな緑を創出する取組を進めます。
- ✓ 緑豊かなまちづくりに向けて、身近な生活環境で緑を実感し、地域のそれぞれの公園緑地の課題を解決するために、「管理運営協議会」や「緑の活動団体」など、地域を構成するさまざまな主体との連携、協働のしくみなどを通じて地域の力を最大限に活用した公園緑地の保全を進めます。
- ✓ 公園緑地内に立地し、多くの方々が利用するさまざまな施設について、公園の特性にあわせて、民間の発想や運営ノウハウを活用したパークマネジメントの取組を進めることにより、施設間の効率的な連携や効果的な管理運営など、公園緑地の魅力や利用者サービスの向上を図ります。
- ✓ また、市域に残された貴重な樹林や農地、水辺地等には、多様な生物が生息しています。地域ごとの特性に応じ、市民・事業者等さまざまな主体と連携して、生き物の生息・生育環境の保全、普及啓発を進めます。

総論

10年
戦略基本
政策1基本
政策2基本
政策3基本
政策4基本
政策5区
計画資料
編等

市民による公園維持管理



緑化推進重点地区的取組



黒川海道緑地植樹祭(平成27年)



100万本植樹 植樹実績の推移(棒グラフは見込み)



直接目標

● 多様な主体との協働、連携により緑を育む

主な成果指標

名 称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間における目標値	第2期実施計画期間における目標値	第3期実施計画期間における目標値
緑のボランティア活動の累計か所数 (建設緑政局調べ)	2,355 か所 (平成26年度)	2,380 か所以上 (平成29年度)	2,420 か所以上 (平成33年度)	2,450 か所以上 (平成37年度)
市民 100 万本植樹運動による植樹累計本数 (建設緑政局調べ)	61 万本 (平成26年度)	75 万本以上 (平成29年度)	90 万本以上 (平成33年度)	100 万本以上 (平成36年度)

※現在、「次期緑の基本計画（平成 30 年度～）」の改定作業中のため、数値等については変更の可能性があります。

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
		平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
緑の基本計画推進事業 緑あふれる都市環境の向上をめざし、緑の基本計画の計画改定に向けた取組を進めます。	●緑の基本計画の改定に向けた調整・検討 ・これまでの取組の検証 ・環境審議会における基本方針等の審議など	●「緑の基本計画」の改定 ●「緑の基本計画」に基づく都市公園の整備や緑地の保全、緑化の推進など緑政事業の総合的な取組の推進	事業推進
都市緑化推進事業 臨海部の環境改善、景観向上に向け、公園緑地及び街路樹等の再生と、事業所による緑化の誘導を促進します。	●地域緑化推進地区の認定及び緑のボランティアなどの活動支援の取組 ●緑化推進重点地区的取組の推進（7 地区） ●かわさき臨海のもりづくり区域の取組の推進 ・緑化推進重点地区的指定	●地域緑化推進地区の認定及び緑のボランティアなどの活動支援の取組 ●緑化推進重点地区的取組の推進（8 地区） ●かわさき臨海のもりづくり区域の取組の推進 ・環境整備（殿町夜光線、国道 132 号線ほか）	事業推進
市民 100 万本植樹運動事業 市民・事業者との協働により、市民100万本植樹運動を進めます。	●行政・事業者・個人の植樹の取組の推進 ●市民 100 万本植樹祭の開催	●行政・事業者・個人の植樹の取組の推進 ●市民 100 万本植樹祭の開催	●100 万本植樹の達成 (平成 36 年度予定)
パークマネジメント推進事業 大規模公園緑地の管理への指定管理者の導入や身近な公園緑地の管理運営方法の検討を進めます。	●大規模公園緑地の管理運営の推進 ・指定管理者制度の導入 ●身近な公園緑地の管理運営の推進 ・地域との連携、合意形成に向けた公園利用ルールなどの検討	●大規模公園緑地の管理運営の推進 ・等々力緑地の指定管理者制度導入に向けた準備 ・富士見公園の指定管理制度による適切な運営管理 ・生田緑地の指定管理制度による適切な運営管理 ●身近な公園緑地の管理運営の推進 ・地域との連携や合意形成による公園利用のしくみづくりの取組（社会実験の実施）	●等々力緑地の指定管理制度の導入 (平成 30 年度予定)

総論

10年
戦略基本
政策1基本
政策2基本
政策3基本
政策4基本
政策5区
計画資料
編等



総論

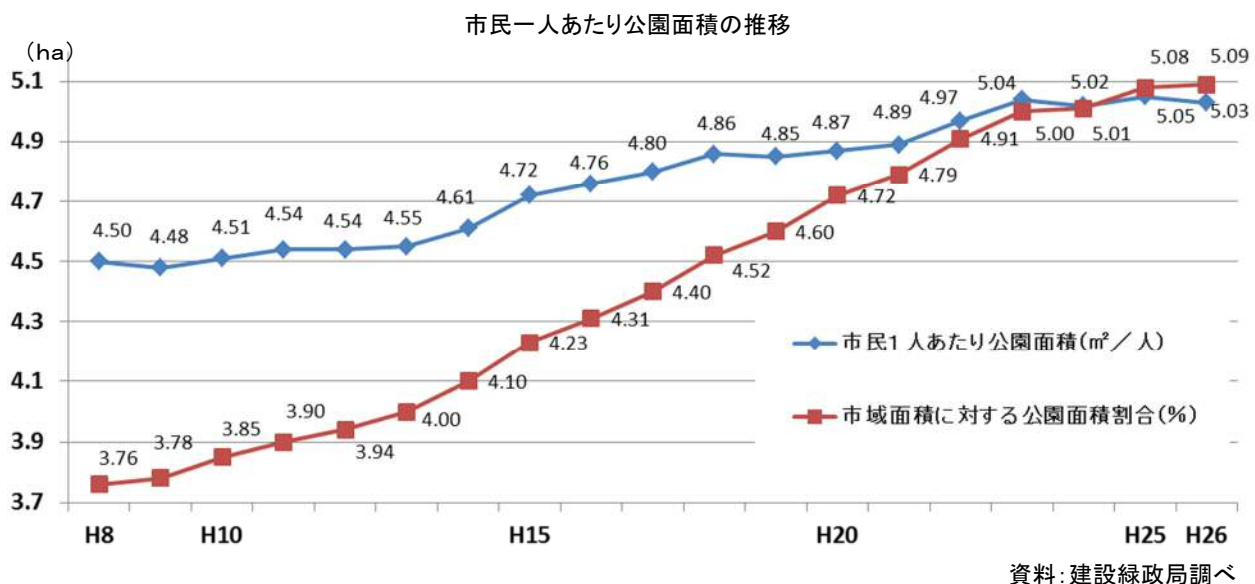
10年
戦略基本
政策1基本
政策2基本
政策3基本
政策4基本
政策5区
計画資料
編等

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26~27 (2014~15)年度	平成 28(2016)~平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
生物多様性推進事業 地域に息づく生き物の生育環境の保全、普及啓発などの取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none">●生物多様性かわさき戦略に基づく事業推進●かわさき生き物マップの運用による市内の生き物情報の発信●生物多様性の保全に関する普及啓発・体験学習の実施	<ul style="list-style-type: none">●生物多様性かわさき戦略に基づく事業推進●かわさき生き物マップの運用による市内の生き物情報の発信●生物多様性の保全に関する普及啓発・体験学習の実施	事業推進

施策2 魅力ある公園緑地等の整備

施策の概要

- ✓ 公園緑地は、都市における緑と水のオープンスペースの中核を成すものであり、都市の安全性の確保、良好な都市環境の形成、スポーツ・レクリエーション活動や地域コミュニティ活動の場、さらに災害発生時の避難地、救援活動拠点など重要な役割を果たしています。このようなことから、うるおいのある豊かな市民生活の実現や新たな社会的なニーズに対応するため、街区公園などの身近な公園を地域の実情に応じて、計画性を持って整備します。再編整備が行われている富士見公園や等々力緑地、多くの団体が活動している生田緑地といった大規模な公園緑地については、その立地特性等を踏まえ、個性と魅力のある整備を進めます。
- ✓ 市内の公園は、直近10年間で増加傾向にある一方、その約6割が開園後30年を経過し、更新時期を迎えています。そのため、予防保全型など適切な管理手法により、計画的な点検と維持管理の取組を進めるとともに、再整備を行う場合は、市民参加による地域のニーズに即した魅力ある公園づくりを進めます。
- ✓ 河川や水路は都市部における貴重なオープンスペースであることから、都市景観の形成や身近な親水施設として、緑豊かで水と親しめ、多様な生物が生息できる空間として、まちづくりと一体的な環境整備を進めます。



【等々力緑地（中原区）】





直接目標

- 豊かな市民生活を実現するため、都市に緑と水のオープンスペースを創出する

主な成果指標

名 称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間における目標値	第2期実施計画期間における目標値	第3期実施計画期間における目標値
一人あたりの公園緑地面積 (建設総政局調べ)	5.0 m ² /人 (平成26年度)	5.0 m ² /人以上 (平成29年度)	5.0 m ² /人以上 (平成33年度)	5.0 m ² /人以上 (平成37年度)

※ 現在、「次期緑の基本計画（平成30年度）」の改定作業中のため、数値等については変更の可能性があります。

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
		平成28(2016)～平成29(2017)年度	平成30(2018)年度以降
富士見公園整備事業 都心における総合公園である「富士見公園」の機能回復を図り、施設の再編整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●富士見公園再編整備基本計画の策定 ●北側再編施設の検討と整備スケジュールの検討 ●プロムナード整備計画の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●北側再編施設（テニスコートなど）の設計 ●プロムナードの設計 ●子ども広場北側の設計・整備 	事業推進
等々力緑地再編整備事業 等々力緑地再編整備実施計画に基づき、陸上競技場や硬式野球場など再編整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●陸上競技場メインスタンダンド完成 ●硬式野球場解体 ●正面広場及び周辺等整備工事の着手 ●じゃぶじゃぶ池やその他の公園施設など再整備の調整 	<ul style="list-style-type: none"> ●陸上競技場第2期整備に向けた事業評価及び整備方針に基づく事業の推進 ●硬式野球場の整備 ●正面広場及び周辺等整備工事の完成 ●じゃぶじゃぶ池やその他の公園施設等の設計 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業評価結果を踏まえた事業推進 ●硬式野球場の完成（平成30年度予定） ●じゃぶじゃぶ池、中央園路の完成（平成30年度予定） ●中央広場の完成（平成31年度予定）
生田緑地整備事業 本市最大の緑の拠点である生田緑地を、自然環境を活かした総合公園として整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●東生田2丁目地区整備基本方針の策定 ●周遊散策路の整備 ●クラブハウス跡地第1期の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●東生田2丁目地区整備基本計画の策定 ●周遊散策路の整備 ●クラブハウス跡地第2期の整備 	事業推進
魅力的な公園整備事業 老朽化の進んだ公園の再整備やバリアフリー化などの取組により、魅力的な公園の整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●公園の再整備 ・小田公園 ●バリアフリー整備 ・三田第3公園 他2公園 ●身近な公園の整備 ・鹿島田2丁目公園 ●防犯カメラの設置・管理に関する方針の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●公園の再整備 ●バリアフリー整備 ●身近な公園の整備 ●防犯カメラの設置 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

資料編等

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26~27 (2014~15)年度	平成 28(2016)~平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
市営霊園の整備 市営霊園において、安定した墓所供給や適切な管理運営を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●市営霊園の整備と管理の方針の策定 ●早野聖地公園の新規墓所の整備 ●無縁改葬の推進と墓所の再募集 ●管理費用等の見直し検討 		事業推進
公園施設長寿命化事業 長寿命化の取組により、遊具など公園施設の効果的な維持管理を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●公園施設の長寿命化計画の策定 ●遊具など公園施設の点検と適切な維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> ●長寿命化計画に基づく遊具など公園施設の点検と適切な維持管理 	事業推進
河川環境整備事業 環境に配慮した都市景観の形成や賑わいとうるおいのあるまちづくりの一環として、水辺に親しめる環境づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●渋川環境整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・憩いの散策ゾーンの整備完成 ・にぎわいの水辺ゾーンの整備着手 	<ul style="list-style-type: none"> ●渋川環境整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・にぎわいの水辺ゾーンの整備完成 	事業推進

【生田緑地（多摩区）】



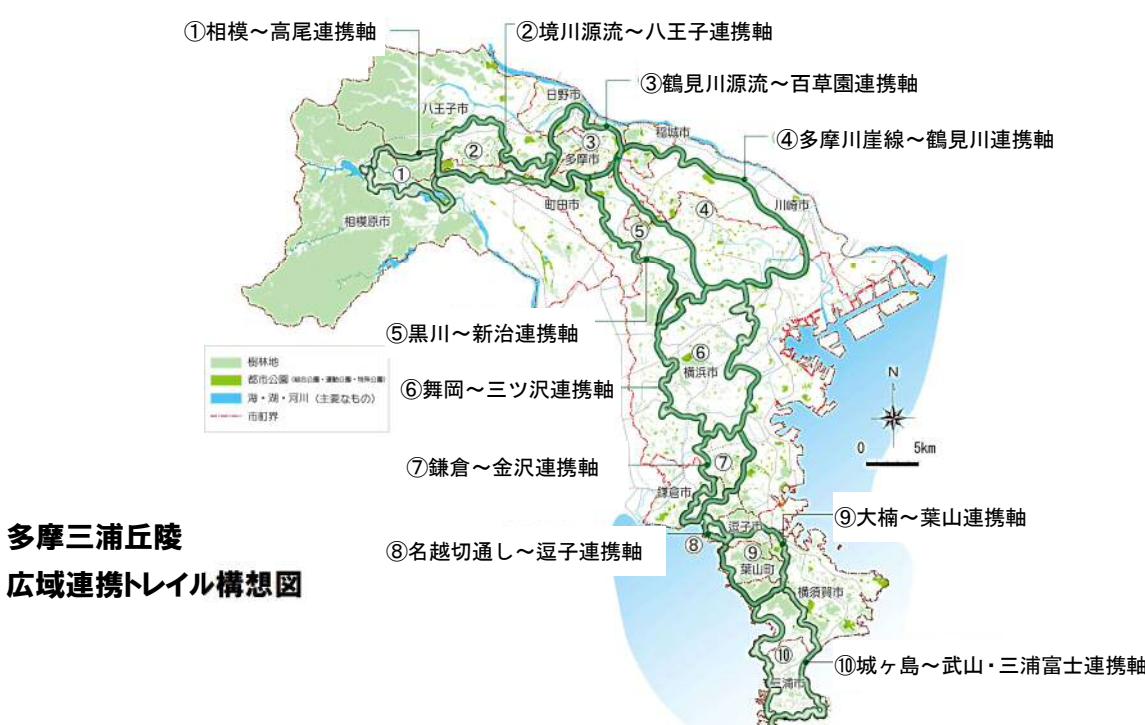
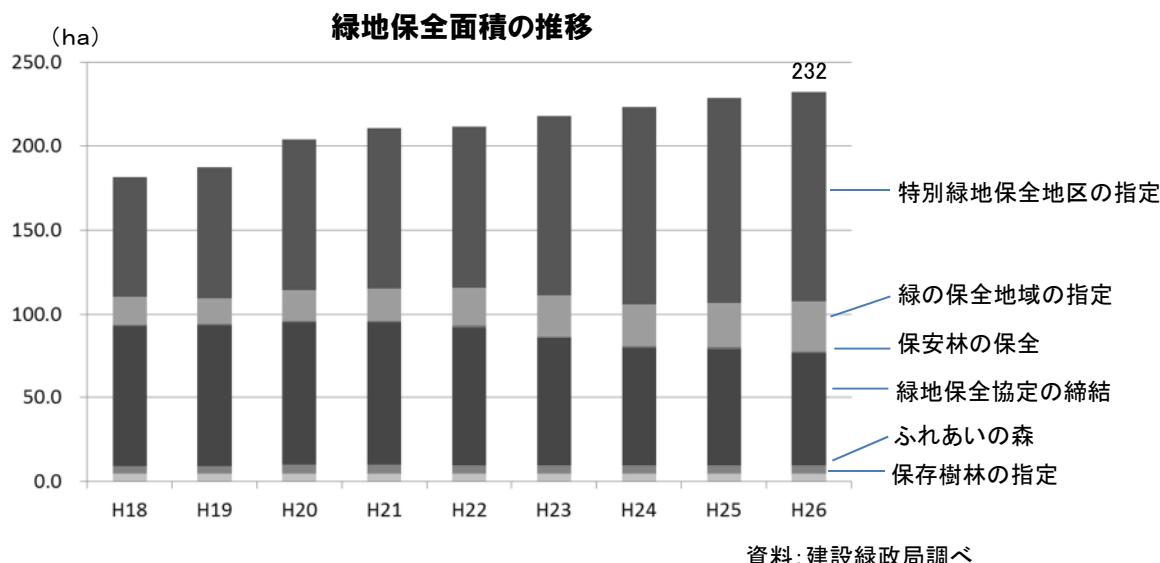
【富士見公園（川崎区）】



施策3 多摩丘陵の保全

施策の概要

- ✓ 市内に残された貴重な緑地、樹林地は、生物多様性の保全や市域を特徴づける景観形成などを進める上で、大切な環境資源です。しかし、民間開発や相続などを契機として緑地の減少が見られることから、保全すべき緑地等を適切に評価し、「特別緑地保全地区」の指定を行うなど、緑地保全に関わるさまざまな制度を活用し、効果的な緑地保全を進めます。また、市民や事業者などとの協働による緑地の適切な管理や再生を進め、次世代に継承できる美しい里地・里山づくりを進めます。
- ✓ 首都圏において、貴重な自然環境を有している多摩・三浦丘陵の緑の保全・再生・創出・活用に向けて、関係自治体との連携を深め、広域的な取組を進めます。
- ✓ 黒川、岡上、早野地区に残された、まとまりのある樹林地や農地は、多摩丘陵のつながりを担うとともに動植物の貴重な生息・生育空間となっていることから、貴重な「農ある風景」を次世代に継承していきます。



直接目標

- 市域に残された緑地、里山を再生、保全し、次世代に継承する

主な成果指標

名 称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間における目標値	第2期実施計画期間における目標値	第3期実施計画期間における目標値
緑地保全面積 (建設緑政局調べ)	232ha (平成26年度)	272ha 以上 (平成29年度)	285ha 以上 (平成33年度)	300ha 以上 (平成37年度)
企業・教育機関等の参加による保全活動累計か所数 (建設緑政局調べ)	4 か所 (平成26年度)	5 か所以上 (平成29年度)	7 か所以上 (平成33年度)	9 か所以上 (平成37年度)

※現在、「次期緑の基本計画（平成30年度～）」の改定作業中のため、数値等については変更の可能性があります。

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
		平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
緑地保全事業	<p>●特別緑地保全地区等の指定の取組 ・用地取得 ・斜面地の安全対策などの工事</p> <p>●緑地保全協定、市民緑地等の締結</p> <p>●緑地保全カルテの更新</p> <p>●企業や教育機関等の参加による保全活動の実施</p>	<p>●特別緑地保全地区等の指定の取組 ・用地取得 ・斜面地の安全対策などの工事</p> <p>●緑地保全協定、市民緑地等の締結</p> <p>●緑地保全カルテの更新</p> <p>●企業や教育機関等の参加による保全活動の実施</p>	事業推進
里山再生事業	<p>●黒川海道特別緑地保全地区の取組 ・施設整備計画の検討 ・里山の保全・再生 ・管理の方向性の検討 ・体験学習等の検討</p> <p>●岡上地区の市民・大学・小学校との連携による保全活動・環境教育の取組</p> <p>●早野地区における都市農地、里地里山の保全と活用による価値向上と活性化に向けた取組の推進</p>	<p>●黒川海道特別緑地保全地区の取組の推進 ・施設整備計画の策定・実施 ・里山の保全・再生 ・管理の方向性の検討 ・体験学習等の実施</p> <p>●岡上地区の市民・大学・小学校との連携による保全活動・環境教育の取組の推進</p> <p>●早野地区における都市農地、里地里山の保全と活用による価値向上と活性化に向けた取組の推進</p>	事業推進
多摩・三浦丘陵広域連携事業	<p>●関係 13 自治体による「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」の開催</p> <p>●広報イベントの実施 ・シンポジウムの開催 ・ウォークラリーの実施</p> <p>●市民・NPO等と連携した保全活動の実施</p>	<p>●関係 13 自治体による「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」の開催</p> <p>●広報イベントの開催 ・シンポジウムの開催 ・ウォークラリーの実施</p> <p>●市民・NPO等と連携した保全活動の実施</p>	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

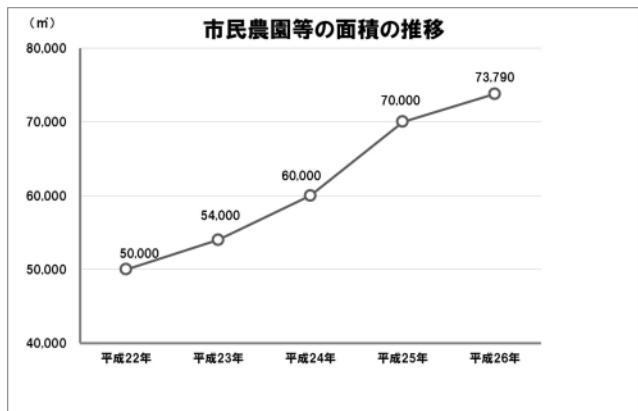
資料編等

施策4 農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進

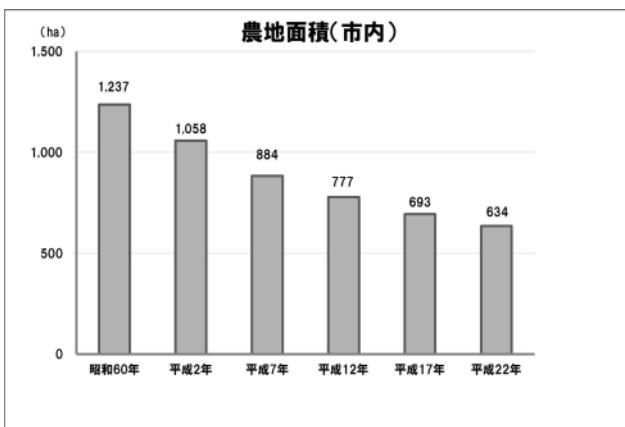
施策の概要

- ✓ 市内の農地面積は10年間（平成12～22年）で約18%減少しています。しかし、都市農地には、農産物の生産だけでなく、良好な景観の形成や水源の涵養などの緑地としての機能や、火災の延焼防止や一時的な避難場所などの防災機能、市民農園などのレクリエーション機能、農作業を高齢者の健康改善や障がい者の自立の支援に役立てることや、農業体験を通じて食に対する理解を深める福祉・教育機能など、多面的な機能を持っています。このような多面的な機能に着目し、市民の農業理解を促進するためのPR等、市内農地を保全・活用するための取組を推進します。
- ✓ 「農」にふれあいたいという市民はますます増えています。市民と「農」を結ぶイベント等、多くの市民に「農」との交流の場を提供することで、市内農業を理解し応援する市民を増やし、都市の中で貴重な農地の保全を図ります。
- ✓ 市民農園等の農業体験を希望する市民のニーズに対応するとともに、農地の保全と活用を図るため、さまざまな形で農業を体験できる機会を創出します。本市が開設から運営までを行う市民農園のほか、農業者や民間事業者等との連携により、利用者同士や農業者等が主体となった市民農園や体験型農園等の農業に触れる機会の充実を図ります。

市民農園の風景



資料：経済労働局調べ



資料：固定資産概要調書

総論

10年
戦略基本
政策1基本
政策2基本
政策3基本
政策4基本
政策5区
計画資料
編等

直接目標

- 多面的な役割を果たしている貴重な農地を市民とともに継承する

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現状	第1期実施計画期間における目標値	第2期実施計画期間における目標値	第3期実施計画期間における目標値
生産緑地の年間新規指定面積 (経済労働局調べ)	12,000 m ² (平成26年度)	12,000 m ² 以上 (平成29年度)	12,000 m ² 以上 (平成33年度)	12,000 m ² 以上 (平成37年度)
防災農地の年間新規登録数 (経済労働局調べ)	7か所 (平成26年度)	8か所以上 (平成29年度)	8か所以上 (平成33年度)	8か所以上 (平成37年度)
市民農園等の累計面積 (経済労働局調べ)	73,790 m ² (平成26年度)	78,000 m ² 以上 (平成29年度)	88,000 m ² 以上 (平成33年度)	98,000 m ² 以上 (平成37年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26~27 (2014~15) 年度	平成 28(2016)~平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
農環境保全・活用事業	<ul style="list-style-type: none"> ●生産緑地地区の指定の推進 ●遊休農地の解消・発生防止に係る啓発活動の実施 ●市民防災農地の登録の推進 ●里地里山用地の整備・管理、里地里山等利活用実践活動による人材育成 ●明治大学農学部と本市による黒川地域連携協議会の運営と専門部会による連携の推進 ●農業情報センターにおけるイベント等の開催とホームページでの情報発信によるグリーン・ツーリズムの推進 ●大型農産物直売所「セレサモス」と連携した都市農業の振興 	<ul style="list-style-type: none"> ●生産緑地地区の指定の推進 ●遊休農地の解消・発生防止に係る啓発活動の実施 ●市民防災農地の登録の推進 ●里地里山用地の整備・管理、里地里山等利活用実践活動による人材育成 ●明治大学農学部と本市による黒川地域連携協議会の運営と専門部会による連携の推進 ●農業情報センターにおけるイベント等の開催とホームページでの情報発信によるグリーン・ツーリズムの推進 ●大型農産物直売所「セレサモス」と連携した都市農業の振興 	事業推進
農業体験提供事業	<ul style="list-style-type: none"> ●市民農園（市が開設から運営まで行う）の管理運営及び利用者の募集 ●体験型農園、市民ファーミング農園（農業者が開設、農作業を指導する）の普及・運営支援 ●地域交流農園（市が開設支援し利用者組合が管理する）の普及・運営支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民農園の管理運営及び利用者の募集 ●体験型農園、市民ファーミング農園の普及・運営支援 ●從来型の市民農園から利用者組合が管理運営を行う地域交流農園への移行 ●（仮称）井田中ノ町地域交流農園の整備、利用者募集 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

資料編等



総論

10年
戦略基本
政策1基本
政策2基本
政策3基本
政策4基本
政策5区
計画資料
編等

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26~27 (2014~15)年度	平成 28(2016)~平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
市民・「農」交流機会推進事業 農業イベント開催などにより、市民が「農」を知る機会を提供します。	<ul style="list-style-type: none">●花と緑の市民フェアの開催(平成 26 年度来場者数 75,000 人)●かわさき地産地消推進協議会を主体にした地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none">●花と緑の市民フェアの開催●かわさき地産地消フェア、料理教室等のイベント実施による地産地消の推進	事業推進

施策5 多摩川の魅力を活かす総合的な取組の推進

施策の概要

- ✓ 「川崎の母なる川・多摩川」は、古くから市民に関わり川崎の骨格を形づくり、まちを発展させてきた歴史的・文化的資源であるとともに、首都圏における貴重な自然環境と多様な生命が共存する空間です。市民共有の大切な財産である多摩川を改めて評価し、市民に身近で憩える環境やより豊かな河川空間の創出をめざします。
- ✓ 多摩川の河川敷の運動施設等は、さまざまなスポーツ・レクリエーションの場として利用されています。より多くの市民が集う場として快適な河川空間の創出や運動施設の充実、利便性の向上を図ります。
- ✓ 流域自治体や市民団体などとの協働により、多摩川を活用した環境学習や体験活動の場としての活用を図ります。また、より多くの市民に多摩川の持つ魅力を知ってもらうとともに、多摩川の魅力的な資源を次世代の子どもたちへ継承・発掘する取組を進めます。



多摩川を使った主な活動

- ① 水辺の安全教室
(かっぱの川流れ)
- ② 渡しの場の復活
- ③ 水辺の楽校(干潟観察会)
- ④ サイクリングコースの整備
- ⑤ 多摩川硬式野球場の整備
- ⑥ 多摩川カヌー教室
- ⑦ 川崎国際多摩川マラソン





直接目標

- 多くの市民が「憩い」「遊び」「学べる」多摩川の魅力を高める

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現状	第1期実施計画期間における目標値	第2期実施計画期間における目標値	第3期実施計画期間における目標値
多摩川に魅力を感じ、利用したことのある人の割合 (市民アンケート)	37.7% (平成27年度)	38%以上 (平成29年度)	39%以上 (平成33年度)	40%以上 (平成37年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
		平成28(2016)～平成29(2017)年度	平成30(2018)年度以降
多摩川プラン推進事業 運動施設や多摩川を訪れる方の利便施設の再整備、河川敷利用のマナーアップに取り組むなど、多摩川が市民に身近な存在になるよう魅力向上の取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●新たな多摩川プランの策定 ●重点エリア（等々力・丸子地区）の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・硬式野球場の整備 ・丸子橋駐車場の有料化 ●サイクリングコースの整備 ●多摩川バーベキュー広場（二子橋）の適正な運営 ●バーベキュー対策の検討（丸子橋周辺など） 	<ul style="list-style-type: none"> ●新たな多摩川プランに基づく多摩川の魅力を活かす総合的な取組の推進 ●重点エリア（等々力・丸子地区）の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・上丸子天神町野球場の整備 ●重点エリア（上平間・古市場地区）の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・野球場やサッカー場などの施設の再整備に向けた検討 ●サイクリングコースの整備 ●多摩川バーベキュー広場（二子橋）の適正な運営 ●バーベキュー対策の検討（丸子橋周辺など） 	事業推進
多摩川市民協働推進事業 市民との協働や流域自治体との連携により、環境学習や体験活動の取組を進め、さまざまな機会を通して多摩川の魅力を発信します。	<ul style="list-style-type: none"> ●水辺の楽校の活動支援 ●流域自治体との協働、連携の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・水辺の楽校（世田谷区、大田区） ・渡しの復活（世田谷区、大田区） ●ニヶ領せせらぎ館や大師河原水防センターの管理運営による情報発信拠点の取組 ●イベント等の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●水辺の楽校の活動の支援 ●流域自治体との協働、連携の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・多摩川水辺の楽校（世田谷区、大田区） ・多摩川渡しの復活（世田谷区、大田区） ●ニヶ領せせらぎ館や大師河原水防センターの管理運営による情報発信拠点の取組 ●イベント等の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・川崎国際多摩川マラソン ・エコ★カップいかだ下り ・みずウォーク川崎大会 ・水辺の安全教室 など 	事業推進

基本政策



活力と魅力あふれる 力強い都市づくり

世界に広がる
Made in KAWASAKI !

世界をリードする川崎のビジネスを、
力強くサポートします。

つながる便利。ひろがる快適。
首都圏の中で便利につながり、
魅力ある暮らしやすいまちをつくります。

まちがステージ、みんなが主役！

スポーツや文化活動が盛んなワクワクできるまちを、
未来へとつなぎます。

未来のための「新たな総合計画」策定中。

川崎をもっともっと住みやすいまちにするために。

基本 政策4

活力と魅力あふれる力強 い都市づくり

総論

10年
戦略基本
政策1基本
政策2基本
政策3基本
政策4基本
政策5区
計画資料
編等

- 我が国が直面している少子高齢化やエネルギー政策の転換、地球温暖化などの課題を新産業の創出に結びつけるとともに、成長を続けるアジアをはじめ、世界と競いながら、付加価値の高い、活力ある産業の集積等を促進することなどで、国際的な課題解決に貢献する、環境と調和した持続可能な産業都市づくりを進めます。加えて、意欲ある人が自らの能力や個性を活かして働くことができるよう、人材育成や多様な就業が可能な社会の実現をめざします。
- 首都圏における、近隣都市の拠点との適切な連携のもとで、それぞれの地域特性を活かし、魅力にあふれ多くの人が市内外から集まる広域的な拠点整備を推進するとともに、まちの成熟化に的確に対応し、誰もが安全で安心して暮らせる身近なまちづくりを進めます。
- また、これらの拠点を結び・支える基幹的な道路や鉄道と、自転車や徒歩も含めて、少子高齢化の急速な進展などの社会状況の変化を見極めながら、誰もが快適に利用できる身近な交通環境の強化をバランスよく進めるまちづくりを基本として、民間活力を活かした、総合的な整備を進めます。
- さらに、それぞれの地域の歴史や文化に根ざした川崎らしさを大切にするとともに、スポーツや音楽などの地域資源を磨き上げ、それらが融合しながら変貌を遂げる国際都市川崎の多彩な魅力を発信します。こうしたことにより、都市ブランドを確立し、市民が愛着と誇りを持ち、一層多くの人々が集い賑わう好循環のまちづくりを進めます。

政策の体系

基本政策4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり

政策4-1 川崎の発展を支える産業の振興

政策4-2 新たな産業の創出と革新的な技術による生活利便性の向上

政策4-3 生き生きと働き続けられる環境をつくる

政策4-4 臨海部を活性化する

政策4-5 魅力ある都市拠点を整備する

政策4-6 良好的な都市環境の形成を推進する

政策4-7 総合的な交通体系を構築する

政策4-8 スポーツ・文化芸術を振興する

政策4-9 戦略的なシティプロモーション

政策4-1 川崎の発展を支える産業の振興

政策の方向性

- ✓ 新興国の急成長により国際競争が激化し、少子高齢化・人口減少による国内市場の縮小が懸念されるなど、産業を取り巻く環境は大きく変化しています。このような変化に的確に対応し、市内産業を持続的に発展させるため、成長著しいアジアの中での国際競争力の強化に向けた取組を推進します。
- ✓ また、産学交流・企業間連携の更なる深化による市内企業の競争力強化をはじめとして、本市のものづくりを支える中小企業の振興や、地域全体の賑わいを創出する商業地域の活性化、地産地消による都市農業の振興などにより、市内経済の好循環に支えられた産業の振興を図ります。

市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	現状	目標
市内産業に活力があり、事業者が元気なまちだと思う市民の割合 (市民アンケート)	28.3%	35%以上

施策の体系

政策4-1 川崎の発展を支える産業の振興

施策4-1-1 アジアを中心とした海外での事業展開支援の強化

施策4-1-2 魅力と活力のある商業地域の形成

施策4-1-3 中小企業の競争力強化と活力ある産業集積の形成

施策4-1-4 都市農業の強みを活かした農業経営の強化

総論

10年
戦略基本
政策1基本
政策2基本
政策3基本
政策4基本
政策5区
計画資料
編等

施策1 アジアを中心とした海外での事業展開支援の強化

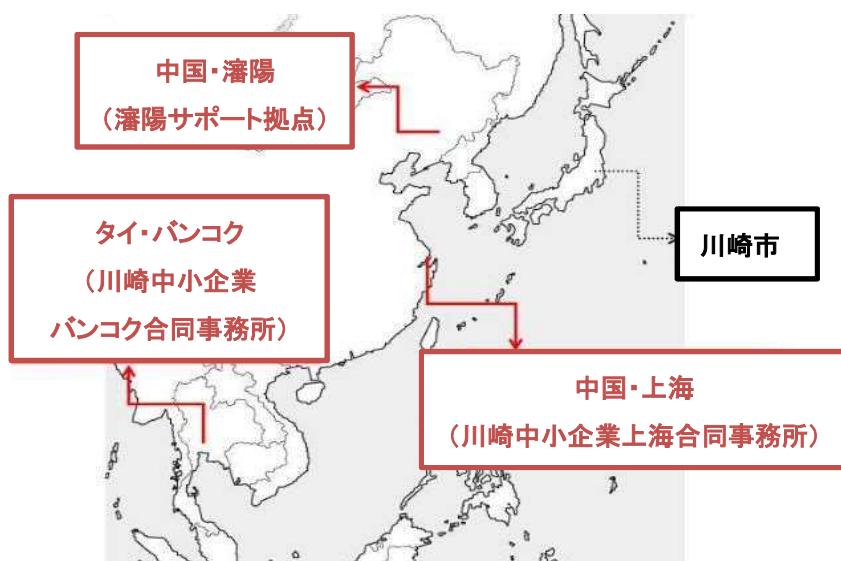
施策の概要

- ✓ 少子高齢化・人口減少に伴う国内市場の縮小や国際競争の激化に直面する市内産業が、今後も生き残り、継続的な発展を遂げるためには、拡大するアジア市場などをターゲットとした積極的な海外展開による販路拡大が必要となります。そのため、海外で開催される展示会等への出展サポートや、市内企業の海外展開を支援するワンストップ窓口の運営等を通じ、実践的な支援を行います。また、関係機関等との連携のもと、市内企業のニーズの高い地域にサポート拠点を設け、海外現地でのビジネス支援を充実させます。
- ✓ アジア諸国では、大気汚染や水質汚濁などの公害問題や地球規模での温暖化への対応が課題となっています。これは、公害の克服に挑戦し続けた歴史を持ち、優れた環境関連技術を有する市内企業にとってのビジネスチャンスであることから、こうした環境技術の移転により、国際貢献と市内産業の活性化を推進していきます。具体的には、川崎国際環境技術展において、環境技術の情報発信や商談機会の創出を図るとともに、市内企業や関係団体等で構成するグリーンイノベーションクラスターなどにおいて、国内外のニーズと本市が培った行政経験などの川崎が持つシーズを組み合わせて、官民の協力による国内外の環境改善プロジェクトに取り組みます。

総論

10年
戦略基本
政策1基本
政策2基本
政策3基本
政策4基本
政策5区
計画資料
編等

川崎市サポート拠点



川崎国際環境技術展



直接目標

● 海外展開する市内企業を支援し、海外で活躍する企業を増やす

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現状	第1期実施計画期間における目標値	第2期実施計画期間における目標値	第3期実施計画期間における目標値
市が支援したビジネスマッチングの年間成立件数 (経済労働局調べ)	581件 (平成26年度)	630件以上 (平成29年度)	660件以上 (平成33年度)	700件以上 (平成37年度)
グリーンイノベーションクラスターのプロジェクトの年間件数 (経済労働局調べ)	2件 (平成27年度)	5件以上 (平成29年度)	7件以上 (平成33年度)	10件以上 (平成37年度)

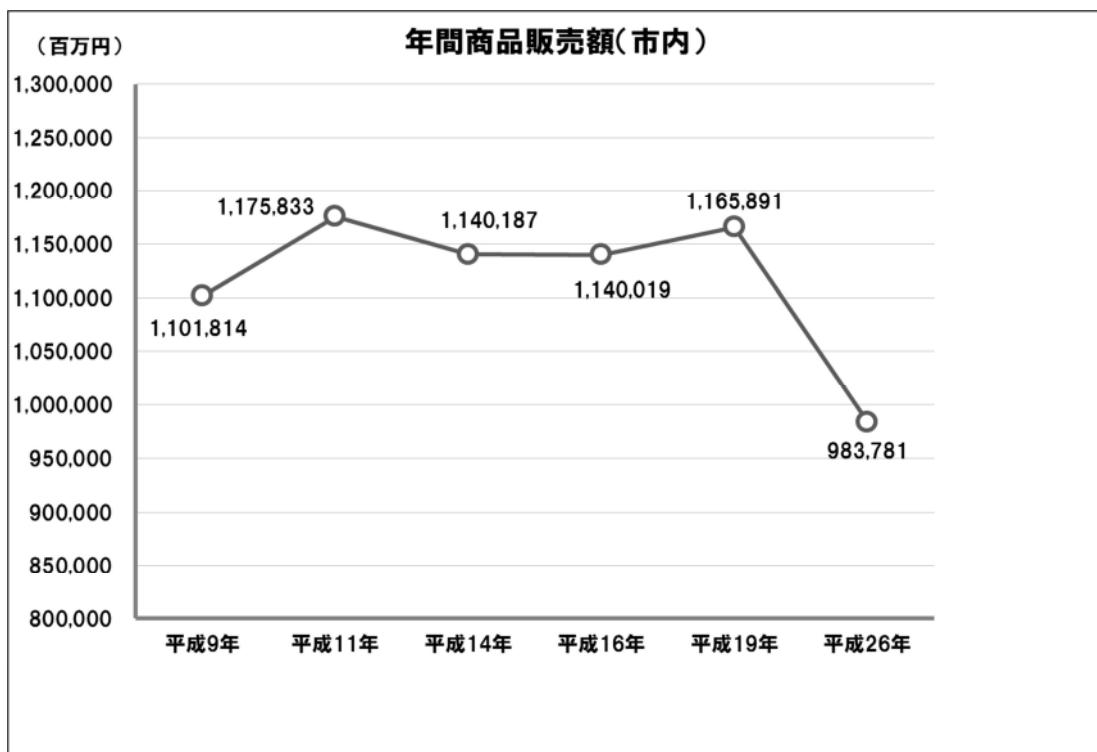
計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成26～27 (2014～15)年度	平成28(2016)～平成29(2017) 年度	平成30(2018) 年度以降
海外販路開拓事業 海外での販路開拓に係る機会の創出、国内外でのフォローアップ等を通じ、市内企業の海外ビジネス展開を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●市海外ビジネス支援センターでのワンストップサービスの実施 ●中国（上海、青島、瀋陽、広州）、タイ（バンコク）での展示会出展に係る市内企業活動の支援 ●海外サポート拠点を中国（瀋陽）、タイ（バンコク）にて開設、現地支援体制の構築 ●タイ工業省、ラオス計画投資省との覚書締結によるタイ・ラオスと市内企業との連携促進やサポート体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ●市海外ビジネス支援センターでのワンストップサービスの機能充実とコーディネーターによる市内企業の支援 ●中国（上海、青島、瀋陽、広州）、タイ（バンコク）での展示会出展に係る市内企業活動の支援 ●海外サポート拠点を通じた現地支援体制の充実 ●タイ工業省、ラオス計画投資省との覚書締結によるタイ・ラオスと市内企業との連携促進やサポート体制の充実 	事業推進
国際環境産業推進事業 グリーン・イノベーション推進方針に基づき、新たな環境関連ビジネスの創出やビジネスマッチングを促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●川崎国際環境技術展の開催 ●川際国際環境技術展出展企業等へのマッチング・フォローアップの実施 ●市グリーン・イノベーション推進方針の策定、方針に基づく取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●川崎国際環境技術展の開催 ●川崎国際環境技術展出展企業等へのマッチング・フォローアップの実施 ●プロジェクト創出による企業の海外展開の支援及び国際貢献の推進 	事業推進
上下水道分野における国際展開推進事業 水関連企業の海外展開支援と世界の水環境改善のため、上下水道分野の国際展開を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●かわさき水ビジネスネットワークを通じた水関連企業の海外展開支援の推進 ●JICA等を通じた専門家派遣や研修生・視察者受入れの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●かわさき水ビジネスネットワークを通じた水関連企業の海外展開支援の推進 ●JICA等を通じた専門家派遣や研修生・視察者受入れの推進 	事業推進

施策2 魅力と活力のある商業地域の形成

施策の概要

- ✓ 本市は、大規模商業施設や商店街を一体的に捉えた魅力的な商業地域エリアを形成するとともに、地域ごとの特徴を踏まえた商業活性化策を展開してきました。一方、経営者の高齢化や後継者不足等により市内商店街数は、年々減少しており大変厳しい経営環境にあります。
- 商店街には、地域コミュニティの核としての役割も期待されることから、エリアプロデューサーの派遣や魅力ある店舗の創出、空き店舗を活用した開業の促進などによる商店街の活性化を図ります。
- ✓ 多数の大型商業施設や商店街が集積する川崎駅周辺地区などの商業エリアにおいて、ブランド力のある商業集積地を形成する取組を行い、その魅力を内外に広くPRすることで、更なる集客と賑わいの創出を図ります。
- ✓ 卸売市場は、市民に安定的かつ効率的に生鮮食料品等を供給する機能が今後とも重要であることから、将来に必要な市場の機能や役割等を明らかにし、持続可能な市場経営体制を確立します。さらに、効率的な管理運営体制の確立に向けて、民間活力の導入や新地方公会計制度に基づく財務諸表の管理など、経営基盤の強化等に的確に取り組みます。



※小売業の年間販売額 資料：経済労働局調べ

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

資料編等

直接目標

- 魅力と活力のある商業地域の形成や付加価値が高く競争力のある商品の供給により、商業を活性化させる

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現状	第1期実施計画期間における目標値	第2期実施計画期間における目標値	第3期実施計画期間における目標値
小売業年間商品販売額 (商業統計調査)	9,838 億円 (平成26年)	1兆円以上 (平成29年)	1兆円以上 (平成33年)	1兆円以上 (平成37年)
市場の年間卸売取扱量 (経済労働局調べ)	151,433t (平成26年)	151,433t 以上 (平成29年)	151,433t 以上 (平成33年)	151,433t 以上 (平成37年)

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26~27 (2014~15) 年度	平成 28(2016)~平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
商店街課題対応事業	<p>●街路灯のLED化等の商店街エコ化プロジェクト事業の実施（平成 26 年度 9 商店街）</p> <p>●防犯カメラ、AED 等の設置を補助する安全安心事業の実施（平成 26 年度 8 商店街）</p> <p>●市内商店街における創業予定者向けセミナーの実施（平成 26 年度 13 回）</p> <p>●老朽化した街路灯の除去等を行う商店街施設撤去支援</p>	<p>●街路灯のLED化等の商店街エコ化プロジェクト事業の実施</p> <p>●防犯カメラ、AED 等の設置を補助する安全安心事業の実施</p> <p>●市内商店街における創業予定者向けセミナーの実施</p> <p>●老朽化した街路灯の除去等を行う商店街施設撤去支援</p>	事業推進
商業ネットワーク事業	<p>●「いいじんかわさき」等の川崎駅周辺の商店街イベントの支援</p> <p>●かわさきアジアンフェスタの実施</p> <p>●川崎駅周辺をめぐり歩く仮装パレード等を行うカワサキハロウィンへの支援</p>	<p>●「いいじんかわさき」等の川崎駅周辺の商店街イベントの支援</p> <p>●かわさきアジアンフェスタの実施</p> <p>●川崎駅周辺をめぐり歩く仮装パレード等を行うカワサキハロウィンへの支援</p>	事業推進
地域連携事業	<p>●商店街の魅力を高めるイベント事業等への支援（平成 26 年度 29 件）</p> <p>●市内公衆浴場の経営安定等の支援</p> <p>●銭湯マップ作成、スタンプラリーの実施等大田区との連携事業の実施</p>	<p>●商店街の魅力を高めるイベント事業等への支援</p> <p>●市内公衆浴場の経営安定等の支援</p> <p>●銭湯マップ作成、スタンプラリーの実施等大田区との連携事業の実施</p>	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15) 年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
まちづくり連動事業	<ul style="list-style-type: none"> ●川崎駅周辺の大型店や商店街等の連携による市街地活性化の推進 ●大規模小売店舗が立地する周辺地域の環境保持の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●川崎駅周辺の大型店や商店街等の連携による市街地活性化の推進 ●大規模小売店舗が立地する周辺地域の環境保持の推進 	事業推進
商業力強化事業	<ul style="list-style-type: none"> ●川崎商工会議所との連携による商業集積エリア活性化のためのエリアプロデュース事業の実施 ●魅力あふれる店舗や商品を生み出す個店創出事業の実施 ●専門家等が市内商店街を訪問・指導する商店街出張キャラバン隊事業の実施 ●市商店街連合会の機能強化と活動支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●川崎商工会議所との連携による商業集積エリア活性化のためのエリアプロデュース事業の実施 ●魅力あふれる店舗や商品を生み出す個店創出事業の実施 ●専門家等が市内商店街を訪問・指導する商店街出張キャラバン隊事業の実施 ●市商店街連合会の機能強化（平成 28 年度までの時限措置）と活動支援 	事業推進
卸売市場の管理運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ●卸売市場の位置づけ、役割、機能強化の方向性等の検討 ●南北市場における効率的な管理運営の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●南北市場のそれぞれの特性を活かした活性化策の実施及び今後のあり方の検討を踏まえた市場の運営 ●民間活力の導入や新地方公会計制度に基づく財務諸表の管理等による南北市場の効率的な管理運営の実施 	事業推進
卸売市場施設整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ●施設の補修・改修工事の実施 ●北部市場屋上駐車場防水工事の実施設計 ●配送棟、パッケージ棟の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●施設の更新や老朽化対策の実施 ●北部市場の屋上駐車場防水工事の実施 ●民間活力による北部市場青果荷捌場棟の整備 ●流通過程における一貫した低温・冷蔵・冷凍の状態を保持したコールドチェーン化の検討 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策5

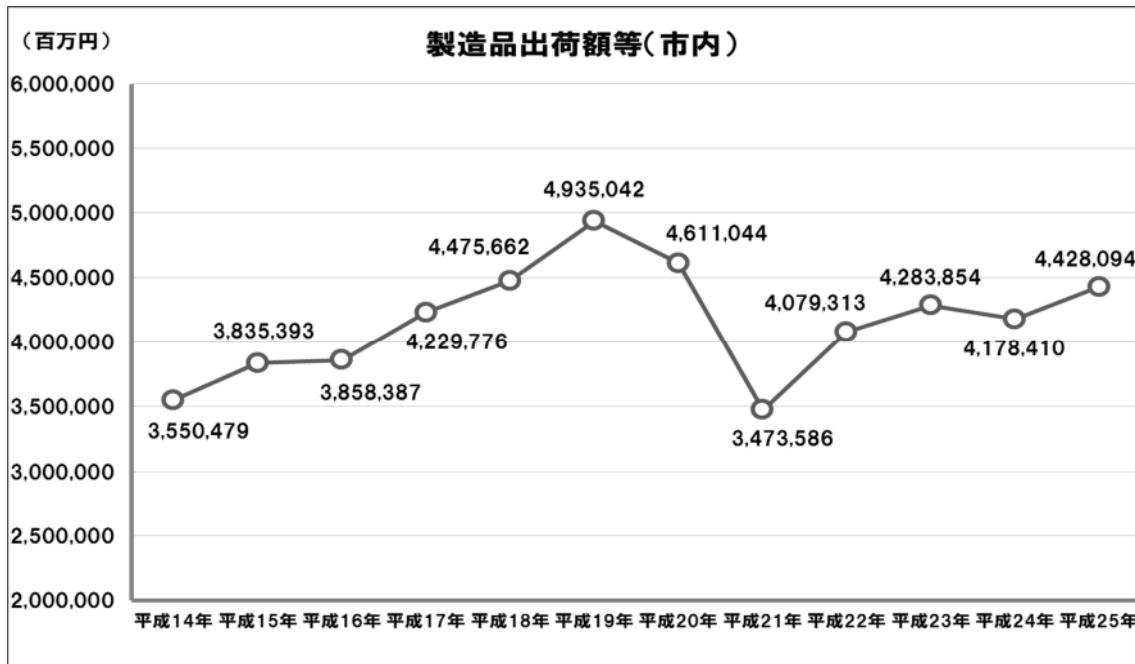
区計画

資料編等

施策3 中小企業の競争力強化と活力ある産業集積の形成

施策の概要

- ✓ 國際競争の激化に伴い、国内大手企業による生産拠点の海外移転が進むなど、市内中小企業（特に中小製造業）にとって非常に厳しい経営環境にあり、市内事業所数は減少を続けています。一方で、中小企業は、新事業創出や地域の雇用創出、地域経済の発展等に大きく貢献し、地域社会に欠かせない存在であることから、本市としての基本姿勢を明確にした「(仮称) 中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」に基づき、技術力・製品開発力の更なる高度化や販路拡大の支援など、中小企業の活性化に向けた取組を行います。
- ✓ 本市には、ものづくり産業とともに、約400の研究開発機関が集積しています。また、学術・開発研究機関に従事する研究者の割合が政令指定都市の中でも最も高く、人材にも恵まれています。こうした産業集積を背景に、優れた技術力を持つ市内中小企業が、大企業や大学・研究機関等が保有する特許等の知的財産を活用できるようマッチングを行うなど、競争力のある製品開発が行えるよう支援します。
- ✓ 優れた技術力・製品開発力を持ちながら、営業力や情報発信力が弱い市内中小企業に対して、展示会の出展等を通じて、新規取引先の開拓や販路拡大に向けた支援を行います。
- ✓ 資金調達力に乏しい市内中小企業に対し、必要な資金を円滑に供給するため、金融機関等との連携による低金利で利用しやすい融資制度を運用します。



資料：工業統計調査

総論

10年
戦略基本
政策1基本
政策2基本
政策3基本
政策4基本
政策5区
計画資料
編等

直接目標

- 市内中小企業の技術を活かして事業展開できる環境を整備することで、経営を改善し、成長を促進させる

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現状	第1期実施計画期間における目標値	第2期実施計画期間における目標値	第3期実施計画期間における目標値
製造品出荷額等 (工業統計調査)	4兆2,968億円 (平成23~25年平均)	4兆2,968億円 以上 (平成27~29年平均)	4兆2,968億円 以上 (平成31~33年平均)	4兆2,968億円 以上 (平成35~37年平均)
知的財産交流会におけるマッチングの年間成立件数 (経済労働局調べ)	4件 (平成26年度)	4件以上 (平成29年度)	4件以上 (平成33年度)	4件以上 (平成37年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成26~27 (2014~15)年度	平成28(2016)~平成29(2017) 年度	平成30(2018) 年度以降
知的財産戦略の推進	<p>市知的財産戦略の重点事業として、大企業の特許等を活用した中小企業の新製品開発支援や知的財産の管理・活用の意識啓発を図る研修等を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●知的財産交流会の開催（平成26年度4回） ●知財コーディネーターによる事業化支援・市場化支援 ●知的財産シンポジウムの開催（平成26年度1回） ●知的財産スクールの開催（平成26年度6回） 	<ul style="list-style-type: none"> ●知的財産交流会の開催 ●知財コーディネーターによる事業化支援・市場化支援の更なる充実 ●知的財産シンポジウムの開催 ●知的財産スクールの開催 ●知的財産戦略の更新 	事業推進
ものづくり中小企業経営革新等支援事業	<p>市内ものづくり中小企業の新技術・新製品開発等を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新技術・新製品開発等の支援（平成26年度7件） ●産学共同研究開発プロジェクトの支援（平成26年度1件） 	<ul style="list-style-type: none"> ●経営革新を進める市内中小企業の新製品・新技術開発等の支援の充実 ●大学、大企業の研究開発機関と連携した産学共同研究開発プロジェクトの支援の充実 	事業推進
ものづくり中小企業販路開拓支援事業	<p>展示会への出展に関する支援を実施し、中小企業の取引機会の拡大を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●工業製品の販路開拓を目的とした展示会出展料の補助（平成26年度6件） ●展示会への共同出展による技術・製品のPR支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●工業製品の販路開拓を目的とした展示会出展料の補助 ●展示会への共同出展による技術・製品のPR支援 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

資料編等



総論

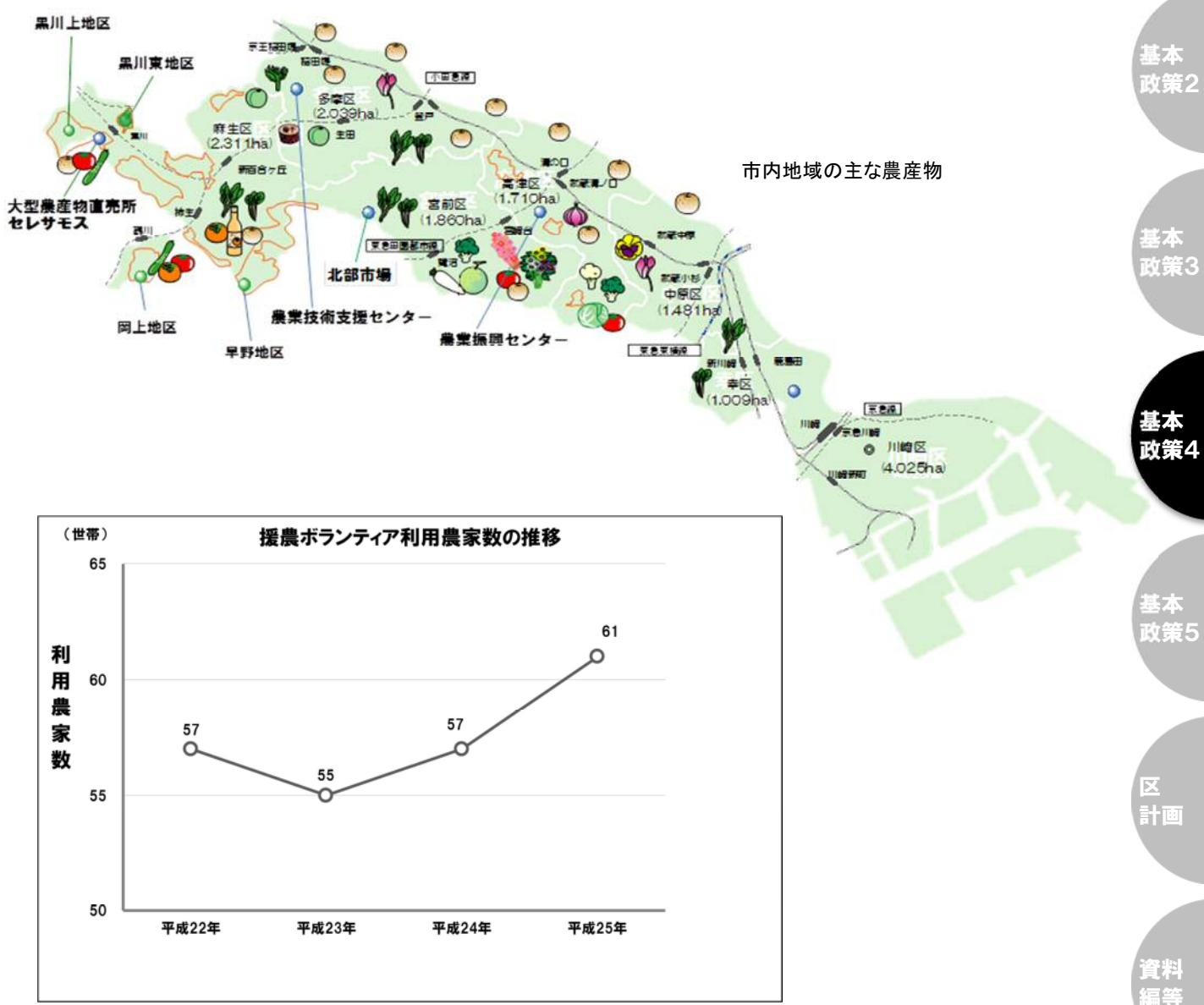
10年
戦略基本
政策1基本
政策2基本
政策3基本
政策4基本
政策5区
計画資料
編等

事務事業名	現状 (平成 26~27 (2014~15) 年度)	事業内容・目標	
		平成 28(2016)~平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
かわさきブランド推進事業 優れた工業製品等について「川崎ものづくりブランド」の認定を行い、市内工業製品等の認知度向上及び販路拡大を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●川崎ものづくりブランドの認定（平成 26 年度 9 件） ●新聞・メディア等の各種情報媒体による認定品の情報発信 	<ul style="list-style-type: none"> ●川崎ものづくりブランドの認定 ●新聞・メディア等の各種情報媒体による認定品の情報発信 	事業推進
事業承継・事業継続支援事業 市内中小企業の技術力や経営資源を将来にわたり、維持・発展させるための取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●事業承継、事業継続（B C P）の策定支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●市内中小企業の経営継続に向けた事業承継、事業継続の策定支援の充実 	事業推進
川崎市産業振興財団運営費等補助事業 中小企業の経営力・技術力の高度化や新事業創出を促進するため、国や県、地域の産業支援機関等と連携して多面的な支援を展開します。	<ul style="list-style-type: none"> ●中小企業の経営・技術面に関するコンサルティング支援（窓口相談、ワンデイコンサルティング、専門家派遣） ●出張キャラバン隊による新事業分野でのビジネスマッチング等のコーディネート支援活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●中小企業の経営・技術面に関するコンサルティング支援の実施（窓口相談、ワンデイコンサルティング、専門家派遣） ●出張キャラバン隊による新事業分野でのビジネスマッチング等のコーディネート支援活動の実施 	事業推進
間接融資事業 市信用保証協会や取扱金融機関との連携により、中小企業等への円滑な資金供給を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●制度融資による中小企業への安定的な資金供給 	<ul style="list-style-type: none"> ●制度融資による中小企業への安定的な資金供給 	事業推進
先端産業等立地促進事業 先端技術を持つ企業の事業化を支援することにより、先端産業の創出と集積を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●先端産業創出支援制度（事業所の新設に伴う土地、建物、設備の取得等に要する経費のうち、研究開発機能に関する経費の一部を助成）を活用した先端産業立地の促進 ●工業用地等需給情報の収集と活用による積極的な産業立地の誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ●先端産業創出支援制度を活用した先端産業立地促進 ●先端産業創出支援助成金の申請受付 ●先端産業創出支援制度による立地企業への助成金交付と操業支援 ●工業用地等需給情報の収集と活用による積極的な産業立地の誘導 	事業推進
対内投資促進事業 地理的優位性や環境技術の蓄積など、本市の強みを海外に対して効果的に情報発信し、対内投資を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●ジェトロ等関係機関との連携や市海外ビジネス支援センター等の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ●ジェトロ等関係機関との連携や市海外ビジネス支援センター等の活用 	事業推進
内陸部操業環境保全対策事業 中小製造業の操業環境と住民の住環境の調和を図りながら、工業集積の維持・発展を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●住工共生のまちづくり活動の支援 ●都市計画道路「宮内新横浜線」建設に伴う移転対象事業者の市内への立地誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ●住工共生のまちづくり活動の支援 ●都市計画道路「宮内新横浜線」建設に伴う移転対象事業者の市内への立地誘導 	事業推進

施策4 都市農業の強みを活かした農業経営の強化

施策の概要

- ✓ 本市の農業人口は減少傾向にあります。営農意欲を向上させ、市内農業を活性化させるためには、農業が魅力的な産業となるよう、更なる地産地消の推進や農業経営の効率化・高度化を図るとともに、農業従事者の高齢化に伴う担い手・後継者不足に対応した取組を進めます。
- ✓ 市内農業者の健全な農業経営に寄与するため、生産性を向上させ経営の合理化等に取り組む農業者に対して経営支援を行うとともに、農業技術支援センターを運営する中で、地域課題に対応した農業技術の試験・研究、普及に取り組みます。また、安定した農業生産を維持するため、農業振興地域等の農業用施設の維持・管理を行います。
- ✓ 農業の担い手を確保・育成するため、技術的な支援だけでなく、若手農業者団体や女性農業者団体などの活動、ネットワークづくりを支援します。また、川崎の農業を牽引する認定農業者の確保、支援を図ります。さらに、農家を手助けする援農ボランティアの育成・活用など、担い手の高齢化や減少に対応した取組を進めます。



直接目標

- 市内農家の農業経営を安定化・健全化させる

主な成果指標

名 称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間における目標値	第2期実施計画期間における目標値	第3期実施計画期間における目標値
認定農業者累計数 (経済労働局調べ)	25人 (平成26年度)	30人以上 (平成29年度)	40人以上 (平成33年度)	50人以上 (平成37年度)
援農ボランティアの累計活動日数 (経済労働局調べ)	400日 (平成26年度)	440日以上 (平成29年度)	520日以上 (平成33年度)	600日以上 (平成37年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現状 平成 26~27 (2014~15) 年度	事業内容・目標	
		平成 28(2016)~平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
担い手・後継者育成事業	<p>講習会の開催や農業者組織の活動支援等を通じて、経営感覚に優れた農業の担い手・後継者の育成を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性農業者及び青年農業者組織の活動支援 認定農業者（農業改善計画を作成し、市から認定を受けた農業者）の確保と育成 認定農業者等の意欲ある農業者に対する支援の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 女性農業者及び青年農業者組織の活動支援 認定農業者の確保と育成 認定農業者等の意欲ある農業者に対する支援の充実 	事業推進
農業経営支援・研究事業	<p>施設整備や農業機械等の導入などにより生産性を向上させ、経営の合理化に取り組む農業者を支援します。また、農業技術支援センターにおいて、農業経営向上に資する農業技術の研究・普及に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 農産物の栽培技術向上のための各種試験研究及び農産物等の実証栽培の実施 生産者向け講習会等の実施（平成 26 年度 122 回） 環境保全型農業推進方針の改定、及び新たな方針に基づく環境保全型農業の普及推進 	事業推進
農業生産基盤維持・管理事業	<p>安定した農業生産を維持するため、農業振興地域等における農業用施設の維持・管理を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 農業振興地域整備計画に基づく農用地区域の適正管理、違反転用地の違反解消に向けた活動の実施 農業振興地域の農業用水利施設等ストックマネジメント調査と計画的改修の実施 黒川東土地改良事業共同施行の換地事業完了に向けた支援 	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26~27 (2014~15)年度	平成 28(2016)~平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
援農ボランティア育成・活用事業	<p>●援農ボランティアの育成 ●講座修了後の援農ボランティアの活動支援</p>	<p>●援農ボランティアの育成 ●講座修了後の援農ボランティアの活用促進に向けた支援</p>	事業推進
多様な連携推進事業	<p>●多様な主体（農業者、商業者、大学、福祉団体等）の連携による地域農業の活性化の推進</p>	<p>●多様な主体（農業者、商業者、大学、福祉団体等）の連携による地域農業の活性化の推進 ●（仮称）都市農業活性化推進フォーラムの設立 ●農作業の効率化、省力化等に向けたモデル事業の推進</p>	事業推進

総論

10年
戦略基本
政策1基本
政策2基本
政策3基本
政策4基本
政策5区
計画資料
編等

政策4-2 新たな産業の創出と革新的な技術による生活利便性の向上

政策の方向性

✓ 高齢化の進行やＩＣＴ（情報通信技術）の進展、国内外のエネルギー政策の大きな転換など、社会環境の変化を的確に捉えながら、生活の質を向上させ、新たなライフスタイルを実現することをめざして取組を進めていくことが、これからは重要です。医療・福祉、エネルギーなどの新たな成長分野における川崎発のイノベーションを創出するとともに、コンベンション機能の創出等によって多様で創造性のある人材の交流を促進し、市内企業の競争力の向上を図ります。また、いつでもＩＣＴを使える環境や、誰でも公的機関のデータが活用できる環境を整備するなど、市民生活の更なる利便性の向上や、地域経済の活性化を図ります。

市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	現状	目標
新しいビジネスの生まれているまちだと思う市民の割合 (市民アンケート)	24.4%	30%以上
行政サービスでインターネットやスマートフォンなどのＩＣＴの活用が進んでいると思う市民の割合 (市民アンケート)	22.9%	30%以上

施策の体系

政策4-2 新たな産業の創出と革新的な技術による生活利便性の向上

施策4-2-1 ベンチャー支援、起業・創業の促進

施策4-2-2 地域を支える産業の育成・市内事業者等の新分野への進出支援

施策4-2-3 科学技術を活かした研究開発基盤の強化

施策4-2-4 スマートシティの推進

施策4-2-5 ICT(情報通信技術)の活用による市民利便性の向上

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

資料編等

施策1 ベンチャー支援、起業・創業の促進

施策の概要

- ✓ 市内産業の活性化を図っていくためには、社会環境の変化に応じた新たな成長産業を育成することが必要であることから、独自の技術や商品・サービス等を活かして起業しようとする個人や新たな事業分野へ進出しようとする中小企業を支援します。
- ✓ 起業をめざす人や新分野への進出をめざす中小企業は、オフィスなどの事業スペースや経営に関する知識の不足から、ビジネスプランや新技術を事業に結びつけることが難しいと言われています。「かわさき新産業創造センター（KBIC）」をはじめとする市内のインキュベーション施設において事業スペースを提供するとともに、入居企業に対して、専門家によるアドバイスの提供や、資金調達・販路拡大などに関するさまざまな支援を行います。
- ✓ 起業啓発、起業準備、事業化、事業発展の各成長段階に応じた効果的な支援を行い、資金調達やビジネスパートナーとの出会いの場、広く製品発表の場を提供するとともに、技術の高度化や人材育成を支援します。

総論

10年
戦略基本
政策1基本
政策2基本
政策3基本
政策4基本
政策5区
計画資料
編等

かわさき新産業創造センター(KBIC)、ナノ・マイクロ产学研官共同研究施設(NANOBIC)



かわさき起業家オーディション



直接目標

- 次代を支える産業を創出するため、市内での起業を盛んにする

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現状	第1期実施計画期間における目標値	第2期実施計画期間における目標値	第3期実施計画期間における目標値
起業支援による年間市内起業件数 (経済労働局調べ)	62件 (平成26年度)	80件以上 (平成29年度)	100件以上 (平成33年度)	120件以上 (平成37年度)
かわさき新産業創造センター(KBIC)の入居率 (経済労働局調べ)	90% (平成26年度)	90%以上 (平成29年度)	90%以上 (平成33年度)	90%以上 (平成37年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
		平成28(2016)～平成29(2017)年度	平成30(2018)年度以降
起業化総合支援事業	<p>民間の創業支援事業者等と連携して、セミナーやビジネスプラン発表の場を設け、市内での起業を促進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●創業フォーラム（平成26年度2回）及び起業家塾の開催（平成26年度10回） ●かわさき起業家オーディションの開催（平成26年度6回） ●市創業支援事業計画に基づく民間創業支援事業者等との連携による起業の促進 	事業推進
新産業創造支援事業	<p>KBICを拠点とした市内企業の成長支援、基盤技術の高度化支援に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●KBICの運営、市内企業の基盤技術高度化支援の実施 ●KBICの修繕・機能維持の実施 ●子どもたちのものづくりへの興味・関心を醸成するイベントの実施 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

資料編等

施策2 地域を支える産業の育成・市内事業者等の新分野への進出支援

施策の概要

- ✓ 急速な高齢化の進行により国内市場の縮小が懸念される中でも、福祉製品の需要や福祉サービスの対象者は増加しています。また、中国などのアジア諸国でも今後は高齢化が進むため、こうした社会的な環境変化に対応し、市内企業の福祉産業への進出や、優れた福祉製品の開発を促すことにより、市内産業の活性化につなげていく必要があります。そのため、優れた福祉製品の認証や、市内企業と福祉施設の運営事業者等の関係者とのネットワーク組織として構築したウェルフェアイノベーションフォーラムの運営、専門コーディネーターの活用などにより、産業分野と福祉分野のマッチングを行い、介護現場などのニーズにあった製品開発を促進します。
- ✓ 少子高齢化の進行に伴い、子育て支援や高齢者のサポートなどの地域に密着した多種多様な課題について、さまざまな主体の連携による解決をめざした取組が今後重要となります。地域資源や地域人材を活かして地域住民自らが取り組むコミュニティビジネスを振興することで、担い手の育成や中間支援の充実を図ります。

ウェルフェアイノベーションフォーラムのプロジェクト稼働件数

平成26年度実績	10件
主なプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・見守りシステムの構築 ・自動排泄処理装置の改良 ・UDタクシーを活用した工場夜景ツアーモデル検証 ・腰痛軽減用具の開発 ・高齢者福祉のためのコミュニケーションペットの開発

※ウェルフェアイノベーションフォーラム

資料：経済労働局調べ

福祉関係期間と産業の多様な関係者によるネットワークのことを指します。

総論

10年
戦略基本
政策1基本
政策2基本
政策3基本
政策4基本
政策5区
計画資料
編等

かわさき基準で認証された福祉製品

ロボットスーツ HAL®

直接目標

- 成長分野や地域課題解決に寄与する市内事業所等の新分野への進出を促進する

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現状	第1期実施計画期間における目標値	第2期実施計画期間における目標値	第3期実施計画期間における目標値
ウェルフェアイノベーションフォーラムでのプロジェクト稼働件数 (経済労働局調べ)	10件 (平成26年度)	20件以上 (平成29年度)	30件以上 (平成33年度)	30件以上 (平成37年度)
コミュニケーションビジネス・ソーシャルビジネスの年間起業件数 (経済労働局調べ)	4件 (平成26年度)	5件以上 (平成29年度)	6件以上 (平成33年度)	7件以上 (平成37年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現状 平成 26~27 (2014~15) 年度	事業内容・目標	
		平成 28(2016)~平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
ウェルフェアイノベーション推進事業	<p>ウェルフェアイノベーションフォーラムの開催やコーディネーターを活用した福祉産業のプロジェクト創出を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●福祉施設や企業等の関係機関の連携によるプロジェクト創出の推進（平成 26 年度 10 プロジェクト稼働） ●ウェルフェアイノベーションフォーラムの開催（平成 26 年度 3 回） 	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉施設や企業等の関係機関の連携によるプロジェクト創出の推進 ●ウェルフェアイノベーションフォーラムの開催 	事業推進
かわさき基準推進事業	<p>福祉関係者等から構成するかわさき基準推進協議会と連携し、かわさき基準に基づく福祉製品の認証等を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●かわさき基準による福祉製品の認証（平成 26 年度 22 製品認証） ●国際福祉機器展への出展 	事業推進
コミュニケーションビジネス振興事業	<p>地域課題の解決に取り組む事業の担い手育成や中間支援の充実など、コミュニケーションビジネス創出の環境整備に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニケーションビジネス（以下、C B）・ソーシャルビジネス（以下、S B）相談窓口の開設 ●C B・S Bに関する担い手育成講座の実施 ●K S（川崎市・専修大学）ソーシャルビジネス・アカデミーの共同運営 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

資料編等

総論

10年
戦略基本
政策1基本
政策2基本
政策3基本
政策4基本
政策5区
計画資料
編等

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26~27 (2014~15)年度	平成 28(2016)~平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
環境調和型まちづくり（エコタウン）推進事業	<p>●川崎ゼロ・エミッショング工業団地を中心とするエコタウンの情報発信、エコ学習の実施</p> <p>●エコタウン立地企業の支援</p>	<p>●川崎ゼロ・エミッショング工業団地を中心とするエコタウンの情報発信、エコ学習の実施</p> <p>●エコタウン立地企業の支援</p>	事業推進
コンテンツ産業振興事業	<p>●クリエイターと市内事業者によるコンテンツ活用研究会の実施</p> <p>●知的財産に関するセミナーの開催（平成 26 年度 1 回）</p> <p>●ガイドライン等の活用による、市内事業者のコンテンツ活用の促進</p> <p>●川崎コンテンツ産業フォーラムの開催</p>	<p>●市内事業者へのコンテンツ活用事例や効果等の情報発信</p> <p>●コンテンツ活用等に関するセミナーの開催</p> <p>●市内のクリエイティブ産業に携わる企業・人材との連携の促進</p>	事業推進

施策3 科学技術を活かした研究開発基盤の強化

施策の概要

- ✓ 本市には、試作・製品開発・加工など幅広いものづくり産業とともに、約400の研究機関が集積しており、高度な技術・知識を活かした高付加価値型の産業構造への転換が進んでいます。ライフサイエンス等の成長産業分野を中心に高い汎用性が期待できるナノ・マイクロ領域のものづくり技術において優位性を確立することで、超高齢社会に対応した付加価値の高い最先端医療産業を創出するなど、生活の質を向上させ、新たなライフスタイルを実現することをめざした産業の育成を進めます。
- ✓ 新川崎・創造のもり地区にオープンイノベーションの拠点となる「产学交流・研究開発施設」を整備することで、先端技術を有する大企業・研究機関等を誘致しつつ、市内での起業・創業や市内中小企業の新分野への進出を促進します。
- ✓ 殿町キングスカイフロントに整備された最先端研究施設「ナノ医療イノベーションセンター」をライフイノベーションの中核施設と位置づけ、最先端医療関連産業を創出するとともに、試作開発・量産化により市内中小企業のビジネスチャンスを拡大させます。
- ✓ 小杉町二丁目地区にコンベンション施設を整備し、企業・研究者・技術者等の交流機会の創出・拡大を通じて、オープンイノベーションを促進する新たな交流拠点を形成します。

ナノ医療イノベーションセンター



小杉町二丁目地区コンベンション施設（完成予想図）



総論

10年
戦略基本
政策1基本
政策2基本
政策3基本
政策4基本
政策5区
計画資料
編等

直接目標

先端科学技術分野において、高付加価値で競争力の高い製品を創出する

主な成果指標

名 称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間における目標値	第2期実施計画期間における目標値	第3期実施計画期間における目標値
新川崎・創造のもり地区における特許保有累計件数 (経済労働局調べ)	94 件 (平成26年度)	94 件以上 (平成29年度)	100 件以上 (平成33年度)	120 件以上 (平成37年度)
ナノ医療イノベーションセンターの入居率 (経済労働局調べ)	42% (平成27年10月現在)	60%以上 (平成29年度)	90%以上 (平成33年度)	90%以上 (平成37年度)
小杉町二丁目地区コンベンション施設の稼働率 (経済労働局調べ)	— (平成26年度)	— (平成29年度)	55%以上 (平成33年度)	60%以上 (平成37年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26~27 (2014~15) 年度	平成 28(2016)~平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
新川崎・創造のもり推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ●K 2タウンキャンパスの管理・運営 ●K 2セミナー等の開催 ●NANOBI Cを拠点とした産学共同研究の推進 ●産学交流・研究開発施設の整備に向けた民間事業者の公募、選定 	<ul style="list-style-type: none"> ●K 2タウンキャンパスの管理・運営 ●K 2セミナー等の開催 ●NANOBI Cを拠点とした産学共同研究の推進 ●民間事業者による施設の設計、建設工事 ●指定管理者の公募・選定及び入居企業の募集 	<ul style="list-style-type: none"> ●産学交流・研究開発施設の完成(平成30年度本格供用開始予定)
ナノ医療イノベーション推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ●センターの施設運営についての指導・助言 ●センターへの入居希望企業等に対する誘致を支援 ●安定的な施設運営のための立ち上げ期間の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●センターの施設運営についての指導・助言 ●センターへの入居希望企業等に対する誘致を支援 ●安定的な施設運営のための立ち上げ期間の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●支援の継続(最長平成33年度まで)
コンベンション等整備推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ●基本設計・実施設計の実施 ●工事の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●小杉町二丁目地区コンベンション施設の整備及び利用促進に向けた広報の検討(企業や研究者、技術者等の交流機会の創出・拡大を通じたオープンイノベーションの交流拠点の形成) 	<ul style="list-style-type: none"> ●コンベンション施設の完成(平成30年度供用開始予定)

施策4 スマートシティの推進

施策の概要

- ✓ 地球温暖化や少子高齢化などが進行する中で、エネルギーの最適利用とＩＣＴ・データの利活用により、低炭素で持続可能なまちづくりを進めることができます。本市に集積する高度先端技術等を活かし、地域の人々や事業者などと連携して、エネルギー、生活、交通などの分野で地域課題の解決を図ることにより、持続可能で、市民生活における安全・安心の確保や利便性の向上につながる、スマートシティの実現に向けた取組を進めます。
- ✓ 本市には環境負荷の少ない発電設備や優れた環境配慮技術が集積するとともに、水素・燃料電池に関する優れた企業や技術が集積しています。こうした地域特性を活かし、次世代エネルギーとして注目されている水素エネルギーを積極的に導入し、利活用する未来型の環境・産業都市の実現に向けた取組を進めます。

●多様な主体と連携したリーディングプロジェクトの事例

【事例①】川崎スマートEVバスの導入



【事例②】再生可能エネルギーと水素を用いた自立型エネルギー

供給システム共同実証の実施



総論

10年
戦略基本
政策1基本
政策2基本
政策3基本
政策4基本
政策5区
計画資料
編等

直接目標

- スマートシティの推進により、新たな産業やサービスを創出する

主な成果指標

名 称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間における目標値	第2期実施計画期間における目標値	第3期実施計画期間における目標値
スマートシティに関するプロジェクト実施累計件数 (総合企画局調べ)	7 件 (平成26年度)	16 件以上 (平成29年度)	28 件以上 (平成33年度)	40 件以上 (平成37年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
		平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
スマートシティ推進事業	<p>エネルギーの最適利用とICT・データの利活用により、誰もが豊かさを享受する社会の実現に向けて、スマートシティ推進方針に基づく取組を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●スマートシティ推進方針の策定及びエネルギー・生活・交通・まちづくり・産業の5分野におけるプロジェクトの企画・推進 ●川崎駅周辺地区スマートコミュニティ事業の推進 ●小杉周辺地区スマートコミュニティ事業の推進・検証 	<p>●スマートシティ推進方針に基づく関連事業の推進及びエネルギー・生活・交通・まちづくり・産業の5分野におけるプロジェクトの企画・推進</p> <p>●川崎駅周辺地区スマートコミュニティ事業の推進・検証</p> <p>●小杉周辺地区スマートコミュニティ事業の検証結果に基づくプロジェクトの企画・推進</p>	事業推進
水素戦略推進事業	<p>水素社会の実現に向けて、川崎水素戦略に基づく取組を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●再生可能エネルギーと水素を用いた自立型エネルギー供給システム共同実証事業の実施 ●地域循環型水素地産地消モデル実証事業の検討 ●再エネ等由来水素活用燃料電池フォークリフト実証事業の検討 ●鉄道駅等への水素・燃料電池技術の導入、利活用の検討 ●水素の社会認知度の向上に向けたPR・情報発信 	<p>●水素供給ネットワークの構築に向けた技術面・運用面等の検証・調整</p> <p>●再生可能エネルギーと水素を用いた自立型エネルギー供給システム共同実証事業の実施</p> <p>●地域循環型水素地産地消モデル実証事業の実施</p> <p>●再エネ等由来水素活用燃料電池フォークリフト実証事業の実施</p> <p>●鉄道駅等への水素・燃料電池技術の導入</p> <p>●水素の社会認知度の向上に向けたPR・情報発信</p>	事業推進

施策5 ICT(情報通信技術)の活用による市民利便性の向上

施策の概要

- ✓ 市民をはじめ川崎への来訪者などすべての方々の利便性向上を図るために、市民ニーズを踏まえた行政施設への公衆無線LAN環境の整備や民間のアクセスポイントを活用することで利用範囲の拡張を図るとともに、防災やイベント情報など、利用者が必要な情報を必要とするタイミングで的確に取得できるよう、「かわさきアプリ」の開発・提供など、ソフト面の取組もあわせて進めます。
- ✓ 行政が保有する各種統計データや公共施設などのデータを市民等が、利用しやすい形式で公開するオープンデータの取組を進めることで、行政の透明性を向上させるだけでなく、市民サービスの向上や新たなサービス、ビジネスの創出などが期待されています。本市においても、保有する行政データのオープンデータ化に向けた取組を積極的に推進します。
- ✓ 電子申請システムや公共施設利用予約システム（ふれあいネット）など、利便性の高い電子行政サービスを安定的に提供するとともに、社会保障・税番号（マイナンバー）制度については、平成29年7月から開始される予定の他の行政機関等との情報連携に向けて、必要なシステム環境の整備等を進めるとともに、制度を的確に利活用し、行政事務の効率化や、添付書類の省略などによる市民利便性の向上を図ります。

※オープンデータの推進とは…行政が保有するデータを、誰もが利用できるルールで、インターネットを利用して提供することで、民間事業者等による多様なサービスの創出を促進するものです。

【本市が提供しているオープンデータ】

避難所等の防災関連情報、市政だより、統計データ、公共施設等の位置情報など

かわさきアプリの活用イメージ

オープンデータ

子育てイベントデータ

お出かけスポットデータ

開催場所データ

主催者データ

スマートフォンアプリを活用して、必要な情報を分かりやすく発信

カテゴリや開催地区などで絞り込み可能

授乳スペースなどの設備で絞り込み可能

現在地から近い順の一覧表示だけでなく、地図でも確認可能

現在地や事前に登録した地点を中心にスポットを表示

事前に登録した子どもの年齢で絞り込み



総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

資料編等

直接目標

- ICTにより、行政サービスを一層手軽に利用できるようにする

主な成果指標

名 称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間における目標値	第2期実施計画期間における目標値	第3期実施計画期間における目標値
提供しているオープンデータのデータセット数※ (総務局調べ)	27件 (平成26年度)	100件 (平成29年度)	300件 (平成33年度)	500件 (平成37年度)
提供しているオープンデータのダウンロード数 (総務局調べ)	2,000件 (平成26年度)	4,000件 (平成29年度)	5,000件 (平成33年度)	6,000件 (平成37年度)
電子申請システムの利用件数 (総務局調べ)	103,400件 (平成26年度)	108,000件 (平成29年度)	113,000件 (平成33年度)	118,000件 (平成37年度)

※ データセットとは、処理しやすいデータのまとまりのことを指します。

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26~27 (2014~15) 年度	平成 28(2016)~平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
地域情報化推進事業	<p>市民生活の更なる利便性の向上や地域経済の活性化を図るために、市内での利便性の高い公衆無線LAN環境の構築を進めるとともに、地域情報の効果的な発信を図ります。</p> <p>公共データを市民サービスやビジネスにつなげるため、オープンデータの公開を進め、その効果的な利活用を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●公衆無線LAN環境の「整備の考え方」のとりまとめ及び整備の実施(1,000か所予定) ●スマートフォンアプリケーションの特性を生かした防災、子育て情報の発信や「かわさきWi-Fi」に簡単に接続できる機能を備えた「かわさきアプリ」の構築 ●モバイル環境を利用したサービス提供及び情報発信のしくみの構築 ●地域ポータルサイトへの行政情報の提供 ●市オープンデータの推進に関するガイドラインの策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民ニーズを踏まえた行政施設への公衆無線LAN環境(かわさきWi-Fi)の整備 ●民間のアクセスポイントや接続アプリを活用した、かわさきWi-Fiの利用範囲の拡張 ●スマートフォンアプリケーションの特性を生かした防災、子育て情報や地域情報等を「かわさきアプリ」から発信 ●民間企業等と連携した、モバイル環境を利用したサービス提供及び情報発信の拡充 ●更なるオープンデータの公開とその利活用の推進
行政情報化推進事業	<p>新たな情報化計画に基づく施策の進捗管理を進めるとともに、マイナンバー制度の効果的・効率的な運用を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●新たな情報化計画の検討・策定 ●マイナンバー制度の実施に向けた対応と運用 ●マイナンバー制度の利活用の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●新たな情報化計画に基づく取組の推進 ●マイナンバー制度の運用と、平成29年7月から開始予定の、他の自治体との情報連携に向けた取組とその安定的な運用 ●マイナンバー制度の利活用

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26~27 (2014~15)年度	平成 28(2016)~平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
電子申請推進事業	<p>●利用者の利便性を向上させる電子申請環境の整備・拡充</p>	<p>●利用者の利便性を向上させる電子申請環境の整備・拡充</p> <p>●次期 IDC（インターネットデータセンター）委託事業の検討及び調達</p>	事業推進
公共施設利用予約システム事業	<p>●利用状況の検証による公平・公正なふれあいネットの運用の実施</p> <p>●施設利用の利便性と公正性を踏まえた次期ふれあいネットシステム導入の検討</p>	<p>●次期ふれあいネットシステムの開発・運用開始 (平成 29 年度運用開始)</p>	事業推進

総論

10年
戦略基本
政策1基本
政策2基本
政策3基本
政策4基本
政策5区
計画資料
編等

政策4-3 生き生きと働き続けられる環境をつくる

政策の方向性

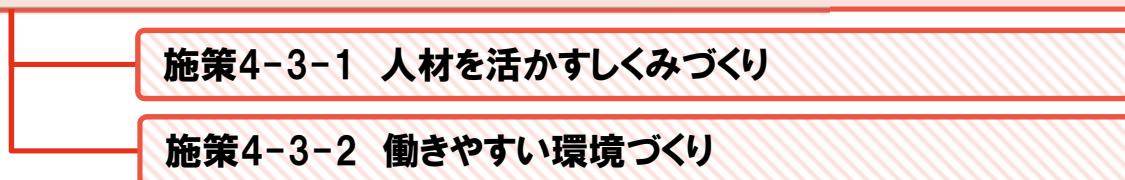
- ✓ 10年後の平成37（2025）年には、本市も生産年齢人口が減少に転じることが見込まれております。活力ある地域経渜を維持するためには、市内雇用の維持・拡大と多様な人材の活用・育成が求められます。若者や女性への就業支援・再チャレンジできるしくみづくりに力を入れて取り組むほか、子どもの頃から働くよろこびや価値観をリアルに実感できる学びの機会づくりなど、人材の活用・育成にも取り組みます。

市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	現状	目標
働きやすいまちだと思う市民の割合 (市民アンケート)	29.7%	35%以上

施策の体系

政策4-3 生き生きと働き続けられる環境をつくる



総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

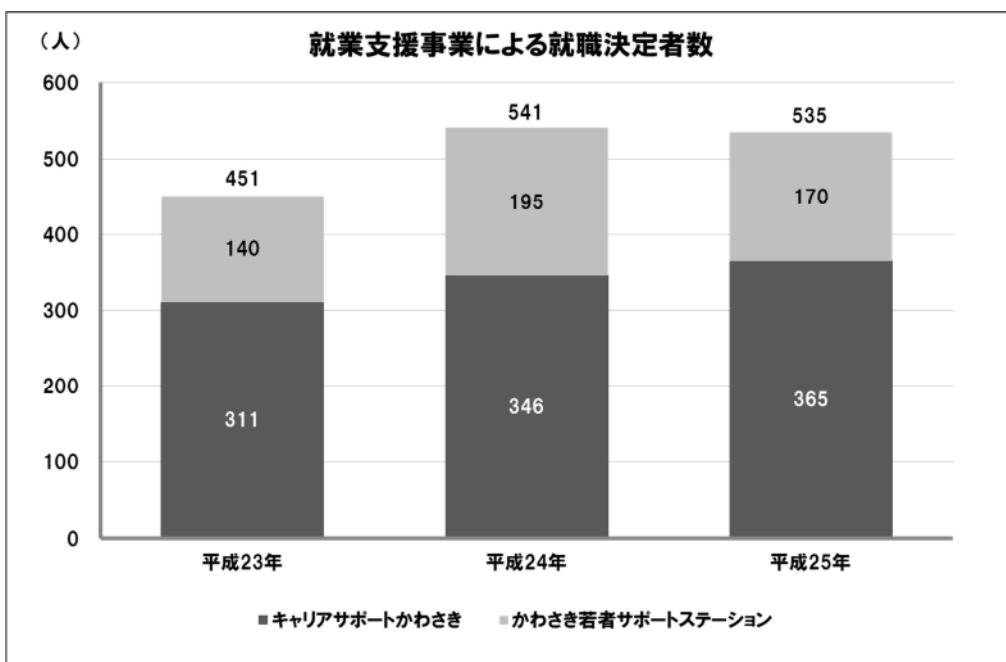
区計画

資料編等

施策1 人材を活かすしくみづくり

施策の概要

- ✓ 意欲のある人が自らの能力や個性を活かして働くことができる社会を実現するとともに、今後、生産年齢人口の減少が見込まれる中でも活力ある地域経済を維持するために、市内雇用の維持・拡大と多様な人材の活用・育成に取り組みます。
- ✓ 求職者に対する求人紹介や個別相談、就職後のアフターケアなどのきめ細かい就業支援を行うとともに、市内中小企業への求人開拓により市内での雇用の受け皿を拡大し、求職者と市内中小企業との雇用のミスマッチの解消を図ります。
- ✓ 若年無業者の職業的自立に向けた効果的な支援を行うとともに、結婚、子育て、介護等で離職した後に再就職を希望する女性に対して、託児サービスのある環境で求人紹介・キャリアカウンセリングを行うなど、再チャレンジできる社会の実現に向けた就業支援を行います。
- ✓ 技術・技能の振興・継承・後継者育成の支援を行い、ものづくり都市川崎を支える技術・技能を未来につなぐ取組を推進します。また、優れた技能職者を「かわさきマイスター」として認定し、ものづくり産業の魅力発信や次世代のものづくり人材のすそ野を開拓します。



※キャリアサポートかわさき
就職を希望する市内在住または在勤者、在学者を支援する機関

資料：経済労働局調べ

※コネクションズかわさき(かわさき若者サポートステーション)
15～39歳で、未就業の若者の職業的自立に向けた支援を行う機関

かわさきマイスターの方々



直接目標

- 市内での雇用を促進するとともに、市内の優れた技能を次世代に継承する

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現状	第1期実施計画期間における目標値	第2期実施計画期間における目標値	第3期実施計画期間における目標値
就業支援事業による年間就職決定者数 (経済労働局調べ)	666人 男性 321人 女性 345人 (平成26年度)	700人以上 男性 350人以上 女性 350人以上 (平成29年度)	710人以上 男性 350人以上 女性 360人以上 (平成33年度)	720人以上 男性 350人以上 女性 370人以上 (平成37年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26~27 (2014~15) 年度	平成 28(2016)~平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
雇用労働対策・就業支援事業	<p>雇用のミスマッチ、若年者無業者、女性の再就職等の課題に対応するため、相談から就職まで切れ目のない就業支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「キャリアサポートかわさき」における相談、研修、就職決定、定着支援までの総合的な就業支援の実施 ●「コネクションズかわさき（かわさき若者サポートステーション）」による若年無業者の職業的自立支援の実施 ●専門相談員による労働相談の実施 ●女性向け就業支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・女性カウンセラーと女性の求人開拓員による相談体制の充実 ・専門講師による就活セミナーの開催 ・対象者別の就職セミナーの開催等再就職支援の充実 	<p>●「キャリアサポートかわさき」における相談、研修、就職決定、定着支援までの総合的な就業支援の実施</p> <p>●「コネクションズかわさき（かわさき若者サポートステーション）」による若年無業者の職業的自立支援の実施</p> <p>●専門相談員による労働相談の実施</p> <p>●女性向け就業支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・女性カウンセラーと女性の求人開拓員による相談体制の充実 ・専門講師による就活セミナーの開催 ・対象者別の就職セミナーの開催等再就職支援の充実 </p>	事業推進
地域ものづくり等支援事業	<p>次世代へものづくりの魅力を伝え、地域のものづくり人材の育成をめざします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●小中学生を対象にした親子ものづくり体験教室の開催（平成 26 年度 3 回） ●市内工業高校・大学における市内中小製造業者を招いた講座の開催（平成 26 年度 7 回） 	<p>●小中学生を対象にした親子ものづくり体験教室の開催</p> <p>●市内工業高校・大学における市内中小製造業者を招いた講座の開催</p>	事業推進
かわさきマイスター制度事業	<p>極めて優れた現役の技術・技能職者を市内最高峰の匠「かわさきマイスター」として認定し、技能の振興や継承、後継者育成の活動を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新たなかわさきマイスター発掘、選考、認定（平成 26 年度 4 件認定） ●区民祭等のイベント出展（平成 26 年度 28 件）、学校派遣（平成 26 年度 46 件）、市民向け講習会（平成 26 年度 25 件）の開催 	<p>●新たなかわさきマイスター発掘、選考、認定</p> <p>●区民祭等のイベント出展、学校派遣、市民向け講習会の開催</p>	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

資料編等

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26~27 (2014~15)年度	平成 28(2016)~平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
技能奨励事業 技能職者や技能団体と連携することで、技術・技能職者への市民の理解を深め、技能を尊重する機運を醸成します。	<ul style="list-style-type: none"> ●技能職団体相互のビジネスマッチングの促進、消費者向け商談会の開催（平成 26 年度 1 回） ●市内最大の技能職の祭典「技能フェスティバル」、技能体験講習会等の開催（平成 26 年度 5 回） ●技能功労者等表彰の継続実施 ●技能職者の魅力ある多様な情報を発信 ●中学・高校の技能職体験の実施（平成 26 年度 6 校） ●技能職団体や認定職業訓練校の活動支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●技能職団体相互のビジネスマッチングの促進、消費者向け商談会の開催 ●市内最大の技能職の祭典「技能フェスティバル」、技能体験講習会等の開催 ●技能功労者等表彰の継続実施 ●技能職者の魅力ある多様な情報を発信 ●中学・高校の技能職体験の実施 ●技能職団体や認定職業訓練校の活動支援 	事業推進
生活文化会館の管理運営事業 市内技能職の拠点施設である生活文化会館(てくのかわさき)において、市民理解や技能職者相互の交流、技能振興及び技能水準の向上をめざします。	<ul style="list-style-type: none"> ●生活文化会館における情報発信の充実、各種実習室の多目的利用等の促進による稼働率の向上 ●第 3 期指定管理者の募集と選定 	<ul style="list-style-type: none"> ●生活文化会館における情報発信の充実、各種実習室の多目的利用等の促進による稼働率の向上 	事業推進

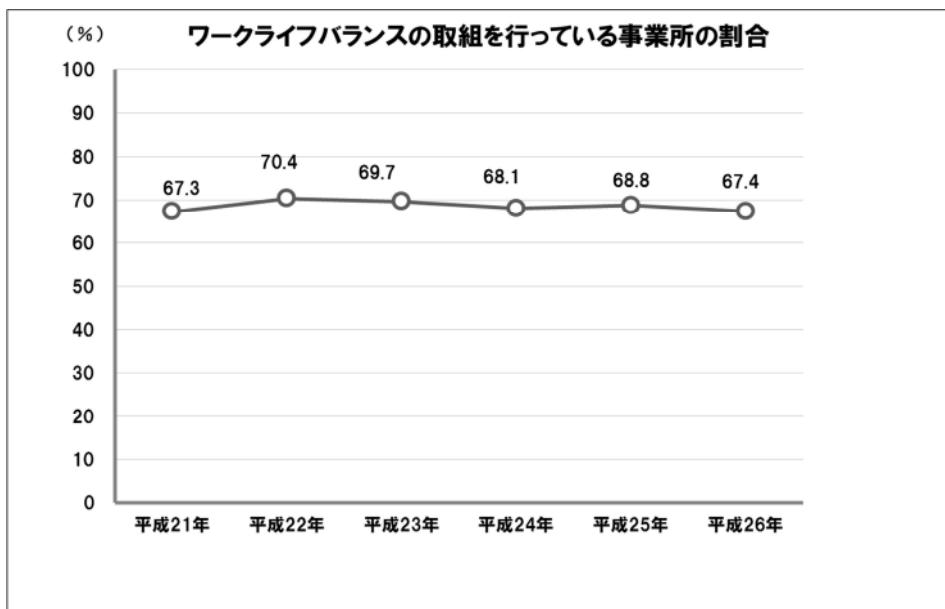
総論

10年
戦略基本
政策1基本
政策2基本
政策3基本
政策4基本
政策5区
計画資料
編等

施策2 働きやすい環境づくり

施策の概要

- ✓ 雇用・所得環境の改善傾向が見られ、今後の景気は緩やかな回復が期待されますが、勤労者を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いている。勤労者がより豊かで充実した生活を送れるよう、福利厚生施策を推進し、勤労者福祉の向上を図ります。
- ✓ 社会の安定と活力の向上にもつながる「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）」の推進など、勤労者が働きやすい環境づくりに向けた取組を進めます。



資料：市労働白書



総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

資料編等

直接目標

- 誰もが働きやすい環境を整える

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現状	第1期実施計画期間における目標値	第2期実施計画期間における目標値	第3期実施計画期間における目標値
ワークライフバランスの取組を行っている事業所の割合 (経済労働局調べ)	67% (平成26年度)	70%以上 (平成29年度)	75%以上 (平成33年度)	80%以上 (平成37年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
		平成28(2016)～平成29(2017)年度	平成30(2018)年度以降
勤労者福祉共済	<p>●サービス内容の充実と会員拡大</p> <p>市内の中小企業に働く従業員の福利厚生の充実を図ります。</p>	<p>●サービス内容の充実と会員拡大</p>	事業推進
勤労者福祉対策事業	<p>●預託金融機関との連携による制度運用</p> <p>●中小企業大運動会の実施</p> <p>●勤労者団体文化体育事業の実施</p> <p>●セミナーの案内や実践的な取組事例の紹介等啓発活動を通じたワークライフバランスの取組の推進</p> <p>市内企業で働く勤労者がより豊かで充実した生活が送れるよう、福利厚生施策を実施し、勤労者福祉の向上を図ります。</p>	<p>●預託金融機関との連携による制度運用</p> <p>●中小企業大運動会の実施</p> <p>●勤労者団体文化体育事業の実施</p> <p>●セミナーの案内や実践的な取組事例の紹介等啓発活動を通じたワークライフバランスの取組の推進</p>	事業推進
労働会館の管理運営事業	<p>●補修計画に基づく施設の補修</p> <p>●指定管理者と連携した効果的な運営</p> <p>●第3期指定管理者の募集と選定</p> <p>労働者の勤労意欲向上に資する労働会館の効果的・効率的な管理運営を推進します。</p>	<p>●補修計画に基づく施設の補修</p> <p>●指定管理者と連携した効果的な運営</p>	事業推進

総論

10年
戦略基本
政策1基本
政策2基本
政策3基本
政策4基本
政策5区
計画資料
編等

政策4-4 臨海部を活性化する

政策の方向性

本市の臨海部は、石油化学・鉄鋼等の製造業やエネルギー産業に加え、ライフサイエンスなど成長分野の技術を活用した産業の高付加価値化、環境技術の集積やグローバルな人材の集積等が進んでいます。そのような状況の中で、羽田空港との近接性を活かしながら、国際競争力を有し、日本経済の発展を牽引する高度な産業集積と新産業を創出するオープンイノベーションの拠点形成をめざし、創造性のある人材を育成しつつ、立地企業の持続的な運営支援や、新技術の創出につながる拠点マネジメントを行います。また、環境と調和したスマートコンビナートの形成や、基盤整備の推進、グローバル化の進展に対応した港湾物流機能の強化等を進めます。

市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	現状	目標
臨海部で経済活動が盛んであると思う市民の割合 (市民アンケート)	27.4%	35%以上

施策の体系

政策4-4 臨海部を活性化する

施策4-4-1 臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備

施策4-4-2 広域連携による港湾物流拠点の形成

施策4-4-3 市民に開かれた安全で快適な臨海部の環境整備

総論

10年
戦略基本
政策1基本
政策2基本
政策3基本
政策4基本
政策5区
計画資料
編等

施策1 臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備

施策の概要

- ✓ 國際競争力を有し、日本経済の発展を牽引する高度な産業が集積する本市の臨海部の持続的発展を推進するため、臨海部地域の立地企業の的確な動向把握と情報の管理・分析を行いながら、臨海部全体の望ましい将来像（ビジョン）を定め、社会経済環境の変化を見据えた戦略的なマネジメントを推進します。
- ✓ 国の特区制度による財政支援や規制緩和などを活用し、高付加価値で国際競争力の高い産業構造への誘導や殿町国際戦略拠点（キングスカイフロント）におけるイノベーションにより、京浜臨海部の持続的な発展と我が国の経済成長を牽引する国際戦略拠点の形成に向けた取組を推進します。
- ✓ 臨海部の活性化、国際戦略拠点の形成に向けては、臨海部の交通ネットワークの構築や円滑化が必要であることから、JR南武支線や京急大師線などの既存交通施設を最大限活用するとともに、駅アクセスや交通結節機能の改善による鉄道と路線バスの連携など、臨海部の公共交通機能の強化を図ります。
- ✓ キングスカイフロントと羽田空港周辺の連携を強化し、我が国の経済の発展を牽引する成長戦略拠点の形成を促進するため、国、東京都や大田区などの関係自治体と連携を図りながら、一体的な拠点形成に寄与する羽田連絡道路の整備を進めます。



直接目標

- 臨海部の立地企業を増やし、生産活動を活発にする

主な成果指標

名 称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間における目標値	第2期実施計画期間における目標値	第3期実施計画期間における目標値
川崎区の従業者1人あたりの製造品出荷額等 (工業統計調査)	1億4,500万円以上 (平成25年度)	1億5,700万円以上 (平成29年度)	1億7,000万円以上 (平成33年度)	1億8,400万円以上 (平成37年度)
キングスカイフロント立地事業所累計数 (総合企画局調べ)	13事業所 (平成27年度)	22事業所以上 (平成29年度)	30事業所以上 (平成33年度)	34事業所以上 (平成37年度)

※ その他の成果指標として、「高度研究人材の就業者数」等が考えられますが、今後、調査を行い、その結果をもとに設定します。

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成26~27 (2014~15)年度	平成28(2016)~平成29(2017) 年度	平成30(2018) 年度以降
国際戦略拠点地区整備推進事業	<p>国の特区制度を活用して土地利用の誘導及び企業等の誘致を図るとともに、地区の基盤整備等を進めます。特にキングスカイフロントについては、ライフィノベーションをはじめ、京浜臨海部の持続的な発展と日本の経済成長を牽引する国際戦略拠点の形成に向けた取組を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● キングスカイフロントの価値を高める企業等の誘致推進 ● 立地企業等の連携促進策の検討 ● 民間企業と連携したキングスカイフロントの利便性向上及びリフレッシュ機能向上に向けた取組 ● 国際戦略拠点に相応しい拠点整備の検討 ● 国立医薬品食品衛生研究所の着工 ● (仮称) 神奈川県ライフィノベーションセンター着工 	<ul style="list-style-type: none"> ● キングスカイフロントの価値を高める企業等の誘致推進 ● 立地企業等の連携促進に向けたエリアマネジメントの検討・構築 ● 民間企業と連携したキングスカイフロントの利便性向上及びリフレッシュ機能向上に向けた取組 ● 国際戦略拠点に相応しい拠点整備の検討・推進 ● 国立医薬品食品衛生研究所の完成、運営開始(平成29年度) ● (仮称) 神奈川県ライフィノベーションセンター運営開始(平成28年度)
サポートエリア整備推進事業	<p>臨海部の機能強化を図るため、産業道路駅周辺地区、塩浜3丁目周辺地区、浮島地区の基盤整備等を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 産業道路駅前地区区画道路の整備に向けた調整 ● 産業道路駅前交通広場整備に向けた検討 ● 塩浜3丁目周辺地区整備基本方針に基づく土地利用計画の検討 ● 塩浜3丁目周辺地区内の土地利用を支える基盤整備の検討・推進(塩浜32号線拡幅整備) ● 浮島地区土地利用基本方針の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ● 産業道路駅前地区区画道路の整備・供用開始に向けた調整 ● 産業道路駅前交通広場の整備に向けた協議・調整 ● 塩浜3丁目周辺地区整備基本方針に基づく土地利用計画の検討・策定、及び計画に基づく取組の推進 ● 浮島地区土地利用基本方針に基づく市街化区域編入に向けた検討・調整

総論

10年
戦略基本
政策1基本
政策2基本
政策3基本
政策4基本
政策5区
計画資料
編等

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26~27 (2014~15)年度	平成 28(2016)~平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
臨海部へのアクセス向上推進事業	<p>●川崎駅東口周辺の交通環境改善方策に基づく、路線バス乗り場再編等の取組の推進</p> <p>●臨海部の公共交通の機能強化に向けた基本方針の検討</p> <p>●臨海部の公共交通機能強化に資する南武支線の小田栄駅の設置</p>	<p>●川崎駅東口周辺の交通環境改善方策に基づく取組の推進</p> <p>●臨海部の公共交通の機能強化に向けた基本方針の策定及び基本方針に基づく公共交通の機能強化に向けた取組の推進</p> <p>●臨海部の公共交通機能強化に資する南武支線の機能強化の一環である小田栄駅の利便性向上等による利用促進策及び安全対策等の検討・推進</p>	事業推進
臨海部交通ネットワーク整備事業	<p>●東海道貨物支線の貨客併用化に向けた情報の発信及び関係自治体との協議会の開催</p> <p>●川崎アプローチ線の一部である南武支線の輸送力増強に向けた検討</p>	<p>●東海道貨物支線の貨客併用化に向けた情報の発信及び関係自治体との協議会の開催</p> <p>●川崎アプローチ線の一部である南武支線の輸送力増強に向けた取組の推進</p>	事業推進
羽田連絡道路整備事業	<p>●連絡道路の整備に向けた国や関係自治体との協議・調整等</p> <p>●事業計画に係る環境等調査の実施</p> <p>●河川管理者等関係機関との協議・調整</p>	<p>●事業実施（設計・着工等）に向けた国や関係自治体との協議・調整</p> <p>●事業計画に係る環境等調査の実施</p> <p>●河川管理者等関係機関との協議・調整</p> <p>●東京オリンピック・パラリンピックをめざした整備の推進</p>	事業推進

総論

10年
戦略基本
政策1基本
政策2基本
政策3基本
政策4基本
政策5区
計画資料
編等

施策2 広域連携による港湾物流拠点の形成

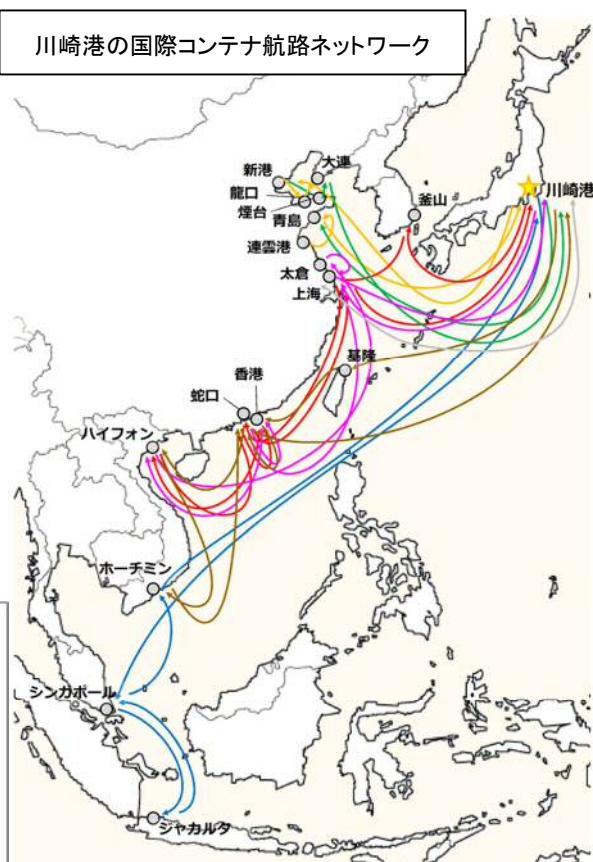
施策の概要

- ✓ 京浜港（川崎市、東京都、横浜市の三港）の国際競争力を強化するために、港湾物流コストの削減、利用者サービスの向上等を図るとともに、海外の友好港等と連携し、貨物集荷の拡大や新規航路の開設に向けた取組を進めます。
- ✓ 川崎港では、コンテナ貨物や自動車等の取扱量が増加するとともに船舶が大型化しており、これらの貨物の拠点として必要な施設の整備や物流機能を強化するための管理運営体制の整備に向けた取組を進めます。
- ✓ 港湾貨物の円滑な輸送、防災機能の強化、交通混雑を緩和するため、臨港道路東扇島水江町線の整備を進めるとともに、海底トンネルの適切な維持管理を実施します。
- ✓ 市内で発生する一般廃棄物の焼却灰や公共工事から発生する残土等を適切に処分するため浮島地区の処分場を適切に管理します。また、増加するコンテナ貨物を保管する用地や老朽化が進む東扇島地区の倉庫の更新用地として東扇島地区に新たな用地を整備するなど、臨海部企業活動の継続性を確保しながら、港湾物流機能を強化する取組を進めます。

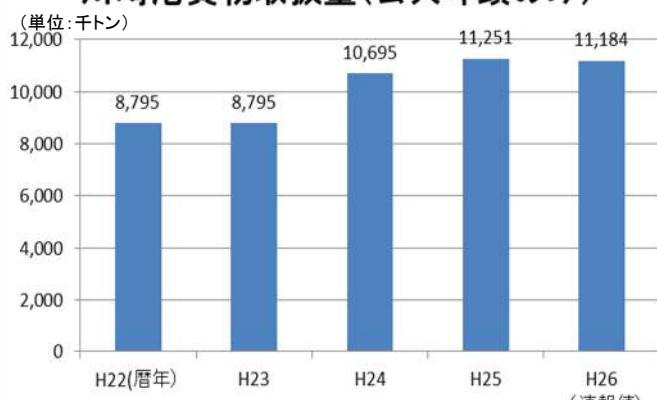


川崎港コンテナターミナル

川崎港の国際コンテナ航路ネットワーク



川崎港貨物取扱量(公共埠頭のみ)



資料:川崎港港湾統計

平成26・27年度開設航路

- ・平成26年9月 煙台・大連航路
- ・平成27年2月 中国ベトナム航路
- ・平成27年3月 中国ベトナム航路
- ・平成27年5月 上海航路

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

資料編等

直接目標

● 川崎港での物流を活発にする

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現状	第1期実施計画期間における目標値	第2期実施計画期間における目標値	第3期実施計画期間における目標値
川崎港貨物取扱量（公共埠頭） (港湾局調べ)	1,125万t (平成25年)	1,140万t以上 (平成29年)	1,210万t以上 (平成33年)	1,280万t以上 (平成37年)
川崎港へ入港する大型外航船（3千総トン数以上）の割合 (港湾局調べ)	70% (平成25年)	73%以上 (平成29年)	76%以上 (平成33年)	79%以上 (平成37年)

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
		平成28(2016)～平成29(2017)年度	平成30(2018)年度以降
東扇島物流促進事業 港湾物流拠点の強化に向けた取組を推進し、川崎港の利用促進と活性化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●コンテナターミナルの適切な管理運営 ●京浜三港による港湾運営会社の設立に向けた取組の推進 ●川崎港利用促進のためのインセンティブ制度の検討・実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●コンテナターミナルの適切な管理運営 ●港湾運営会社制度を活用した効率的な港湾経営の推進 ●川崎港利用促進に向けたインセンティブ制度及び輸送効率化の取組の検討・実施 	事業推進
千鳥町再整備事業 千鳥町において、老朽化している公共ふ頭の機能改善を図るため、再整備を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「川崎港千鳥町再整備計画」に基づく再整備等の推進 ●千鳥町地区立体モータープールの整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●「川崎港千鳥町再整備計画」に基づく再整備等の推進 ●千鳥町公共ふ頭における倉庫の再配置・高度化の推進 ●千鳥町地区立体モータープールの整備（平成28年度） 	事業推進
港湾施設整備事業 港湾施設の安全性の確保と長寿命化を図るとともに、今後見込まれるコンテナ貨物量の増加と船舶の大型化に対応するため、岸壁の整備等を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●千鳥町2号岸壁及び背後護岸の改修工事 ●港湾施設の補修及び改良工事 	<ul style="list-style-type: none"> ●東扇島地区岸壁整備の推進 ●千鳥町地区物揚場改修の推進 	事業推進
ポートセールス事業 川崎港の利用促進を図るため、取扱貨物の増加や新規航路の開設に向けたポートセールスを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●貨物量増大に向けた官民一体となったポートセールスの推進 ●東南アジア、中国を中心とした新規航路開設（2か年で4航路開設）に向けた取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●貨物量増大に向けた官民一体となったポートセールスの推進 ●東南アジア、中国を中心とした新規航路開設に向けた取組の推進 	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26~27 (2014~15)年度	平成 28(2016)~平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
臨港道路東扇島水江町線整備事業 東扇島の発展及び機能強化に向けた新たなアクセスルート及び災害時の緊急輸送路として、臨港道路東扇島水江町線の整備を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●国等関係機関との協議・調整 ●臨港道路東扇島水江町線の工事着手 ●東扇島内の臨港道路改良工事（幹線5号道路拡幅等） 	<ul style="list-style-type: none"> ●国等関係機関との協議・調整 ●臨港道路東扇島水江町線の工事 ●東扇島内の臨港道路改良工事（幹線5号道路拡幅等） 	●臨港道路東扇島水江町線の供用開始（平成30年度予定）
川崎港海底トンネル改修事業 東扇島と市街地を結ぶ唯一の連絡路であり、災害時に避難路となる川崎港海底トンネルの機能維持を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●防災設備改修工事 ●共同溝及び人道部耐震補強工事 	<ul style="list-style-type: none"> ●受変電室建屋の液状化対策工事の完成（平成29年度） ●長寿命化対策の検討 	事業推進
埋立地維持・整備事業 市民生活を支えるため、廃棄物護岸の適切な維持管理を行うとともに、企業活動の継続性を確保するため埋立地の整備を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●浮島2期地区廃棄物埋立護岸の整備・維持管理 ●東扇島堀込（ほりごめ）部埋立に向けた調査・設計 ●公有水面埋立免許の取得 	<ul style="list-style-type: none"> ●浮島2期地区廃棄物埋立護岸の維持管理 ●東扇島堀込部埋立に向けた調査・設計 ●公有水面埋立免許の取得 	●東扇島堀込部埋立護岸の工事

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

資料編等

施策3 市民に開かれた安全で快適な臨海部の環境整備

施策の概要

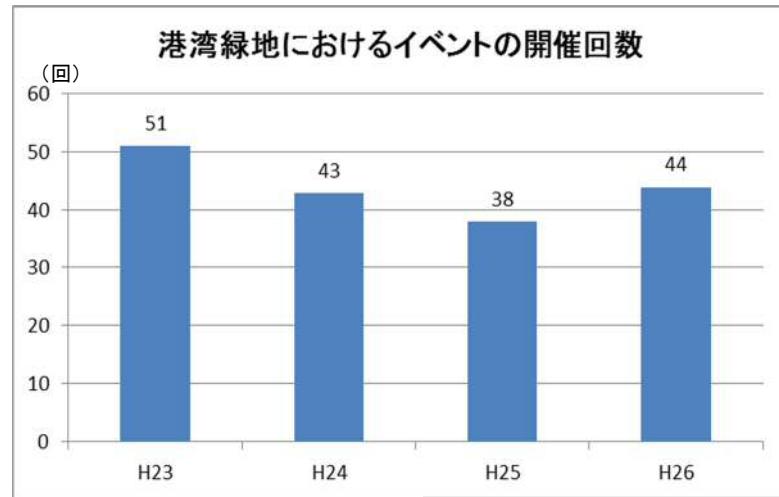
- ✓ 臨海部の活性化には、港湾関係者だけではなく、広く市民が港の役割や魅力を理解していくことが重要であることから、川崎みなど祭りやスポーツイベントなどを通じて、より多くの人が港を訪れる機会を増やす取組を進めるとともに、川崎マリエンや東扇島西公園・東公園などの港湾施設の利用促進に向けた取組を進めます。また、川崎港の魅力を高めるとともに、港湾労働者の就労環境等の充実を図るため、開放的な親水空間の創出や港湾緑地の整備に向けた取組を進めます。
- ✓ 港湾施設や航行船舶の安全確保を図ることも重要な役割であることから、巡視船による港内巡視と清掃船による海面清掃を行うとともに、災害時においても迅速な対応ができる体制づくりを進めます。
- ✓ 臨海部の快適な環境を維持するため、立地企業、関係団体、行政等が連携し、臨海部の清掃活動やごみのポイ捨て防止の啓発、事業所での回収強化など美化対策の実施や路上への迷惑駐車対策を実施します。



川崎みなど祭り(東扇島)



トライアスロン大会(東扇島)



JOC認定のビーチバレーコート(川崎マリエン)



潮干狩りで賑わう東扇島東公園

総論

10年
戦略基本
政策1基本
政策2基本
政策3基本
政策4基本
政策5区
計画資料
編等

直接目標

● 川崎港の魅力を市民に広めるとともに、港の活力を高める

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現状	第1期実施計画期間における目標値	第2期実施計画期間における目標値	第3期実施計画期間における目標値
川崎マリエン利用者数 (港湾振興イベント及びスポーツ施設等の利用者を含む) (港湾局調べ)	40万人 (平成26年度)	41万人以上 (平成29年度)	42万人以上 (平成33年度)	43万人以上 (平成37年度)
市内の海周辺施設を利用したことがあり、魅力を感じる人の割合 (市民アンケート)	11% (平成27年度)	13%以上 (平成29年度)	17%以上 (平成33年度)	21%以上 (平成37年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26~27 (2014~15) 年度	平成 28(2016)~平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
港湾振興事業 関係団体と連携し、川崎みなと祭りなど各種イベントを実施し、川崎港の振興を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●川崎みなと祭りやビーチバレーボール川崎市長杯などのさまざまなイベントを通じた人々の交流やレクリエーションの場づくりの推進 ●各種メディアや広報物等を活用した川崎港のPR活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●川崎みなと祭りやビーチバレーボール川崎市長杯などのさまざまなイベントを通じた人々の交流やレクリエーションの場づくりの推進 ●各種メディアや広報物等を活用した川崎港のPR活動の実施 	事業推進
港湾振興会館（川崎マリエン）管理運営事業 市民に開かれた港づくり及び港湾利用促進の拠点としての港湾振興会館の活性化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●川崎マリエンの適正な管理運営 ●川崎マリエンの利用促進及び維持補修 ●川崎マリエンを利用したさまざまな市民向けイベントの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●川崎マリエンの適正な管理運営 ●川崎マリエンの利用促進及び維持補修 ●川崎マリエンを利用したさまざまな市民向けイベントの実施 	事業推進
川崎港緑化推進事業 港ならではの緑地整備や活性化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●川崎港緑化基本計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●川崎港緑化基本計画に基づいた市民等に親しまれる港湾緑地の整備・活性化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・東扇島地区、水江町緑地の整備の推進 ・浮島1期地区における緑地整備の検討 	事業推進
川崎港保安対策事業 市民や船舶が安全に安心して利用できる港をめざして、所有船舶や保安施設を適切に維持管理し、港内巡視や保安警備、港内環境の保全を着実に行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●適切な保安対策の推進 ●巡視船による港内巡視と緊急対応、清掃船による海面清掃の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●適切な保安対策の推進 ●巡視船による港内巡視と緊急対応、清掃船による海面清掃の実施 ●巡視船の更新による機能強化（平成28年度） 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

資料編等

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26~27 (2014~15)年度	平成 28(2016)~平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
川崎港美化推進事業	<p>●川崎港の美化対策の推進</p> <p>●迷惑駐車や放置自動車等への対策の推進</p>	事業推進	
港内道路、緑道等の市民利用施設の環境維持及び美化対策を推進します。			

総論

10年
戦略基本
政策1基本
政策2基本
政策3基本
政策4基本
政策5区
計画資料
編等

政策4-5 魅力ある都市拠点を整備する

政策の方向性

- ✓ 本市では首都圏に位置する地理的優位性を活かした商業、業務、都市型住宅等の都市機能の強化と、隣接する東京都・横浜市の都市拠点と連携した魅力と活力にあふれた都市拠点づくりに取り組んできました。
- ✓ 都市基盤の整備は地域の活力や賑わい、さらには大きな経済効果を生み出すことから、今後も引き続き、臨空・臨海都市拠点、川崎・小杉・新百合ヶ丘の広域拠点の整備を中心とした広域調和型まちづくりの更なる推進を図ります。
- ✓ また、超高齢社会を見据えた誰もが暮らしやすいまちづくりをめざし、複数の鉄道路線が結節する駅等を中心とした利便性の高い地域生活拠点等の形成を推進し、魅力あるまちづくりを進めます。

市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	現状	目標
市内の広域拠点駅（川崎駅、武蔵小杉駅、新百合ヶ丘駅）の周辺に魅力や活気があると思う市民の割合 (市民アンケート)	70%	70%以上
市内の地域生活拠点駅（新川崎・鹿島田駅、武蔵溝ノ口駅、鷺沼・宮前平駅、登戸・向ヶ丘遊園駅）の周辺に魅力や活気があると思う市民の割合 (市民アンケート)	52. 6%	52. 6%以上

施策の体系

政策4-5 魅力ある都市拠点を整備する

施策4-5-1 魅力にあふれた広域拠点の形成

施策4-5-2 個性を活かした地域生活拠点等の整備

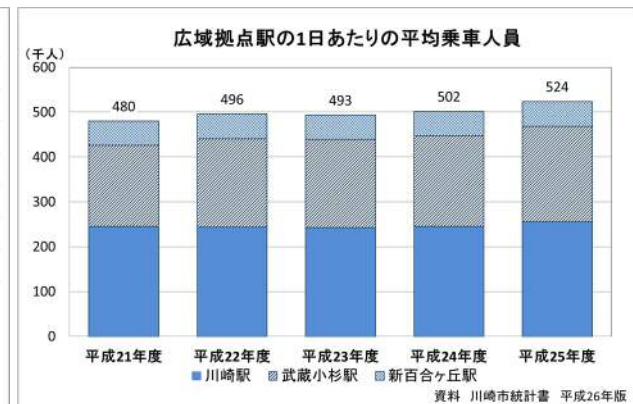
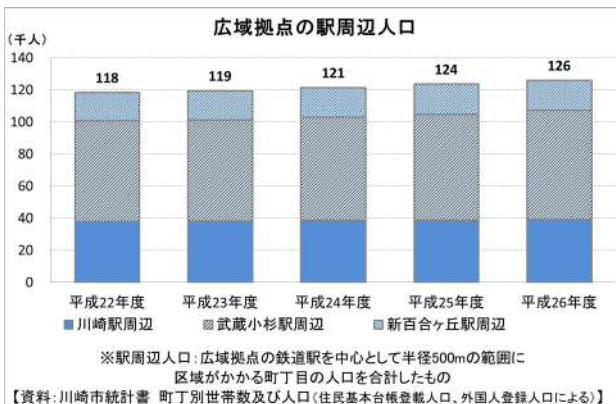
総論

10年
戦略基本
政策1基本
政策2基本
政策3基本
政策4基本
政策5区
計画資料
編等

施策1 魅力にあふれた広域拠点の形成

施策の概要

- ✓ グローバル化が急速に進展する中で、首都圏の好位置にある本市の強みを最大限に活かした広域拠点の整備により、戦略的に「都市の成長」を引き寄せ、時代の変化に応じて必要となる都市機能の集積・更新により「都市の成熟化」を図ることで、都市の活力向上による持続可能なまちづくりを推進します。
- ✓ 川崎駅周辺では、商業、業務、文化、都市型住宅等の都市機能を、民間活力を活かしたまちづくりによりバランスよく整備を推進しています。特に、ミューザ川崎とラゾーナ川崎プラザなどのある西口を中心に、大規模な土地利用転換を適切に誘導することにより、広域的な集客機能の集積を図るとともに、西口北バスターミナルの整備を契機として、東口駅前広場の再編整備を行うなど、広域拠点としてのまちづくりに取り組んできました。今後は、北口自由通路やミューザ川崎とラゾーナ川崎プラザを結ぶ堀川町ペデストリアンデッキの整備により、歩いて移動しやすい空間整備を推進します。さらに、その効果を最大限に活用するため、JR・京急の駅間の連携強化を進めるとともに、民間活力を活かした羽田空港や臨海部の玄関口である京急川崎駅周辺のまちづくりを推進します。また、建物の高経年化が進む東口の既成市街地等について、計画的かつ段階的な土地利用誘導や既存ストックの有効活用など、民間活力を活かした多様な都市機能の集積を図るなど、本市の玄関口としてふさわしい、更なる魅力を発信する安全・安心な都市拠点の整備を推進します。
- ✓ 小杉駅周辺では、土地利用転換に伴う民間再開発事業を推進し、老朽化した公益施設の再整備や駅前広場・都市計画道路等とともに、鉄道事業者との連携により新たな駅を整備するなど、本市の広域拠点としてふさわしいまちづくりを進めました。今後、小杉駅の南側では、小杉町3丁目東地区市街地再開発事業や国道409号線の整備にあわせたまちづくりを進め、都市基盤整備を推進するとともに、北側では、医療・福祉、文化・交流機能を中心としたまちづくりを進め、多くの都市機能が集積した誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。
- ✓ 新百合ヶ丘駅周辺は、文化・芸術などの地域資源を活かした、賑わいのあるまちづくりを進めるとともに、周辺環境の変化等を見据え、新たな土地利用転換などに伴う適切な誘導や交通環境改善を図り、より質の高い、魅力ある広域拠点の形成を推進します。



総論

10年
戦略基本
政策1基本
政策2基本
政策3基本
政策4基本
政策5区
計画資料
編等

直接目標

● 川崎・武蔵小杉・新百合ヶ丘駅周辺の魅力を高める

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間における目標値	第2期実施計画期間における目標値	第3期実施計画期間における目標値
広域拠点三駅（川崎駅・武蔵小杉駅・新百合ヶ丘駅）の駅周辺人口 (川崎市統計書)	12.6万人 (平成26年度)	12.9万人以上 (平成29年度)	13.3万人以上 (平成33年度)	13.4万人以上 (平成37年度)
広域拠点三駅（川崎駅・武蔵小杉駅・新百合ヶ丘駅）の乗車人員 (川崎市統計書)	52.3万人/日 (平成25年度)	53.8万人/日以上 (平成28年度)	55.3万人/日以上 (平成32年度)	55.9万人/日以上 (平成36年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26~27 (2014~15) 年度	平成 28(2016)~平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
川崎駅周辺総合整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ●川崎駅周辺総合整備計画の改定 ●民間開発の誘導 ●川崎駅東口地区の地区計画決定 ●景観形成の推進 ●堀川町C地区連絡ペデストリアンデッキの整備着手 ●小川町地区の都市基盤施設活用方策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●川崎駅周辺総合整備計画に基づく事業推進 ●民間開発の誘導（ミューザ川崎に隣接する大宮町A-2街区、川崎駅東口地区等） ●景観形成の推進 ●ミューザ川崎とラゾーナ川崎東芝ビルを結ぶ堀川町C地区連絡ペデストリアンデッキの整備完了（平成29年度） ●小川町地区バス発着場の整備計画検討・工事着手 	<ul style="list-style-type: none"> ●川崎駅南口改札の必要性に関する調査・検討
京急川崎駅周辺地区整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ●京急川崎駅周辺地区まちづくり整備方針策定 ●民間開発事業の整備促進 <ul style="list-style-type: none"> ①京急川崎駅東街区の完成 ②川崎駅北口地区第2街区の事業調整 ③京急川崎駅西街区の事業調整 ●民間開発事業の誘導 ●都市基盤整備等の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●民間開発事業の誘導に向けた整備促進計画の検討・策定 ●民間開発事業の整備促進 <ul style="list-style-type: none"> ②川崎駅北口地区第2街区の事業着手 ③京急川崎駅西街区の事業着手 ●民間開発事業の誘導 ●都市基盤整備等の推進 	事業推進
JR川崎駅北口自由通路等整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ●北口自由通路等の整備 ●北口自由通路西側ペデストリアンデッキの整備着手 ●行政サービス施設等の設置に向けた調整 	<ul style="list-style-type: none"> ●中央北改札の先行開業（平成28年度） ●北口自由通路等の事業完了（平成29年度） ●北口自由通路西側ペデストリアンデッキの供用開始（平成29年度） ●行政サービス施設等の設置（平成29年度） ●アゼリア接続エレベータの供用開始（平成28年度） 	

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

資料編等

総論

10年
戦略基本
政策1基本
政策2基本
政策3基本
政策4基本
政策5区
計画資料
編等

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15)年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
小杉駅周辺地区整備事業 小杉駅周辺地区については、民間開発の適切な誘導と支援により、都市型住宅や商業、業務公共公益施設などがコンパクトに集約した、市域の中心の位置する広域拠点として、ふさわしい都市拠点の形成を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●小杉町3丁目中央地区事業完了 ●新丸子東3丁目南部地区工事完了 ●小杉町3丁目東地区組合設立等事業手続 ●小杉駅東部地区：誘導、支援 ●小杉町2丁目地区事業推進 ●小杉駅北口地区の誘導、支援 ●日本医科大学地区の都市計画手続 ●国道409号沿道まちづくりの検討・誘導調整 	<ul style="list-style-type: none"> ●小杉町3丁目東地区建築工事着手（平成28年度） ●小杉駅東部地区：誘導、支援 ●事業推進、一部工事完了（平成29年度） ●小杉駅北口地区都市計画手続・建築工事着手 ●日本医科大学地区都市計画手続・建築工事着手 ●国道409号沿道の土地利用方針の策定及び取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業完了（平成31年度予定） ●事業完了（平成30年度予定）
新百合ヶ丘駅周辺地区まちづくり推進事業 新百合ヶ丘駅周辺地区については、民間開発の適切な誘導や交通環境改善を図り、より質の高い、魅力ある広域拠点の形成を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●北口・南口駅前広場の交通混雑緩和に向けた取組の推進 ●民間開発の誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ●南口駅前広場等の交通混雑緩和に向けた取組の推進 ●民間開発の誘導 	事業推進

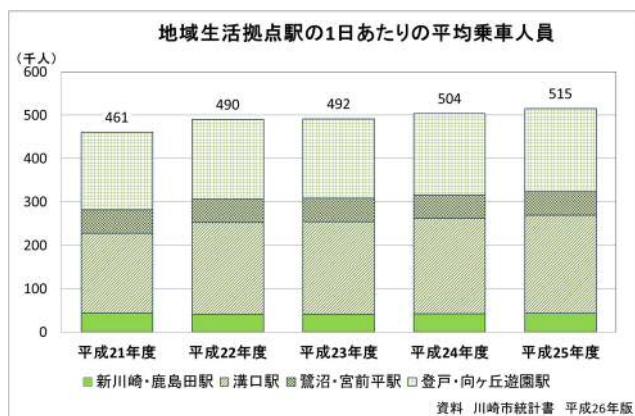
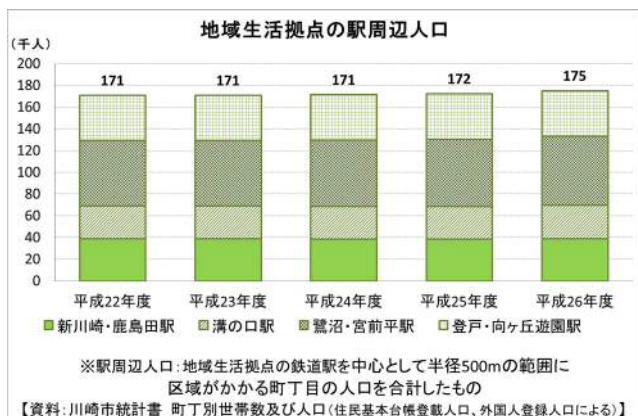


JR川崎駅東口駅前広場

施策2 個性を活かした地域生活拠点等の整備

施策の概要

- ✓ 交通結節点である鉄道駅を中心とした地域生活拠点では、市街地開発事業等により商業、業務、都市型住宅等の機能の集積を図るとともに、バリアフリーに配慮した交通広場等の都市基盤の整備等を行うことで、安全で快適な利便性の高い都市機能がコンパクトに集約したまちづくりを進めています。今後も引き続き、それぞれの地域特性や個性を活かした地域生活拠点の整備を推進します。
- ✓ 鉄道沿線を中心に、概ね4つのエリアに展開する生活行動圏では、広域拠点等の重点的整備により、まちづくりによる大きな効果が見られる中、その効果が拠点駅周辺の身近な駅周辺にも波及しつつある状況を捉え、拠点整備の波及効果を効率的かつ効果的に活用するため、生活行動圏に沿った拠点間を結ぶ4つのエリアそれぞれの特性を活かした身近なまちづくりを推進します。
- ✓ 広域拠点や地域生活拠点以外の交通利便性が高い身近な駅周辺では、鉄道を主軸に沿線の拠点地区と都市機能を連携・分担し、地域の特性や課題に応じた交通や生活の利便性の充実などにより、地域住民の暮らしを支えるまちづくりを推進します。



JR新川崎駅交通広場

総論

10年
戦略基本
政策1基本
政策2基本
政策3基本
政策4基本
政策5区
計画資料
編等

直接目標

- 新川崎・鹿島田、溝口、鷺沼・宮前平、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺の魅力を高める

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現状	第1期実施計画期間における目標値	第2期実施計画期間における目標値	第3期実施計画期間における目標値
地域生活拠点駅（新川崎・鹿島田駅、溝口駅、鷺沼・宮前平駅、登戸・向ヶ丘遊園駅）の駅周辺人口（川崎市統計書）	17.5万人 (平成26年度)	17.6万人以上 (平成29年度)	17.8万人以上 (平成33年度)	17.9万人以上 (平成37年度)
地域生活拠点駅（新川崎・鹿島田駅、溝口駅、鷺沼・宮前平駅、登戸・向ヶ丘遊園駅）の乗車人員（川崎市統計書）	51.5万人/日 (平成25年度)	52.1万人/日以上 (平成28年度)	52.6万人/日以上 (平成32年度)	52.9万人/日以上 (平成36年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26~27 (2014~15) 年度	平成 28(2016)~平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
新川崎・鹿島田駅周辺地区まちづくり推進事業 新川崎駅・鹿島田駅周辺地区については、大規模な土地利用転換を契機とし、商業・都市型住宅・研究開発機能等の集積を図るとともに、道路等の都市基盤施設の充実を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 新川崎地区地区計画に基づく土地利用誘導の推進 新川崎駅前ロータリー整備完了 鹿島田駅西部地区市街地再開発事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> 生活利便施設棟完成 道路及び交通広場完成 	<ul style="list-style-type: none"> 新川崎地区地区計画に基づく土地利用誘導の推進 	事業推進
溝口駅周辺地区まちづくり推進事業 溝口駅周辺地区については、地域生活拠点としての交通結節機能の強化を図るために広場整備を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 溝口駅南口広場整備工事着手 地下駐輪場整備完成 民間開発の誘導 	<ul style="list-style-type: none"> 溝口駅南口広場完成（平成 28 年度） 民間開発の誘導 	事業推進
鷺沼駅周辺まちづくり推進事業 鷺沼駅周辺地区については、駅を中心高齢者等の多様なライフスタイルに対応した都市機能集積及び交通結節機能の強化に向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 田園都市線沿線における今後のまちづくりに関する調査・検討 田園都市線沿線まちづくりに関する包括連携協定締結 鷺沼駅前地区の民間事業の適切な誘導 	<ul style="list-style-type: none"> 鷺沼駅前地区の事業計画調整及び都市計画手続の推進 包括協定に基づく、まちづくり事業の推進 鷺沼駅前地区の民間事業の適切な誘導 	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26~27 (2014~15)年度	平成 28(2016)~平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
登戸土地区画整理事業	<p>●整備プログラムに基づく、重点的な整備 【仮換地指定率：71.3%（平成27年7月）】 ①登戸1号線の整備 ②登戸2号線の整備 ③登戸3号線の整備 ④駅前広場基礎調査</p> <p>●早期の事業完了に向けた効果的な事業手法の検討 ●多摩区の玄関口にふさわしいまちの賑わいの創出に向けた取組の検討</p>	<p>●整備プログラムに基づく、重点的な整備</p> <p>①登戸1号線の整備概成 ②登戸2号線の整備 ③登戸3号線の整備概成 ④駅前広場の整備に向けた協議調整・計画策定</p> <p>●登戸駅西側周辺地区等の集団移転の実施</p> <p>●効果的な事業手法を活用した区画整理事業の推進</p> <p>●多摩区の玄関口にふさわしいまちの賑わいの創出に向けた取組の推進</p>	事業推進
柿生駅周辺地区再開発等事業	<p>●事業化に向けた取組の推進</p> <p>●バス暫定広場の維持管理</p>	<p>●事業化に向けた取組の推進 ●地域が主体となった再開発検討組織の運営支援 ●土地利用計画の検討 ●事業手法等に関する検討・調整</p> <p>●バス暫定広場の維持管理</p>	事業推進
南武線沿線まちづくり推進事業	<p>●南武線沿線まちづくり方針（案）の策定 ●民間開発の適切な誘導</p>	<p>●南武線沿線まちづくり方針の策定・事業推進 ●民間開発の適切な誘導 ●南武線各駅を中心とした適切な土地利用方策の検討</p>	事業推進
南武支線沿線まちづくり推進事業	<p>●南武支線沿線における今後のまちづくりに関する調査</p>	<p>●南武支線沿線における今後のまちづくりに関する調査・検討 ●南武支線沿線まちづくり方針の策定 ●駅アクセスの改善の検討</p>	事業推進

総論

10年
戦略基本
政策1基本
政策2基本
政策3基本
政策4基本
政策5区
計画資料
編等

政策4-6 良好な都市環境の形成を推進する

政策の方向性

- ✓ 近年、生活スタイルや居住ニーズの多様化などにより市民の居住環境は大きく変化しており、ライフステージに合わせた、より快適な暮らしを求めて「住まい方」に対する関心が高まっています。
- ✓ このため、誰もが暮らしやすく、うるおいのある住環境の整備に向けて、景観施策や計画的なまちづくりの推進により良好な市街地の形成を促進するとともに、地域が主体的にまちの課題解決に取り組む市民主体のまちづくりを推進します。

市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	現状	目標
居住する地域の住環境（住みやすさ）に満足している市民の割合 (市民アンケート)	59.6%	65%以上
市内に美しい街なみが保たれていると思う市民の割合 (市民アンケート)	29.8%	40%以上

施策の体系

政策4-6 良好な都市環境の形成を推進する

施策4-6-1 安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進

施策4-6-2 地域の主体的な街なみ形成の推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

資料編等

施策1 安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進

施策の概要

- ✓ 都市拠点や市街地整備における土地利用にあたっては、少子高齢化や人口減少等の社会環境の変化と地域特性や地域課題を踏まえ、よりきめ細やかにまちづくりを誘導し、市街地環境を形成することが求められています。そこで、地区計画など都市計画手法を有効に活用し、土地利用の適切な誘導を図り、計画的なまちづくりを推進します。
- ✓ ライフスタイルの多様化により、安全性や利便性の向上などに関する多岐にわたる市民ニーズへの的確に対応するためには、地域課題を適切に把握し、市民と行政の協働を一層推進していくことが求められています。このため、市民の声を活かした都市計画マスター・プラン全体構想の改定と地域特性を活かした区別構想の策定を推進するとともに、都市計画提案制度の活用などにより、市民と行政の協働による、きめ細やかなまちづくりを推進します。
- ✓ 本市域全体の建物の約7割が住宅で占められており、近年では都市拠点を中心に、再整備が進む一方で、既成市街地においては老朽化した建築物の建替えなどによる市街地環境の向上が求められています。このため、良好な住環境の形成に向け、土地区画整理事業や再開発事業等を手法とする民間事業支援を行うとともに、環境に配慮した建築物の普及を促進するなど、持続可能なまちづくりを推進します。

優良建築物等整備事業の活用実績

	街区名	事業タイプ	事業年度
1	川崎駅北口地区第2街区10番地地区	共同化	平成20～23年度
2	川崎駅北口地区第2街区11番地地区	市街地環境形成	平成21～24年度
3	京急川崎駅東街区	市街地環境形成	平成25～27年度 (予定)
4	大島四丁目4番街区	市街地環境形成	平成25～27年度 (予定)
5	戸手四丁目北地区	共同化	平成26～29年度 (予定)

資料:まちづくり局調べ

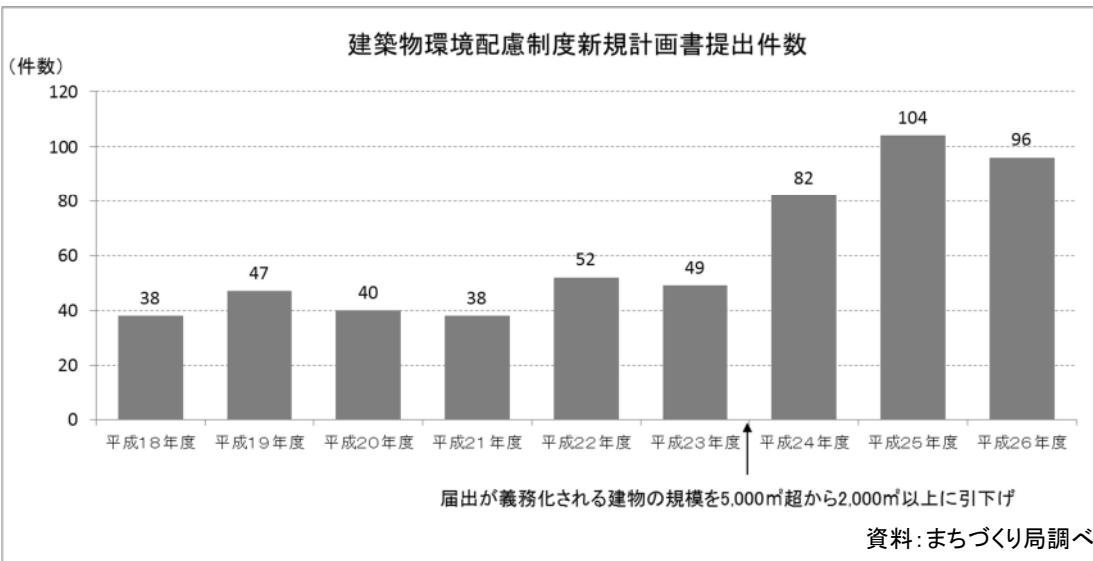
【分譲共同住宅環境性能表示】



★ ★ ★ ★ ★・ CASBEE 川崎による総合評価結果のランク C に相当
 ★ ★ ★ ★ ★・ CASBEE 川崎による総合評価結果のランク B- に相当
 ★ ★ ★ ★ ★・ CASBEE 川崎による総合評価結果のランク B+ に相当
 ★ ★ ★ ★ ★・ CASBEE 川崎による総合評価結果のランク A に相当
 ★ ★ ★ ★ ★・ CASBEE 川崎による総合評価結果のランク S に相当

建築主の自主的な環境配慮への取組結果を表示するもので、標章（ラベル）により建築物環境計画書の取組状況の評価結果（CASBEE 川崎による評価結果）に基づく環境性能を表示します。

建築物環境配慮制度新規計画書提出件数



直接目標

- 都市環境と調和した暮らしやすく魅力的な都市空間を創出する

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現状	第1期実施計画期間における目標値	第2期実施計画期間における目標値	第3期実施計画期間における目標値
新築される建築物のうち、環境に配慮した建築物*の割合 (まちづくり局調べ)	17% (平成26年度)	19%以上 (平成29年度)	21%以上 (平成33年度)	23%以上 (平成37年度)
市街地開発事業等の制度を活用した取組の累積件数 (まちづくり局調べ)	6件 (平成26年度)	7件以上 (平成29年度)	9件以上 (平成33年度)	11件以上 (平成37年度)

* 環境に配慮した建築物：建築物環境配慮制度等に基づく高い省エネ性能や低CO₂排出等の特徴をもつ建築物

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成26~27 (2014~15)年度	平成28(2016)~平成29(2017) 年度	平成30(2018) 年度以降
都市計画マスター プラン等策定・推進 事業 都市計画マスター・プラン等の策定については、社会情勢等の変化へ適切に対応した改定を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●全体構想・区別構想改定への取組方針の取りまとめ ●全体構想見直しの方向性の取りまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の改定と合わせた都市計画マスター・プラン全体構想の改定及び計画的な進行管理、誘導 ●全体構想の改定を踏まえた区別構想の改定に向けた取組推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●区別構想の改定に向けた取組の推進、改定
地域地区等計画策定・推進事業 用途地域の指定や地区計画等の都市計画決定・変更等により、計画的なまちづくりを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●地域地区や地区計画（用途地域、高度地区等の変更や新規地区的地区計画の決定等）の都市計画決定及び変更 (平成26年度：12件) 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域地区や地区計画（用途地域、高度地区等の変更や新規地区的地区計画の決定等）の都市計画決定及び変更 	事業推進
優良建築物等整備 事業 老朽化した建物の更新や敷地の共同化の促進により、良好な市街地環境の形成や地域の活性化を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●優良建築物等整備事業の推進 ①京急川崎駅東街区、大島4丁目4番地地区的事業完了 ②戸手4丁目北地区的工事着手 	<ul style="list-style-type: none"> ●優良建築物等整備事業の推進 ②戸手4丁目北地区的事業の推進 	事業推進

総論

10年
戦略基本
政策1基本
政策2基本
政策3基本
政策4基本
政策5区
計画資料
編等



総論

10年
戦略基本
政策1基本
政策2基本
政策3基本
政策4基本
政策5区
計画資料
編等

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26~27 (2014~15)年度	平成 28(2016)~平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
建築物環境配慮推進事業 高い省エネ性能を有するなど環境への配慮に関する自主的な取組を促し、環境負荷の低減を図り、環境配慮建築物が評価される市場の形成を推進します。	<ul style="list-style-type: none">●建築物環境配慮制度（C A S B E 川崎）の適正かつ効率的な運用（平成 26 年度：96 件）●環境配慮建築物に関する説明会等の普及促進方策の実施（平成 26 年度：4 回）●戸建住宅を対象とした制度の運用開始、検証	<ul style="list-style-type: none">●建築物環境配慮制度（C A S B E 川崎）の適正かつ効率的な運用●環境配慮建築物に関する説明会等の普及促進方策の実施●戸建住宅を対象とした制度の運用及び周知・啓発活動の実施	事業推進

施策2 地域の主体的な街なみ形成の推進

施策の概要

- ✓ 都市拠点や地域が育んできた旧街道の歴史的な面影が残る街なみ、多摩川やニヶ領用水といった身近な自然環境など、地域の個性や地域資源を活かした良好な都市景観の形成が求められています。そこで、景観施策の情報提供や啓発活動に加え、景観改善などの支援を行い、市民・事業者・行政との協働による良好で個性と魅力にあふれた景観づくりを推進します。
- ✓ 地域の課題解決などに向けて、市民と行政の協働により、それぞれの地域の特徴を活かしたまちづくりの取組が求められています。そこで、市民の自主的なまちづくり活動への誘導・支援の一層の展開を図り、地域ニーズ等に応じた市街地環境の形成を進めます。

■川崎市景観計画に基づく区域・主な取組

法 景観計画区域 (市全域)	市全域において、地域特性に応じた景観形成方針や色彩等の基準を定め、地域の良好な街なみ形成を推進します。
法 景観計画特定地区 (都市拠点型)	本市の景観を先導する都市拠点等において、各地区の特性に応じたきめ細やかな基準を策定し、個性と魅力ある景観づくりを推進します。
条例 都市景観形成地区 (住民主体型)	旧街道など地区特性に応じた良好な街なみづくりが期待できる地区において、地域の主体的な景観まちづくりを支援します。

※法：景観法

※条例：川崎市都市景観条例

■景観計画特定地区の指定状況

年度	地区名	地区面積
平成19年度	川崎駅西口大宮町地区	8.2 ha
	新百合丘駅周辺地区 (都市景観形成地区から一部移行)	32.0 ha
平成23年度	川崎駅周辺地区	20.0 ha
平成25年度	武蔵小杉周辺地区	45.6 ha
	鹿島田駅西部地区	2.3 ha
平成26年度	川崎駅周辺地区(区域拡大)	2.5 ha
合 計		110.6 ha

■都市景観形成地区の指定状況

年度	地区名	地区面積
平成9年度	たちばな通り地区	0.6 ha
平成10年度	新百合丘駅周辺地区	52.7 ha
平成16年度	大山街道地区	—*
平成17年度	新百合山手地区	36.4 ha
平成18年度	新川崎地区	33.2 ha
平成19年度	新百合丘駅周辺地区(区域変更) (景観計画特定地区へ一部移行)	20.7 ha
平成20年度	ブレーメン通り地区	—*
平成22年度	中原街道地区	—*
平成25年度	川崎大師表参道・仲見世地区	—*

※:沿道に接する敷地内の建築物等が対象となります。

資料:まちづくり局調べ



ニヶ領用水宿河原堀での活動

総論

10年
戦略

基本
政策1

基本
政策2

基本
政策3

基本
政策4

基本
政策5

区
計画

資料
編等

直接目標

- 機能的で美しく、住んでいてここちよい街なみを創出する

主な成果指標

名 称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間における目標値	第2期実施計画期間における目標値	第3期実施計画期間における目標値
景観計画に位置づけられる景観形成基準が遵守されている割合 (まちづくり局調べ)	15.5% (平成26年度)	22%以上 (平成29年度)	31%以上 (平成33年度)	41%以上 (平成37年度)
地区まちづくり育成条例に基づく登録・認定団体の累計件数 (まちづくり局調べ)	12 件 (平成26年度)	16 件以上 (平成29年度)	24 件以上 (平成33年度)	32 件以上 (平成37年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26~27 (2014~15) 年度	平成 28(2016)~平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
都市景観形成推進事業 景観法に基づく「景観計画特定地区」の指定や、都市景観条例に基づく「都市景観形成地区」等により、個性と魅力にあふれた良好な街なみ形成を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●都市拠点等における「景観計画特定地区」の指定・拡充（2地区） ●「都市景観形成地区」における市民による地域特性に応じた良好な街なみづくりの支援・促進 ●景観まちづくり意識普及イベントによる景観施策の情報提供・啓発活動の実施（平成 26 年度：1 件） 	<ul style="list-style-type: none"> ●都市拠点等における「景観計画特定地区」の指定・拡充 ●「都市景観形成地区」における市民による地域特性に応じた良好な街なみづくりの支援・促進 ●景観まちづくり意識普及イベントによる景観施策の情報提供・啓発活動の実施 	事業推進 ●景観計画の改定（平成 30 年度）
街なみ誘導支援事業 ガイドライン等の景観施策に沿った取組に寄与する色彩デザインの修景提案や表彩とともに、街なみ誘導助成等の活用による、良好な街なみ形成に向けた誘導・支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●大山街道などの都市景観形成地区等における地域特性を活かした良好な街なみ形成の誘導 ●良好な街なみ形成に向けた景観誘導が必要な建築物等への色彩デザイン提案の実施（平成 26 年度：2 件） ●都市景観形成協力者表彰による景観施策への協力・誘導 	<ul style="list-style-type: none"> ●大山街道などの都市景観形成地区等における地域特性を活かした良好な街なみ形成に寄与する工事等の助成 ●良好な街なみ形成に向けた景観誘導が必要な建築物等への色彩デザイン提案の実施 ●都市景観形成協力者表彰による景観施策への協力・誘導 	事業推進
地区まちづくり推進事業 市地区まちづくり育成条例に基づき、市民の主体的な意思に基づく地区まちづくりを行うグループ（団体）に対して、地域特性に応じた良好な住環境の形成に向けたまちづくりルールの策定等の支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●市地区まちづくり育成条例に基づく取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地区まちづくりグループ（登録：2 件） ・地区まちづくり構想（認定：2 件） ●小学生向け副読本「まちは友だち！」によるまちづくり意識の普及・啓発活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●市地区まちづくり育成条例に基づく取組の推進 ●小学生向け副読本「まちは友だち！」の製作及びまちづくり意識の普及・啓発活動の実施 	事業推進

政策4-7 総合的な交通体系を構築する

政策の方向性

- ✓ 本市は、地理的に交通至便な優位性を持った地域であり、首都圏の交通ネットワークの円滑化を図る上で大変重要な役割を担っています。一方で超高齢社会の進展は、今後の交通機関の利用形態に大きな影響を与えることが見込まれます。
- ✓ このようなことから、空港や新幹線などの広域交通機関の動向を踏まえながら、首都圏の経済活動の活性化や市民生活の利便性の向上に大きく寄与する広域交通の円滑化及び地域交通環境の整備など、民間活力や既存施設を最大限に活用し、鉄道・バス・自動車・自転車・歩行者等の総合的な交通体系を構築します。

市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	現状	目標
交通利便性の高いまちだと思う市民の割合 (市民アンケート)	62%	70%以上

施策の体系

政策4-7 総合的な交通体系を構築する

施策4-7-1 広域的な交通網の整備

施策4-7-2 市域の交通網の整備

施策4-7-3 身近な交通環境の整備

施策4-7-4 市バスの輸送サービスの充実

総論

10年
戦略基本
政策1基本
政策2基本
政策3基本
政策4基本
政策5区
計画資料
編等

施策1 広域的な交通網の整備

施策の概要

- ✓ 高齢化の進展やライフスタイルの多様化などにより、移動の目的や利用する交通手段が大きく変化していることから、将来の都市活動や経済活動なども視野に入れた「総合都市交通計画」を踏まえ、首都圏や本市における交通の円滑化や都市機能の向上を図る広域的な交通網の整備を推進します。さらには、自動車利用から公共交通利用への転換に向けて鉄道ネットワーク機能の強化などを推進し、公共交通の利用促進を図ります。
- ✓ 鉄道は、低炭素で環境にやさしく、多くの人を短時間で安全に運べる交通機関である一方で、通勤・通学時間帯を中心に激しい混雑が発生していることから、鉄道事業者との適切な連携により、鉄道の安全性の向上や輸送力増強等による混雑の緩和などに向けた効率的かつ効果的な取組を推進します。
- ✓ 川崎縦貫鉄道計画については、超高齢社会の進展などの社会環境の変化から、当面着手できる状況ないことから計画を休止しました。今後は、本市の交通網のあり方を検討し、平成29年度に予定している「総合都市交通計画」の見直しのなかで、川崎縦貫鉄道計画の方向性について、明確化を図ります。
- ✓ 首都圏の都市構造や経済活動を支えるとともに、本市の都市機能を強化する広域的なネットワークの形成や、市内の交通混雑の解消及び沿道環境の改善、また、災害時における物資輸送を支える道路ネットワークの確保のため、川崎縦貫道路や国道357号線など広域的な幹線道路網整備の取組を促進します。

●205系（定員848名）

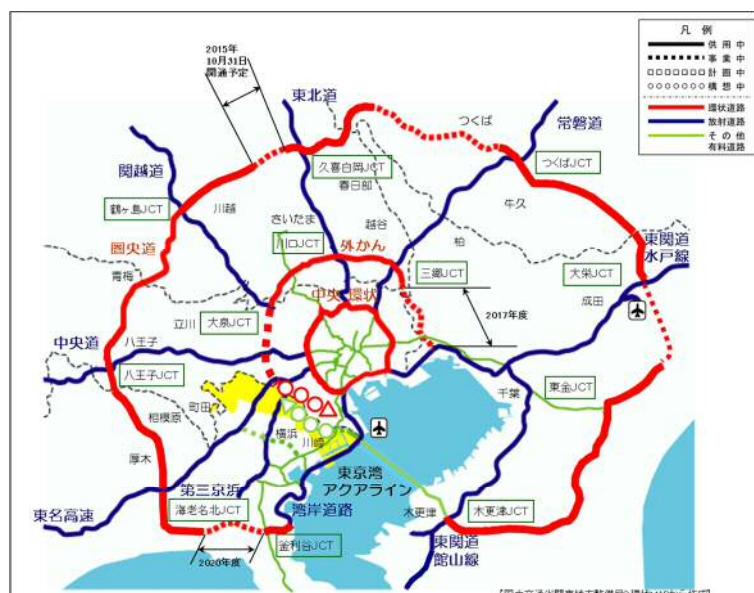


●E233系（定員924名）



JR南武線の
輸送力増強

3環状9放射道路の整備状況



直接目標

● 首都圏における円滑な交通網を整える

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現状	第1期実施計画期間における目標値	第2期実施計画期間における目標値	第3期実施計画期間における目標値
都市拠点※1から羽田空港までの平均所要時間 (総合都市交通計画)	44分 (平成17・24年度)	⇒	⇒	約20%短縮※2 (平成44年度)
JR南武線の最混雑時間帯における混雑率 (国土交通省 鉄道関係統計データ)	195% (平成26年度)	⇒	⇒	180%以下※2 (平成44年度)

※1 都市拠点：本市の広域拠点及び地域生活拠点であり、臨海都市拠点は含みません。

※2 総合都市交通計画における目標値を成果指標としています。

計画期間の主な取組

事務事業名	現状 平成 26~27 (2014~15) 年度	事業内容・目標	
		平成 28(2016)~平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
総合交通計画調査事業	●総合都市交通計画の見直しの基本方向の検討 平成 25 年 3 月に策定した総合都市交通計画について、策定以降の社会状況等の変化を踏まえ、計画の見直しを行います。	●総合都市交通計画の施策展開などの見直しに向けた検討 ●総合都市交通計画の見直し（平成 29 年度）	事業推進
鉄道計画関連事業	●交通政策審議会との協議・調整 ●鉄道輸送力増強の促進に向けた関係事業者調整（JR 南武線の従来より定員が 1 割程度多い新型車両の導入）	●交通政策審議会の答申を踏まえた対応方針の検討 ●鉄道輸送力増強の促進に向けた関係事業者調整（列車の増発や停車駅の改善等による混雑緩和や利便性向上） ●鉄道事業者や他自治体と連携した鉄道ネットワーク充実に向けた取組（JR 南武線長編成化や、小田急・東急複々線化、横浜市営地下鉄 3 号線延伸の検討）	事業推進
広域幹線道路整備促進事業	●国道 357 号線の道路ネットワークの整備促進に向けた協議・調整 ●川崎駅周辺の交通円滑化に向けた協議・調整 ●高速道路の新たな料金体系導入等に関する関係機関との協議・調整	●国道 357 号線（多摩川トンネル区間）の整備促進 ●川崎駅周辺の交通円滑化に向けた検討・調整 ●高速道路の新たな料金体系導入等に関する関係機関との協議・調整	事業推進
川崎縦貫道路の整備事業	●I 期事業の高速部（大師ジャンクション～国道 15 号線間）の整備に向けた取組の推進 ●I 期事業の国道 409 号線（殿町～国道 15 号線）の街路先行整備等の促進 ●II 期計画（国道 15 号線～東名高速道路間）の早期具体化に向けた取組の推進	●I 期事業の高速部（大師ジャンクション～国道 15 号線間）の整備に向けた取組の推進 ●I 期事業の国道 409 号線（殿町～国道 15 号線）の街路先行整備等の促進 ●II 期区間（国道 15 号線～東名高速道路間）の早期具体化に向けた取組の推進	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

資料編等

施策2 市域の交通網の整備

施策の概要

- ✓ 首都圏及び本市の都市機能の強化など都市の活力を支える都市計画道路については、今後の社会経済環境の変化等を踏まえ、その必要性を総合的に検証し、必要に応じて見直しを進めるとともに、実行性の高い「道路整備プログラム」に基づいた「選択と集中」による効率的、効果的な整備を進めます。
- ✓ 慢性的な渋滞は、大きな経済損失を招くとともに、環境の悪化や安全性の低下、加えて、路線バスの定時性の低下など、市民生活の豊かさに大きく関わる重要な課題です。一方で、渋滞の基本的な対策である道路ネットワークの形成には一定の期間を要することから、交差点改良など局所的かつ即効的な対策などにより、効率的・効果的に渋滞緩和を図ります。
- ✓ 「開かずの踏切」は交通渋滞の原因となるとともに、路線バスの定時運行の支障となっています。また、高齢者や通学児童の安全性や地域の生活利便性の低下、さらには災害時には避難や物資運搬の障害が想定されるなど、さまざまな課題の要因となっています。こうした交通課題を抜本的に解決するため、連続立体交差事業の推進など、本市の都市構造やまちづくりにまで効果が広く及ぶ基幹的な都市基盤整備を進めます。

都市計画道路の進捗率（平成27年4月現在）

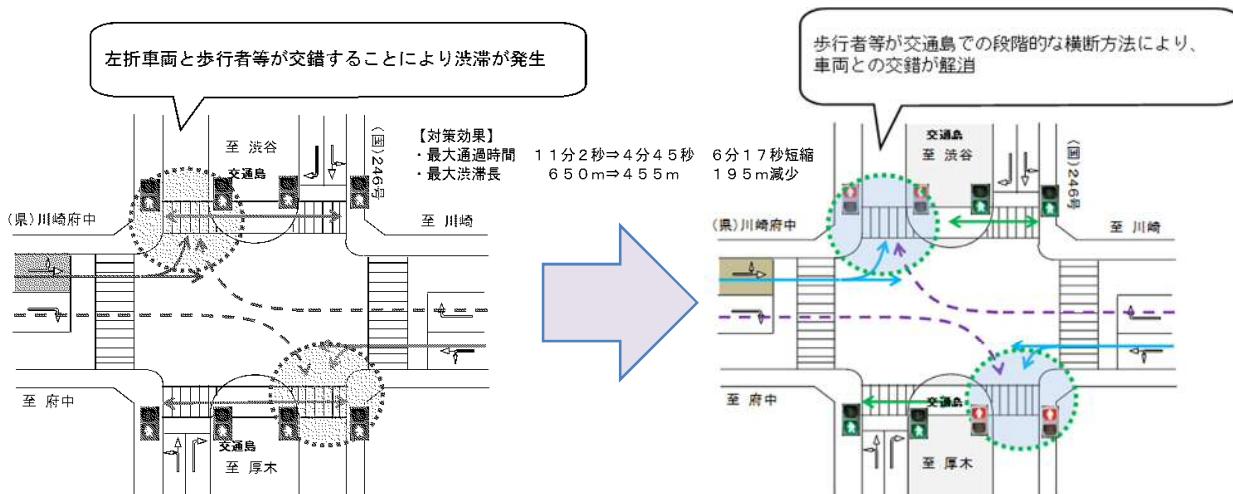


資料:建設緑政局調べ

	計画延長 (m)	整備延長 (m)	進捗率 (%)
川崎区	87,340	64,922	74
幸 区	22,680	14,451	64
中原区	30,960	21,021	68
高津区	36,690	22,895	62
宮前区	42,700	37,345	87
多摩区	41,770	21,074	50
麻生区	42,870	25,077	58
計	305,010	206,785	68

資料:建設緑政局調べ

溝口交差点（高津区）の渋滞対策結果（平成27年6月）



資料:建設緑政局調べ

直接目標

- 自動車での市内交通を円滑化する

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現状	第1期実施計画期間における目標値	第2期実施計画期間における目標値	第3期実施計画期間における目標値
都市計画道路進捗率 (建設省調査)	68% (平成26年度)	⇒	⇒	71%以上 (平成37年度)
市内幹線道路における混雑時(朝夕ピーク時)の平均走行速度 (建設省調査)	16.9km/h (平成27年度)	⇒	⇒	17.8km/h以上 (平成37年度)

※ 現在、「次期道路整備プログラム(平成28年度～)」の改訂作業中のため、指標等については変更の可能性があります。

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
		平成28(2016)～平成29(2017) 年度	平成30(2018) 年度以降
都市計画道路網調査事業 将来の都市構造を支える、適切な都市計画道路網への対応に向けた検証を進めます。	●現在の都市計画道路網の検証と今後の都市計画道路のあり方の検討	●都市計画道路網のあり方に基づく方針の策定及び都市計画手続等の実施	事業推進
道路計画調査事業 道路整備プログラムの適切な進行管理を行うとともに、各種調査の実施や道路整備プログラムに基づき、計画的な道路整備を進めます。	●道路整備プログラムの改訂 ●基礎データ構築に向けた交通量調査等の実施 ●緊急渋滞対策の進行管理	●道路整備プログラムに基づく進行管理 ●基礎データ構築に向けた交通量調査等の実施 ●次期渋滞対策の策定に向けた調査・検討 ●次期渋滞対策の策定	事業推進
道路改良事業 都市計画道路などの幹線道路網の構築や地域特性を踏まえた道路拡幅、歩道整備などにより道路交通環境の改善を進めます。	●国道409号線の整備の推進 ●世田谷町田線の整備の推進 ●その他都市計画道路の整備推進(14路線)	●国道409号線の整備の推進(中原、高津区管内) ●世田谷町田線の整備の推進(多摩、麻生区管内) ●その他都市計画道路の整備推進	事業推進
渋滞対策事業 早期に効果発現が期待できる交差点改良などの渋滞対策を進めます。	●交差点改良などの緊急渋滞対策の推進 ・本町踏切(川崎区) ・溝口交差点(高津区) ・宿河原1丁目交差点(多摩区) ・稻生橋交差点(多摩区)	●交差点改良などの緊急渋滞対策の推進 ・本町踏切(川崎区) ・元木町交差点(川崎区) ・稻生橋交差点(多摩区)	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26~27 (2014~15)年度	平成 28(2016)~平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
橋りょう整備事業 橋りょうの新設・架け替えにより道路ネットワークの形成・強化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●（仮称）等々力大橋の工事に向けた調整 ●末吉橋の架け替えに向けた基本協定の締結及び橋りょう予備設計の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●（仮称）等々力大橋の工事着手 ●末吉橋の架け替え工事着手 	事業推進
京浜急行大師線連続立体交差事業 渋滞緩和、踏切事故の解消、分断された地域の一体化による利便性の向上などに向けた京浜急行大師線の連続立体交差化を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●1期区間（小島新田～東門前）の事業推進 ●1期区間（東門前～川崎大師 鈴木町すり付け）の事業推進 ●2期区間（川崎大師～京急川崎）に関する関係機関との調整 	<ul style="list-style-type: none"> ●1期区間（小島新田～東門前）の事業推進 ●1期区間（東門前～川崎大師 鈴木町すり付け）の工事着手 ●2期区間（川崎大師～京急川崎）に関する関係機関との調整 	<ul style="list-style-type: none"> ●産業道路立体交差化完了（平成 30 年度予定） ●1期区間（小島新田～東門前）完成（平成 31 年度予定）
J R 南武線連続立体交差事業 渋滞緩和、踏切事故の解消、地域の生活利便性向上等に向けたJR南武線の連続立体交差化の取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●連続立体交差事業の事業化に向けた調査の実施 ●J Rや国、横浜市など関係機関との調整 ●関連事業（矢向鹿島田線ほか沿線のまちづくり）と連携した取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●連続立体交差事業の事業化に向けた都市計画法手続きの実施 ●J Rや国、横浜市など関係機関との調整 ●関連事業（矢向鹿島田線ほか沿線のまちづくり）と連携した取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画決定（平成 30 年度予定）

総論

10年
戦略基本
政策1基本
政策2基本
政策3基本
政策4基本
政策5区
計画資料
編等

施策3 身近な交通環境の整備

施策の概要

- ✓ 超高齢社会に向けた身近な交通手段の確保は大変重要であることから、路線バスについては、地域特性や市民ニーズを適切に捉え、路線バス事業者と連携した取組を推進するとともに、地域住民が主体となったコミュニティ交通に対する検討を支援します。また、さまざまな交通手段の導入に向け、幅広い検討を行い、持続可能な地域交通の環境整備に向けた取組を推進します。
- ✓ バス停留所でバスの運行状況が分かるバスロケーションシステム等のＩＣＴを活用した情報提供サービスの向上など、誰もが快適に利用しやすい地域交通環境の整備を推進します。
- ✓ 自転車は環境にやさしく身近な交通手段として多くの市民に利用されている一方で、県内でも自転車に関わる交通事故の割合が高いことや、道路交通法の改正により自転車の車道通行が厳格に求められていることから、地域特性に応じた自転車道や自転車レーンなど通行環境整備の取組を推進します。



麻生区高石地区
コミュニティ交通
やまゆり号



多摩区長尾台地区
コミュニティ交通
あじさい号



京急川崎駅周辺 自転車道



武蔵小杉駅周辺 自転車通行帯

総論

10年
戦略基本
政策1基本
政策2基本
政策3基本
政策4基本
政策5区
計画資料
編等

直接目標

● 地域の人々が生活しやすい交通環境を整える

主な成果指標

名 称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間における目標値	第2期実施計画期間における目標値	第3期実施計画期間における目標値
路線バスの乗車人数 (1日平均) (市統計書・交通局調べ)	316,045人 (平成22~26年度平均)	32.0万人以上 (平成25~29年度平均)	32.9万人以上 (平成29~33年度平均)	33.8万人以上 (平成33~37年度平均)
自転車が関わる交通事故の減少率 (神奈川県警公表資料)	1,097件 (平成26年度)	平成26年度比 ▲2%以上 (平成29年度)	平成26年度比 ▲6%以上 (平成33年度)	平成26年度比 ▲10%以上 (平成37年度)

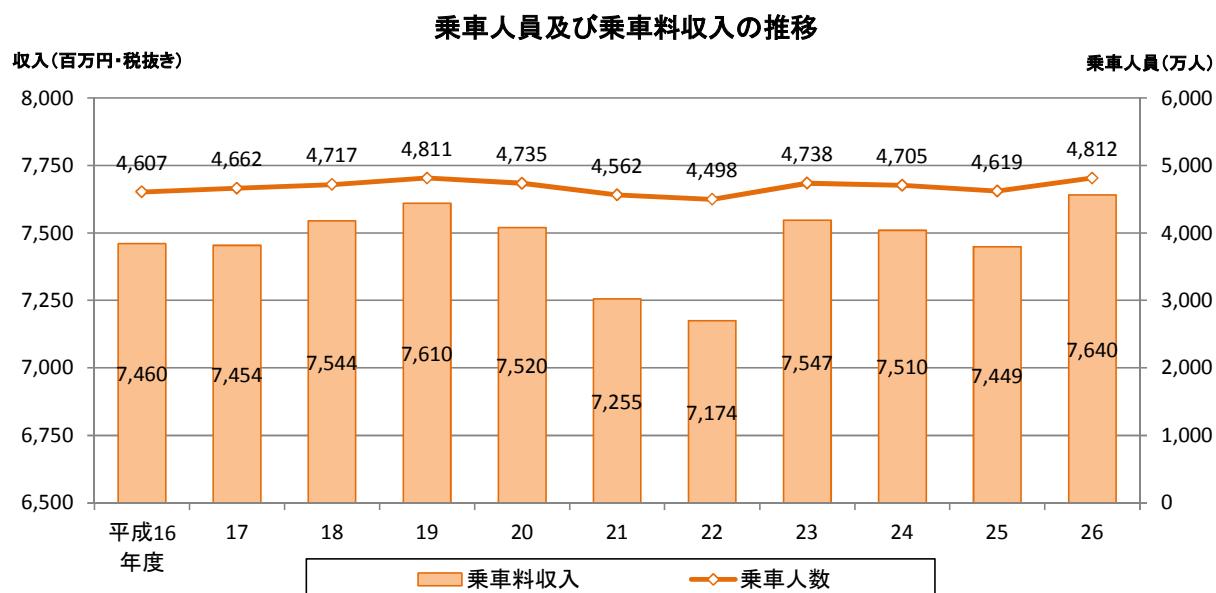
計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成26~27 (2014~15)年度	平成28(2016)~平成29(2017) 年度	平成30(2018) 年度以降
地域交通支援事業 地域の特性やニーズを踏まえ、路線バスサービスの充実に向けた取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●運行ダイヤや運行ルート等に関する路線バス社会実験の実施（麻生区向原地区） ●路線バスサービスの充実に向けた取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●路線バス社会実験の実施 ●路線バスサービスの充実に向けた取組の推進 	事業推進
コミュニティ交通支援事業 地域の特性やニーズを踏まえた、地元住民が主体となったコミュニティ交通に関する必要な支援に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ●地域協議会等への支援 ●条件の整った地区における本格運行の実施に向けたコミュニティ交通の取組の推進 ●長尾台地区の本格運行開始 ●改定した地域交通の手引きに基づくさまざまな手法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域協議会等への支援 ●条件の整った地区における本格運行の実施に向けた取組の推進 ●多様な主体と連携したコミュニティ交通の支援の検討 ●コミュニティ交通のさまざまな導入手法に関する検討 	事業推進
交通案内情報の充実 バスロケーションシステム導入補助を行うなど、利用しやすい交通環境整備に向けた取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●バスの運行状況を示すバスロケーションシステムのバス停への導入促進（平成26年度：3か所整備） ●バス運行案内等、ICTを活用した情報提供に向けた取組の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ●バスの運行状況を示すバスロケーションシステムのバス停への導入の促進 ●バス運行案内等、ICTを活用した情報提供に向けた取組の促進 	事業推進
自転車通行環境整備事業 自転車の通行環境整備により、道路を利用するすべての人が安全・安心で快適に通行できる道路空間の形成に向けた取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●市の自転車通行環境整備に関する考え方の策定 ●市自転車通行環境整備実施計画の策定 ●歩行者・自転車利用者の安全性の向上に向けた緊急的な整備の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●自転車通行環境の連続性の確保に向けた新たな実施計画の策定 ●歩行者・自転車利用者の安全性の向上に向けた緊急的な整備の実施 	事業推進

施策4 市バスの輸送サービスの充実

施策の概要

- ✓ 道路交通法の改正に伴う自転車の車道走行の徹底などによる道路走行環境の変化や高齢者利用の増加など、市バスの安全運行を取り巻く状況の変化に適切に対応するため、運転手等の安全教育の充実・強化など、輸送安全性の更なる向上を図ります。
- ✓ 臨海部への企業進出等による就業者の増加や北部地域の市バス利用者の増加などによる輸送需要の高まり、高齢化の進展など、社会経済環境が大きく変化していることから、公共交通の役割を踏まえ、利用状況に見合った路線の見直しやダイヤ改正、高齢化への対応として公共施設・病院等へのアクセスを向上させる路線の検討など、市バスネットワークの維持・充実に向けた取組を推進します。
- ✓ 厳しい経営状況の中で、市バスサービスを安定的に提供する事業運営が不可欠であることから、営業所管理委託の拡大や、老朽化した営業所等の計画的な整備など、安定的な事業基盤の構築に向けた取組を推進します。



直接目標

- 安全で快適な市バス輸送サービスを持続的に提供する

主な成果指標

名 称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間における目標値	第2期実施計画期間における目標値	第3期実施計画期間における目標値
有責事故発生件数 (走行距離10万kmあたりの有責事故発生件数) (交通局調べ)	0.29件 (平成26年度)	0.28件以下 (平成29年度)	0.28件以下 (平成33年度)	0.28件以下 (平成37年度)
お客様満足度 (市バスお客様アンケート調査)	55.4% (平成26年度)	62.5%以上 (平成29年度)	68.0%以上 (平成33年度)	72.0%以上 (平成37年度)
市バスの乗車人数 (1日平均) (交通局調べ)	127,993人 (平成22~26年度平均)	12.9万人以上 (平成25~29年度平均)	13.1万人以上 (平成29~33年度平均)	13.3万人以上 (平成33~37年度平均)

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
		平成28(2016)~平成29(2017)年度	平成30(2018)年度以降
市バス運輸安全管理マネジメント推進事業 運輸安全マネジメントに基づき、輸送の安全性の向上に向けた取組を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●運輸安全マネジメントの着実な推進 ●効果的な事故防止対策の実施 ●運行管理体制の充実・強化 ●運行ミス防止対策の実施 ●ドライブレコーダーの更新 	<ul style="list-style-type: none"> ●運輸安全マネジメントの着実な推進 ●効果的な事故防止対策の実施 ●運行管理体制の充実・強化 ●運行ミス防止対策の実施 ●ドライブレコーダーの更新 	事業推進
市バス安全教育推進事業 輸送の安全を取り巻く状況の変化等に的確に対応した教育及び研修の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●営業所研修（全運転手対象）の実施 ●階層別研修、派遣研修の実施 ●研修メニューの見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ●営業所研修（全運転手対象）の実施 ●階層別研修、派遣研修の実施 	事業推進
市バスネットワーク推進事業 利用実態や走行環境の変化、市のまちづくりに対応した運行を行い、市バスネットワークの維持・充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●新川崎駅交通広場の整備に伴う市バスの乗り入れ実施 ●溝口駅南口駅前広場の整備期間中のバス停留所位置変更等の対応、整備完了後の乗り場等についての調整 ●北部地域の輸送需要等に対応する路線の見直し ・溝口駅と新百合ヶ丘駅の接続に向けた検討、路線の新設 ●高齢化に対応した路線の見直し ・井田病院へのアクセス向上 ●産業道路駅交通広場や臨港道路東扇島水江町線の整備に合わせた塩浜営業所管内の路線見直しの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●溝口駅南口駅前広場の整備完了後のバス停留所位置変更等の対応 ●北部地域の輸送需要等に対応する路線の見直し ・溝口駅と新百合ヶ丘駅の接続に向けた検討、路線の新設 ●高齢化に対応した路線の見直し ・井田病院へのアクセス向上 ●産業道路駅交通広場や臨港道路東扇島水江町線の整備に合わせた塩浜営業所管内の路線見直しの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画道路の整備に對応した運行経路や停留所位置の変更等 ●輸送需要に對応した路線の見直しやダイヤ改正 ●産業道路駅交通広場や臨港道路東扇島水江町線の整備に合わせた塩浜営業所管内の路線見直しの検討結果に基づく取組の推進

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26~27 (2014~15)年度	平成 28(2016)~平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
市バスお客様サービス推進事業	<p>お客様の声やお客様満足度などの変化を踏まえた、お客様に満足いただけるサービスを提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市バスサービス向上推進本部会議の運営を通じた施策の進捗管理・評価・改善によるサービスポリシーの着実な推進 ●添乗観察の実施と個別助言・指導等による継続的なサービスの向上 ●「市バスお客様アンケート調査」及び「市バス定期券購入者調査」の実施、調査結果の分析・検証と更なるサービス向上に向けた取組への反映 	<ul style="list-style-type: none"> ●市バスサービス向上推進本部会議の運営を通じた施策の進捗管理・評価・改善によるサービスポリシーの着実な推進 ●添乗観察の実施と個別助言・指導等による継続的なサービスの向上 ●「市バスお客様アンケート調査」及び「市バス定期券購入者調査」の実施、調査結果の分析・検証と更なるサービス向上に向けた取組への反映 	事業推進
市バス移動空間快適化事業	<p>パリアフリー化の推進や分かりやすい案内サービスの充実などに取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ノンステップバス車両の更新（平成 26 年度 3 両、平成 27 年度 2 両） ●タブレット型等運行情報表示器の設置（平成 26・27 年度に計 8 基） ●上屋、標識及びベンチの計画的整備の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●ノンステップバス車両の更新 ●タブレット型等運行情報表示器の設置 ●上屋、標識及びベンチの計画的整備の実施 	事業推進
市バス事業基盤強化事業	<p>人材の確保・育成や営業所の計画的整備など、安定的な事業基盤を構築します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●安定的な事業基盤を支える人材の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・正規運転手・公募嘱託運転手・整備職員の計画的な採用 ・多様な採用選考の検討・実施 ●上平間営業所建替え整備計画に基づく事業の実施 ●職員提案制度の運用（表彰の実施） ●運転技能コンクールの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●安定的な事業基盤を支える人材の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・正規運転手・公募嘱託運転手・整備職員の計画的な採用 ・多様な採用選考の検討・実施 ●上平間営業所建替え整備計画に基づく実施設計・工事着手 ●職員提案制度の運用（表彰の実施） ●運転技能コンクールの開催 	事業推進
市バス経営力強化事業	<p>より一層のコスト削減などに取り組み、経営力の強化を図ります</p> <ul style="list-style-type: none"> ●上平間及び菅生営業所の管理委託 ●北部地域のバスネットワーク充実に向けた管理委託営業所及び営業所管轄路線の見直しの調整・準備 ●委託営業所の評価・検証 ●交通局が保有する土地等資産の有効活用 ●乗車券制度（1 日乗車券、回数券）の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ●北部地域のバスネットワーク充実に向けた管理委託営業所及び営業所管轄路線の見直しの調整・準備等 ●委託営業所の評価・検証 ●交通局が保有する土地等資産の有効活用 ●乗車券制度（1 日乗車券、回数券）の見直し後の検証 	<ul style="list-style-type: none"> ●委託営業所を含めた営業所管轄路線の準備・移管

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

資料編等

政策4-8 スポーツ・文化芸術を振興する

政策の方向性

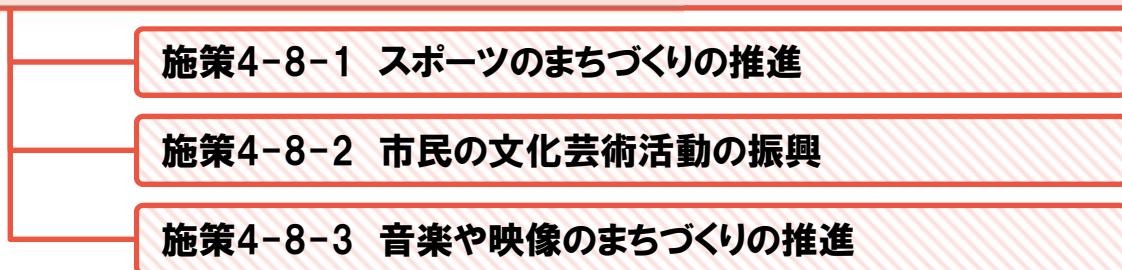
- ✓ 経済的な豊かさだけではなく、健康的でうるおいのある質の高い暮らしを求めて、スポーツや文化に親しみたいというニーズが高まっています。本市では、「音楽のまち・かわさき」など、これまで培われてきたスポーツ・文化芸術活動が定着するとともに、世界的に評価の高い施設や市民に親しまれる多くの施設があり、これらを地域資源として活かすことは、市民同士の交流や心豊かで温かなコミュニティの形成、さらには都市としての魅力向上にもつながります。
- ✓ こうしたことから、東京オリンピック・パラリンピックや市制100周年を契機として、スポーツ・文化芸術活動を通じて市民が感動を分かち合うとともに、こうした活動をさらに促進することで、自ら暮らすまちに抱く愛着と誇りを次世代に継承していきます。

市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	現状	目標
スポーツの盛んなまちだと思う市民の割合 (市民アンケート)	47.6%	55%以上
文化・芸術活動の盛んなまちだと思う市民の割合 (市民アンケート)	48%	55%以上

施策の体系

政策4-8 スポーツ・文化芸術を振興する



総論

10年
戦略基本
政策1基本
政策2基本
政策3基本
政策4基本
政策5区
計画資料
編等

施策1 スポーツのまちづくりの推進

施策の概要

- ✓ 健康志向が高まる中、スポーツを身边に感じ、生涯にわたってスポーツを元気に楽しめるよう、スポーツに参加する機会を促進するとともに、スポーツを通して仲間とふれあい、地域での交流や健康づくりが楽しめるよう、地域のスポーツ活動や総合型地域スポーツクラブの設立・育成を支援します。
- ✓ 国際大会等の開催や競技スポーツ活動への支援を通じ、トップアスリートのプレーを間近に観ることで、市民が感動と興奮を感じ、自らもスポーツをはじめるきっかけづくりにつなげるとともに、川崎で活躍するトップチーム・トップアスリートと連携しながら、スポーツを通して市民が川崎の魅力を楽しむことのできるスポーツのまちづくりを進めます。
- ✓ 東京オリンピック・パラリンピックは、本市の「まちづくり」「ひとづくり」「都市の魅力向上」などを進める絶好の機会です。大会の開催に向け、オリンピック・パラリンピック競技種目の認知度を向上するためのイベント開催等による機運の醸成やボランティアの養成、内外からの来訪者に対応したおもてなしの取組などさまざまな準備を進めます。また、この大会への取組を通じて、市民がスポーツを身边に感じられるよう、誰もが楽しむことができるスポーツの普及促進により、市民の健康づくりを進めます。

かわさきスポーツパートナー

NEC
レッドロケッツ
(女子バレーボール)



JVL 承認
NECW-2014-HG002

川崎
フロンターレ
(サッカー)



©KAWASAKI
FRONTALE

東芝
ブレイブ
アレウス(野球)



東芝
ブレイブ
サンダース神奈川
(男子バスケットボール)



富士通
フロンティアーズ
(アメリカンフットボール)

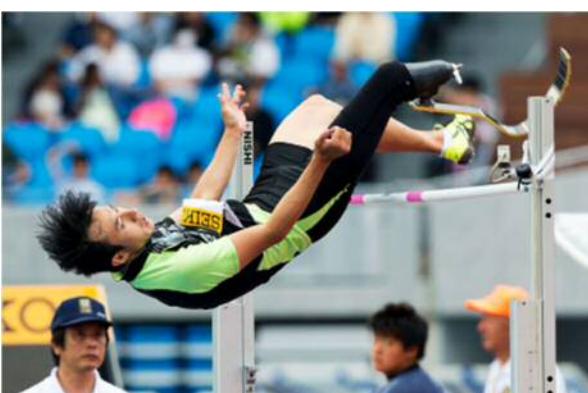


©Fais un reve

富士通
レッドウェーブ
(女子バスケットボール)



©NANO Association



障害者の陸上選手も出場した国際競技大会(等々力
陸上競技場)の開催



川崎国際多摩川マラソンの開催

直接目標

● スポーツを感じ、楽しむ市民を増やす

主な成果指標

名 称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期 間における目標値	第2期実施計画期 間における目標値	第3期実施計画期 間における目標値
週1回以上のスポーツ実施率 (市民アンケート)	34.8% (平成27年度)	36%以上 (平成29年度)	38%以上 (平成33年度)	40%以上 (平成37年度)
年1回以上の直接観戦率 (市民アンケート)	30.4% (平成27年度)	31%以上 (平成29年度)	33%以上 (平成33年度)	35%以上 (平成37年度)
スポーツを支える活動に年1回以上参加した人の割合 (市民アンケート)	5.7% (平成27年度)	6%以上 (平成29年度)	8%以上 (平成33年度)	10%以上 (平成37年度)
スポーツセンター等施設利用者数 (市民・こども局調べ)	2,618,847人 (平成26年度)	263万人以上 (平成29年度)	276万人以上 (平成33年度)	276万人以上 (平成37年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
		平成28(2016)～平成29(2017) 年度	平成30(2018) 年度以降
市民スポーツ活動の推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ●市民大会等各種スポーツ大会の開催 ●市内の企業等の所有するスポーツ施設の開放事業の実施 ●スポーツ関係団体等との協働・連携した取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民大会等各種スポーツ大会の開催 ●市内の企業等の所有するスポーツ施設の開放事業の実施 ●スポーツ関係団体等と協働・連携したスポーツ活動への市民の参加促進 	事業推進
地域スポーツ活動の推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツ推進委員による地域スポーツ活動の支援 ●同じ地域の住民が会員となって自主的に運営する総合型地域スポーツクラブの活動・設立支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツ推進委員による地域スポーツ活動の支援 ●同じ地域の住民が会員となって自主的に運営する総合型地域スポーツクラブの活動・設立支援 	事業推進
競技スポーツ大会開催・支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ●国際トランポリンジャパンオープンの開催 ●国際陸上競技大会の誘致・開催 ●多摩川マラソンや多摩川リバーサイド駅伝など多摩川を活用したスポーツ大会等の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●国際トランポリンジャパンオープンの開催 ●国際陸上競技大会（ゴールデングランプリ川崎）の誘致・開催 ●多摩川マラソンや多摩川リバーサイド駅伝など多摩川を活用したスポーツ大会等の開催 	●国際大会の開催に向けた検討

総論

10年
戦略基本
政策1基本
政策2基本
政策3基本
政策4基本
政策5区
計画資料
編等



総論

10年
戦略基本
政策1基本
政策2基本
政策3基本
政策4基本
政策5区
計画資料
編等

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26~27 (2014~15)年度	平成 28(2016)~平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
ホームタウンスポーツ推進事業	<p>●かわさきスポーツパートナー等との協働・連携による本市の魅力発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市広報媒体の活用などを通じたかわさきスポーツパートナー等のPRの実施 ・かわさきスポーツパートナー等によるふれあいスポーツ教室の開催 ・ホームゲーム等や市内で開催する公式戦への市民招待の実施及び開催の支援 ・かわさきスポーツパートナー等による地域イベント、地域貢献活動への参加 ●Jリーグクラブと連携した魅力ある地域づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・川崎フロンターレ後援会との連携による、フロンターレの市民認知度の向上の取組の推進 ・川崎フロンターレと連携した市制記念試合への市民招待の実施 ・川崎フロンターレによる小・中学校等での巡回サッカースクールの実施 ・川崎フロンターレによる地域イベント、地域貢献活動への参加 ●アメリカンフットボールを活用したまちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「アメリカンフットボールを活用したまちづくり連絡調整会議」と連携した取組の推進 ・「商店街×アメフト」など商店街と協働して行う地域経済活性化に向けた取組の推進 ・Xリーグ等の公式戦への市民招待の実施 ・フラッグフットボール等の普及による子どもたちのスポーツ・交流の促進 	<p>●かわさきスポーツパートナーの活動による本市の魅力発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市広報媒体の活用などを通じたかわさきスポーツパートナー等のPRの実施 ・かわさきスポーツパートナー等によるふれあいスポーツ教室の開催 ・ホームゲーム等や市内で開催する公式戦への市民招待の実施及び開催の支援 ・かわさきスポーツパートナー等による地域イベント、地域貢献活動への参加促進 <p>●Jリーグクラブと連携した魅力ある地域づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎フロンターレ後援会との連携による、フロンターレの市民認知度の向上の取組の推進 ・川崎フロンターレと連携した市制記念試合への市民招待の実施 ・川崎フロンターレによる小・中学校等での巡回サッカースクールの実施 ・川崎フロンターレによる地域イベント、地域貢献活動への参加促進 <p>●アメリカンフットボールを活用したまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「アメリカンフットボールを活用したまちづくり連絡調整会議」と連携した取組の推進 ・「商店街×アメフト」など商店街と協働して行う地域経済活性化に向けた取組の推進 ・Xリーグ等の公式戦への市民招待の実施 ・「フラッグフットボール等の普及による子どもたちのスポーツ・交流の促進 	事業推進
スポーツセンター等の管理運営事業	<p>●各スポーツセンター等の体育室・トレーニング室などの利用提供の促進 (平成 26 年度 利用人数 : 2,618,847 人)</p> <p>●生涯スポーツの推進に向けたスポーツ教室及びイベント等の実施</p> <p>●施設の長寿命化に向けた修繕計画の検討・策定</p>	<p>●各スポーツセンター等の体育室・トレーニング室などの利用提供の促進</p> <p>●生涯スポーツの推進に向けたスポーツ教室及びイベント等の実施</p> <p>●施設の長寿命化に向けた修繕計画に基づく工事の実施</p>	●等々力緑地へのパークマネジメント導入によるとどろきアリーナと他施設等との連携

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26~27 (2014~15)年度	平成 28(2016)~平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
スポーツ・文化総合センター整備・運営事業	<p>● PFI 法に基づく事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本設計及び実施設計 ・既存施設の解体工事 ・新築工事の着手 	<p>●「スポーツ・文化総合センター」の竣工・供用開始(平成 29 年度)</p>	事業推進
東京オリンピック・パラリンピック対応推進事業	<p>●推進方針及び「(仮称)かわさきパラムーブメント」推進ビジョンの策定</p> <p>●JOCパートナー都市協定の締結</p> <p>●トップアスリートの就職を支援するアスナビなど大会開催に向けたイベント等の開催</p> <p>●団体・企業・有識者などが連携できる場を設置</p> <p>●アスリートの活動場所や出場機会の充実に向けた調整</p>	<p>●大会開催のスケジュールに応じた推進ビジョンの改定</p> <p>●事前キャンプの受け入れに向けた取組の推進</p> <p>●大会開催に向けた各種イベントの開催</p> <p>●外部連携組織における大会に向けた具体的なアクションの検討</p> <p>●大会開催とその後のまちづくりに向けた多言語対応などさまざまな分野における重点エリアを中心とした取組の調整</p>	<p>●2020 東京オリンピック・パラリンピックの開催(平成 32 年)</p> <p>●大会開催後のレガシーの形成</p>

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

資料編等

施策2 市民の文化芸術活動の振興

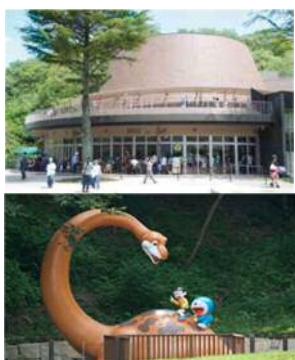
施策の概要

- ✓ 誰もが手軽に文化芸術にふれ、多くの市民が文化芸術の楽しさを感じることができるよう、市民が文化芸術活動に参加しやすい環境づくりを進めるとともに、市民、文化団体等の多様な主体と協働・連携しながら文化芸術活動の振興を図ります。
- ✓ 市民の郷土に対する認識を高め、貴重な文化財を次世代に継承していくため、その保護と活用に取り組むとともに、文化財に関する学習機会の充実や多様な主体との連携による文化財の魅力を活かした地域づくりを進めます。
- ✓ アートセンターをはじめ、文化芸術の創造や地域の文化芸術活動の拠点となる文化施設において、市民が身近に文化芸術を体験できるよう、各種公演の実施や作品等の展示をするとともに、文化芸術活動を通した市民相互の交流を進めます。

○岡本太郎美術館



○青少年科学館(そらと緑の科学館)



○日本民家園



○印を主要文化施設として入場数を
主な成果指標に設定しています

○藤子・F・不二雄
ミュージアム

○大山街道ふるさと館



○市民ミュージアム



○アートセンター



市民プラザ

橘樹官衙遺跡群



○東海道かわさき宿交流館



川崎区

ミューザ川崎
シンフォニーホール

総論

10年
戦略基本
政策1基本
政策2基本
政策3基本
政策4基本
政策5区
計画資料
編等

直接目標

- 市内の文化芸術活動を推進し、一層市民に身近なものにする

主な成果指標

名 称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期 間における目標値	第2期実施計画期 間における目標値	第3期実施計画期 間における目標値
主要文化施設の入場者数 (市民・こども局調べ)	1,269,188 人 (平成26年度)	135.6 万人以上 (平成29年度)	140.5 万人以上 (平成33年度)	140.5 万人以上 (平成37年度)
年1回以上文化芸術活動をする人の割合 (市民アンケート)	14.6% (平成27年度)	16%以上 (平成29年度)	18%以上 (平成33年度)	20%以上 (平成37年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
		平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
市民文化活動支援事業	<p>市民の参加と文化芸術活動を行う団体等との協働により、誰もが手軽に文化芸術にふれ、より多くの市民が文化芸術の楽しさを享受し、本市に愛着と誇りを持ち、創造的で人間らしく感性豊かに暮らせる地域づくりを進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●文化財団をはじめとする文化団体等と連携した鑑賞・普及事業の取組の推進 ●ラゾーナ川崎プラザソルなど各種文化施設の運営支援と施設の計画的な維持・補修の実施 ●地名に関する市民講座や調査・研究の実施 ●小黒恵子童謡記念館の再開に向けた検討 ●かわさき市民第九コンサートやプラチナファッションショーの開催 ●市文化賞等の受賞者の選考及び贈呈式の開催 ●川崎・しんゆり芸術祭（アルテリッカしんゆり）の開催支援 	<p>●文化財団をはじめとする文化団体等と協働・連携した文化芸術に関する鑑賞・普及事業の取組の推進</p> <p>●ラゾーナ川崎プラザソルなど各種文化施設の運営支援と施設の計画的な維持・補修の実施</p> <p>●地名に関する市民講座や調査・研究の実施</p> <p>●小黒恵子童謡記念館の整備、耐震等工事の実施及びリニューアルオープン</p> <p>●かわさき市民第九コンサートやプラチナファッシュショーンショーの開催</p> <p>●市文化賞等の受賞者の選考及び贈呈式の開催</p> <p>●川崎・しんゆり芸術祭（アルテリッカしんゆり）の開催支援</p>
文化財保護・活用事業	<p>市民の郷土に対する認識を高め、地域の人々の心のよりどころとして、文化の向上と発展に貢献するため、歴史の営みの中で、自然環境や社会・生活を反映しながら、育まれ、継承されてきた文化財の適切な保存と活用を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●文化財保護活用計画に基づく文化財の調査・保護・活用事業の推進 ●指定文化財の保存修理等の実施 ●文化財ボランティアの育成・確保 ●埋蔵文化財の発掘調査等の実施 	<p>●市文化財保護活用計画に基づく文化財の調査・保護・活用事業の推進</p> <p>●指定文化財の保存・修理等の実施</p> <p>●文化財ボランティアの育成・確保</p> <p>●埋蔵文化財の発掘調査等の実施</p>

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

資料編等

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26~27 (2014~15) 年度	平成 28(2016)~平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
東海道かわさき宿 交流館管理運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ●東海道川崎宿の歴史・民俗資料等の展示（平成 26 年度 利用人数 : 49,260 人） ●東海道川崎宿に関する地域活動の支援や地域交流拠点としての取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●東海道川崎宿の歴史・民俗資料等の展示 ●東海道川崎宿に関する地域活動の支援や地域交流拠点としての取組の推進 	事業推進
市民ミュージアム 管理運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ●漫画・アニメ・映像・写真などの館の特徴を活かした展覧会の開催（平成 26 年度 利用人数 : 133,954 人） ●ホームページや SNS を活用した情報発信の更なる強化に向けた取組の推進 ●文化芸術人材の交流の場の形成・活動機会の創出 ●館運営に民間のノウハウを活かすため指定管理者制度導入の検討 ●施設の長寿命化に向けた主な取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・屋上防水・壁面改修工事（調査・基本設計委託） ・映像ホールのデジタル対応設備第 2 期工事 ・エレベータ設備改修工事（第 1・2 期）の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●漫画・アニメ・映像・写真などの館の特徴を活かした展覧会の開催 ●ホームページや SNS を活用した情報発信の更なる強化に向けた取組の推進 ●文化芸術人材の交流の場の形成・活動機会の創出 ●指定管理者による運営の開始（平成 29 年度） ●施設の長寿命化に向けた主な取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・屋上防水・壁面改修工事（第 1 期）の実施 ・映像ホールのデジタル対応設備第 2 期工事 ・エレベータ設備改修工事（第 1・2 期）の実施 	・屋上防水・壁面改修工事（第 2 期）の実施
大山街道ふるさと 館管理運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ●大山街道に関する歴史・民俗資料等の展示（平成 26 年度 利用人数 : 39,032 人） ●大山街道マスター プランに基づく市民との協働による地域の文化活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●大山街道に関する歴史・民俗資料等の展示 ●大山街道マスター プランに基づく市民との協働による地域の文化活動の推進 	事業推進
市民プラザ管理運 営事業	<ul style="list-style-type: none"> ●文化・教養に関する教室の開催 ●プール・体育館などの利用提供の促進 ●市民の相互の交流促進に向けた行事等の実施 ●中期修繕計画に基づく施設整備の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●文化・教養に関する教室の開催 ●プール・体育館などの利用提供の促進 ●市民の相互の交流促進に向けた行事等の実施 ●中期修繕計画に基づく施設整備の実施 	事業推進
たちはなかんが 橋樹官衙遺跡群保 存整備・活用事業	<ul style="list-style-type: none"> ●橋樹官衙遺跡群の国史跡指定（平成 27 年 3 月）・保存管理計画の策定に向けた検討 ●橋樹官衙遺跡群の調査・研究・保存事業の実施 ●史跡めぐり等活用事業の実施 ●市民との協働による環境整備・維持管理の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●古代武藏国橋樹郡の役所跡である橋樹都衙跡と郡寺である影向寺からなる「橋樹官衙遺跡群保存管理計画」の策定 ●橋樹官衙遺跡群史跡整備計画・手法等の検討 ●橋樹官衙遺跡群の調査・研究・保存事業の実施 ●史跡めぐり等活用事業の実施 ●市民との協働による環境整備・維持管理の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●保存管理計画に基づいた保存管理、活用の実施 ●橋樹官衙遺跡群史跡整備計画の策定

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26~27 (2014~15) 年度	平成 28(2016)~平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
藤子・F・不二雄ミュージアム事業	<p>本市ゆかりの漫画家藤子・F・不二雄の作品に込められたメッセージを子どもから大人まで幅広い世代に伝えることで、文化芸術活動の振興と本市の魅力を増進するため「藤子・F・不二雄ミュージアム」を運営します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●藤子・F・不二雄の作品及び資料の展示（平成 26 年度 利用人数：474,667 人） ●藤子・F・不二雄ミュージアムの魅力を国内外へ発信する取組の推進 ●生田緑地における他美術館や博物館と連携した取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●藤子・F・不二雄の作品及び資料の展示
岡本太郎美術館管理運営事業	<p>本市ゆかりの芸術家岡本太郎の美術作品や資料を展示することで、市民の美術に関する創造的活動を促進し、市民の芸術の発展と文化の進展を図るために、近現代美術を扱う美術館として、「岡本太郎美術館」を運営します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●岡本太郎の美術作品及び資料の展示（平成 26 年度 利用人数：73,170 人） ●図録・資料等の外国語訳など国外への情報発信 ●他都市を巡回する岡本太郎関連の展覧会など全国に向けた情報発信 ●作品や資料のデジタル化事業の推進 ●生田緑地における他美術館や博物館と連携した取組の推進 ●美術館機能の維持・向上のための施設の整備 ●屋外作品の維持・補修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●岡本太郎の美術作品及び資料の展示
日本民家園管理運営事業	<p>国・県・市の指定文化財 25 件を有する日本有数の古民家の野外登録博物館として、その貴重な文化財を適切に保存・活用し、市民の文化・学術・教育の向上を図るために、「日本民家園」を運営します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●江戸時代の古民家の野外展示 ●伝統生活文化に関する企画展示及び各種講座等による教育普及事業の実施（平成 26 年度 利用人数：124,527 人） ●50 周年記念に向けた取組の検討 ●観光客の積極的誘致に向けた広報活動の充実 ●生田緑地における他美術館や博物館と連携した取組の推進 ●文化財建造物・民具などの保存・整備と調査研究、維持・補修 	<ul style="list-style-type: none"> ●江戸時代の古民家の野外展示 ●伝統生活文化に関する企画展示及び各種講座等による教育普及事業の実施
青少年科学館管理運営事業	<p>天文・自然・科学の 3 つの柱を中心に、青少年の科学知識の普及啓発や科学教育の振興のため、市唯一の自然系登録博物館として、「青少年科学館」(苗と緑の科学館)を運営します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●自然・天文・科学の 3 分野の実物・標本・模型などの資料展示（平成 26 年度 利用人数：292,238 人） ●自然観察教室や実験教室など青少年への体験を通じた教育普及の取組の推進 ●プラネタリウム等を活用した天文・科学知識の普及啓発の実施 ●ボランティア、市民活動団体等の育成・支援と体験学習の推進 ●生田緑地における他美術館や博物館と連携した取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●自然・天文・科学の 3 分野の実物・標本・模型などの資料展示

総論

10 年
戦略基本
政策1基本
政策2基本
政策3基本
政策4基本
政策5区
計画資料
編等

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26~27 (2014~15)年度	平成 28(2016)~平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
アートセンター管 理運営事業 芸術文化の創造・発 信・交流を促進すると ともに、芸術文化の鑑 賞の機会を提供するこ とで、市民の芸術文化 の発展に寄与するた めの創造・発信拠点と して、「アートセンター」 を運営します。	<ul style="list-style-type: none"> ●小劇場や映像館を活用した芸術文化の鑑賞会等の開催 (平成 26 年度 利用人数 : 82,340 人) ●市民の芸術文化の創造や交流の促進に向けた各種研修やワークショップ等の実施 ●青少年の舞台芸術活動への支援の取組の推進 ●アーティストの育成・支援の取組の推進 ●新百合ヶ丘駅周辺の文化施設等との連携による取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●小劇場や映像館を活用した芸術文化の鑑賞会等の開催 ●市民の芸術文化の創造や交流の促進に向けた各種研修やワークショップ等の実施 ●青少年の舞台芸術活動への支援の取組の推進 ●アーティストの育成・支援の取組の推進 ●新百合ヶ丘駅周辺の文化施設等との連携による取組の推進 	事業推進

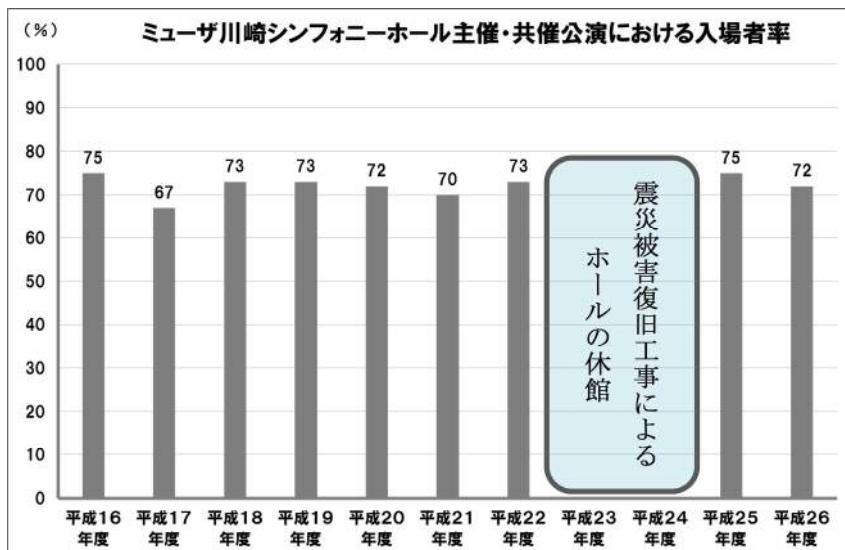
総論

10年
戦略基本
政策1基本
政策2基本
政策3基本
政策4基本
政策5区
計画資料
編等

施策3 音楽や映像のまちづくりの推進

施策の概要

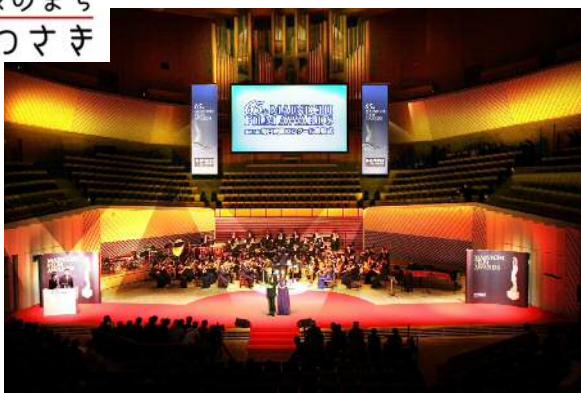
- ✓ 市内には、法兰チャイズオーケストラである東京交響楽団や2つの音楽大学、4つの市民オーケストラ、100を超える市民合唱団や企業の吹奏楽団などの多くの音楽資源があり、多彩な活動を行っています。市民一人ひとりが愛着と誇りを持てるまちづくりとまちのイメージアップに向けて、こうした多様な主体と連携しながら「音楽のまち・かわさき」の充実を図ることで、幅広い世代の市民が音楽を楽しめる環境づくりを進めます。
- ✓ 國際的評価が高く、「音楽のまち・かわさき」の中核的施設であるミューザ川崎シンフォニーホールでは、市民に良質な音楽の鑑賞の機会を提供するとともに、東京オリンピック・パラリンピックの開催も見据えて、その魅力を国内外に発信することで、更なる都市イメージの向上を図ります。
- ✓ 市内には4つのシネマコンプレックスのほか、映像スタジオや日本初の映画の単科大学があり、映像制作活動が盛んです。また、ドラマや映画のロケが市内各所で行われ、「撮る・創る・観る」ための環境に恵まれた「映像のまち」です。こうした映像資源のネットワークを活かし、映像文化の振興や映像産業の発展、次世代の映像文化の担い手の育成に取り組みます。



資料:市民・こども局調べ



ミューザ川崎シンフォニーホールでのオーケストラの公演



毎日映画コンクールの開催



映像文化の担い手の育成

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

資料編等

直接目標

- 音楽や映像を活用して、都市の魅力向上や地域の活性化につなげる

主な成果指標

名 称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期 間における目標値	第2期実施計画期 間における目標値	第3期実施計画期 間における目標値
「音楽のまち」の環境が充実していると感じる人の割合 (市民アンケート)	53.3% (平成27年度)	55%以上 (平成29年度)	57%以上 (平成33年度)	60%以上 (平成37年度)
ミューザ川崎シンフォニーホール主催・共催公演の入場者率 (市民・こども局調べ)	72% (平成26年度)	73%以上 (平成29年度)	74%以上 (平成33年度)	75%以上 (平成37年度)
「映像のまち」の取組を評価できる人の割合 (市民アンケート)	18.4% (平成27年度)	20%以上 (平成29年度)	25%以上 (平成33年度)	30%以上 (平成37年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26~27 (2014~15) 年度	平成 28(2016)~平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
音楽のまちづくり 推進事業 多様な活動団体等と協働・連携しながら、幅広い世代が身近に音楽を楽しめる環境づくりを進めることで、まちに音楽があふれ、市民の豊かな心を育み、活力ある地域社会づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な活動団体等との協働・連携に向けた「音楽のまち・かわさき」推進協議会への支援 ●「かわさきジャズ」の開催 ●「アジア交流音楽祭」や「交流の響き」の開催 ●シニア世代向け「プラチナ音楽祭」の開催 ●東京交響楽団による市内巡回コンサートの開催 ●川崎市出身の坂本九の音楽や映像を通じた魅力発信事業の実施 ●港町歌碑「港町十三番地」を活用した魅力発信の取組の推進 ●オーストリア・ザルツブルク市との若手演奏家の交流促進に向けたコンサートの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な活動団体等との協働・連携に向けた「音楽のまち・かわさき」推進協議会への支援 ●「かわさきジャズ」の開催 ●「アジア交流音楽祭」や「交流の響き」の開催 ●シニア世代向け「プラチナ音楽祭」の開催 ●東京交響楽団による市内巡回コンサートの開催 ●川崎市出身の坂本九の音楽や映像を通じた魅力発信事業の実施 ●港町歌碑「港町十三番地」を活用した魅力発信の取組の推進 ●オーストリア・ザルツブルク市との若手演奏家の交流促進に向けたコンサートの開催 ●韓国・富川市との友好都市提携 20 周年を記念した音楽等による文化交流事業の実施 ●クロアチア・リエカ市との姉妹都市提携 40 周年を記念した音楽等による文化交流事業の実施 	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26~27 (2014~15)年度	平成 28(2016)~平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
川崎シンフォニーホール管理運営事業	<p>●音楽ホールを活用したクラシックオーケストラ等による音楽の鑑賞機会の提供 (平成 26 年度 入場者数 : 207,383 人)</p> <p>●子どもから大人までが気軽に音楽に興味を持つコンサートの開催</p> <p>●本市のイメージアップに向けたミューザ川崎シンフォニーホールの国内外への発信の取組の推進</p> <p>●中長期的な修繕計画による大規模修繕の内容や時期を検討</p>	<p>●音楽ホールを活用したクラシックオーケストラ等による音楽の鑑賞機会の提供</p> <p>●子どもから大人までが気軽に音楽に興味を持つコンサートの開催</p> <p>●本市のイメージアップに向けたミューザ川崎シンフォニーホールの国内外への発信の取組の推進</p> <p>●中長期的な修繕計画による大規模修繕の検討・工事設計</p>	<p>●中長期的な修繕計画による大規模修繕の実施</p>
映像のまち・かわさき推進事業	<p>●多様な映像関係主体により構成される「映像のまち・かわさき」推進フォーラムの活動支援</p> <p>●毎日映画コンクール表彰式の本市開催の支援</p> <p>●「KAWASAKI しんゆり映画祭」の開催</p> <p>●教育機関と連携した映像制作活動等を通した映像教育の普及の推進</p> <p>●地域における映像制作活動等への支援</p> <p>●本市のイメージアップに向けたドラマや映画などの映像作品のロケ誘致活動の推進 (平成 26 年度 市の施設における ロケ件数 : 170 件)</p> <p>●ロケ地情報のホームページによる発信、PRパネル展の開催及び情報誌の発行</p> <p>●地域映像アーカイブ化に向けた取組の推進</p>	<p>●多様な映像関係主体により構成される「映像のまち・かわさき」推進フォーラムの活動支援</p> <p>●毎日映画コンクール表彰式の本市開催の支援</p> <p>●「KAWASAKI しんゆり映画祭」の開催</p> <p>●教育機関と連携した映像制作活動等を通した映像教育の普及の推進</p> <p>●地域における映像制作活動等への支援</p> <p>●本市のイメージアップに向けたドラマや映画などの映像作品のロケ誘致活動の推進</p> <p>●ロケ地情報のホームページによる発信やPRパネル展の開催及び情報誌の発行</p> <p>●地域映像アーカイブ化に向けた取組の推進</p>	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

資料編等

政策4-9 戰略的なシティプロモーション

政策の方向性

- ✓ 本市は、地域ごとに特色ある歴史や文化が育まれ、さまざまな文化・スポーツや、多摩川をはじめとした自然環境など、魅力あるさまざまな地域資源を有しています。近年では、交通利便性を活かしたまちづくりによって活気が生み出され、住みやすいまちとして認知されるとともに、産業技術や研究開発機能の集積が、川崎の魅力のひとつとして認識されるようになり、川崎のイメージは着実に向上去っています。
- ✓ 今後、海外にも通用する抜群の都市ブランドを確立し、市民が愛着と誇りを持ち、誰もが訪れたくなる川崎をめざすため、地域資源を磨き上げるだけでなく、新たな地域資源の発掘・創出に取り組むとともに、市民や企業などと効果的なコラボレーションを図り、川崎の魅力が広く伝わる戦略的なシティプロモーションを推進します。

市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	現状	目標
市に魅力や良いイメージがあると感じている人の割合 (市民アンケート)	40.7%	50%以上

施策の体系

政策4-9 戰略的なシティプロモーション

施策4-9-1 都市イメージの向上とシビックプライドの醸成

施策4-9-2 川崎の特性を活かした観光の振興

総論

10年
戦略基本
政策1基本
政策2基本
政策3基本
政策4基本
政策5区
計画資料
編等

施策1 都市イメージの向上とシビックプライドの醸成

施策の概要

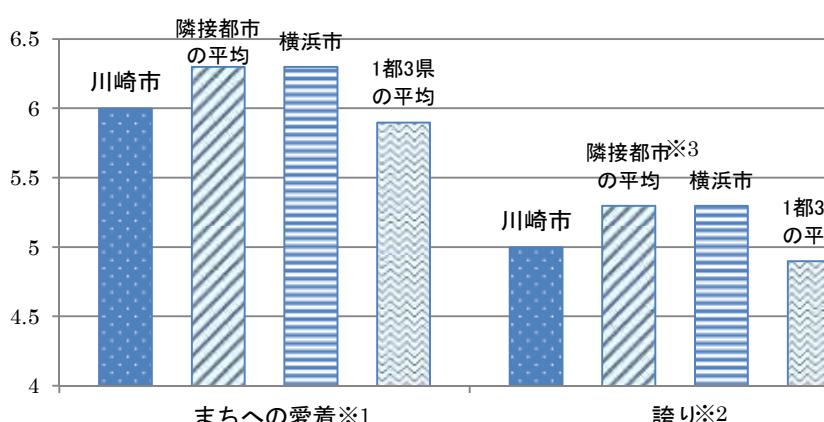
- ✓ 本市に対する都市イメージは上昇傾向にあります。今後もより一層都市イメージの形成・向上を図るため、藤子・F・不二雄ミュージアムや川崎フロンターレ、等々力緑地、工場夜景など、本市の多面的な魅力を活かしたイメージ戦略を進めます。
- ✓ 東京オリンピック・パラリンピックの開催、羽田空港の更なる国際化などによる、新たなビジネスチャンスの活用、観光・商業の振興を図るため、ブランドメッセージ等を効果的に用いて、国内外に向けたさまざまな情報発信を戦略的に行います。
- ✓ 市民の情報取得手段が新聞、テレビのほかインターネットやソーシャルメディアなど多様化する中で、媒体や発信手法の特性を踏まえた、市民にしっかりと情報が届く、効率的・効果的な情報発信が必要です。さまざまなメディアの効果的な活用、パブリシティ活動（メディアへの広報活動）とともに、口コミなどによる、市民自らの情報発信力を活かす取組を展開します。
- ✓ グローバル化が進展する中、世界における本市の存在感を高めるため、これまで良好な関係を築き上げてきた海外都市とお互いの強みや特性を活かした交流を推進し、都市の魅力の向上を図ります。

かわさきを彩る多彩な魅力



写真上段左から: 日本民家園、工場夜景、ミューザ川崎
写真下段左から: 等々力陸上競技場、カワサキハロウィン

(点) シビックプライド指標（市民のまちへの愛着、誇りを点数化（10点満点））



※1 数値は次の質問項目(10点満点)の平均値

- ・川崎市に愛着を持っている
- ・今後も川崎市に住み続けたい
- ・川崎市の細部まで熟知している

※2 数値は次の質問項目(10点満点)の平均値

- ・川崎市に誇りを持っている
- ・川崎市について自慢したいことがいくつもある
- ・自分は川崎市に貢献している

※3 川崎市に隣接している市区

東京都大田区、世田谷区、狛江市、調布市、稲城市、多摩市、町田市、横浜市青葉区、都筑区、港北区、鶴見区

資料:平成26年度(市)都市イメージ調査

直接目標

● 市内外における市の認知度・好感度を高める

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現状	第1期実施計画期間における目標値	第2期実施計画期間における目標値	第3期実施計画期間における目標値
シビックプライド指標 市民の市に対する「愛着」「誇り」に関する平均値 ※10点満点 (都市イメージ調査)	愛着 6.0 誇り 5.0 (平成26年度)	愛着 6.1 以上 誇り 5.1 以上 (平成29年度)	愛着 6.5 以上 誇り 5.5 以上 (平成33年度)	愛着 7.0 以上 誇り 6.0 以上 (平成37年度)
隣接都市における、川崎市に良いイメージがあると感じている人の割合 (都市イメージ調査)	50.3% (平成26年度)	51%以上 (平成29年度)	53%以上 (平成33年度)	55%以上 (平成37年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26~27 (2014~15) 年度	平成 28(2016)~平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
シティプロモーション推進事業 戦略的な情報発信等により、市民のシビックプライドの醸成及び対外的な都市イメージの向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●「シティプロモーション戦略プラン」「シティプロモーション推進実施計画」の策定 ●各種メディアの効果的活用によるシティプロモーションの推進 ●イメージアップ事業認定制度等による民間活力と連携したシティプロモーションの推進 ●市のブランドメッセージの設定 	<ul style="list-style-type: none"> ●第1次シティプロモーション推進実施計画に基づく、各種メディアの効果的な活用等によるシティプロモーション活動の推進 ●第2次「シティプロモーション推進実施計画」の策定 ●国内外に向けた、各種メディアの効果的活用によるシティプロモーションの推進 ●イメージアップ事業認定制度等による民間活力と連携したシティプロモーションの推進 ●ブランドメッセージ等を活用した効果的な情報発信及び民間活力と連携したシティプロモーションの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●市制100周年に向けたシティプロモーションの推進
国際交流等推進事業 海外からの視察受入や国際交流協会との連携により、行政だけでなく地域での国際交流を促進し、国内友好自治体との交流も推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●海外からの視察受入や(公財)市国際交流協会と連携した市民主体の国際交流の推進 ●友好自治体交流会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●海外からの視察受入や(公財)市国際交流協会と連携した市民主体の国際交流の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・韓国・富川市友好都市提携20周年記念事業 ・クロアチア・リエカ市姉妹都市提携40周年記念事業 ●友好自治体交流会の実施 	事業推進
市民文化大使事業 文化芸術・スポーツ分野で活躍する本市にゆかりのある方々を市民文化大使として任命し、国内外での活動で連携することで、本市の魅力をPRし、イメージアップを図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ●第7期市民文化大使の任命及び市民文化大使と連携した取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●第7期市民文化大使と連携した取組の推進 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

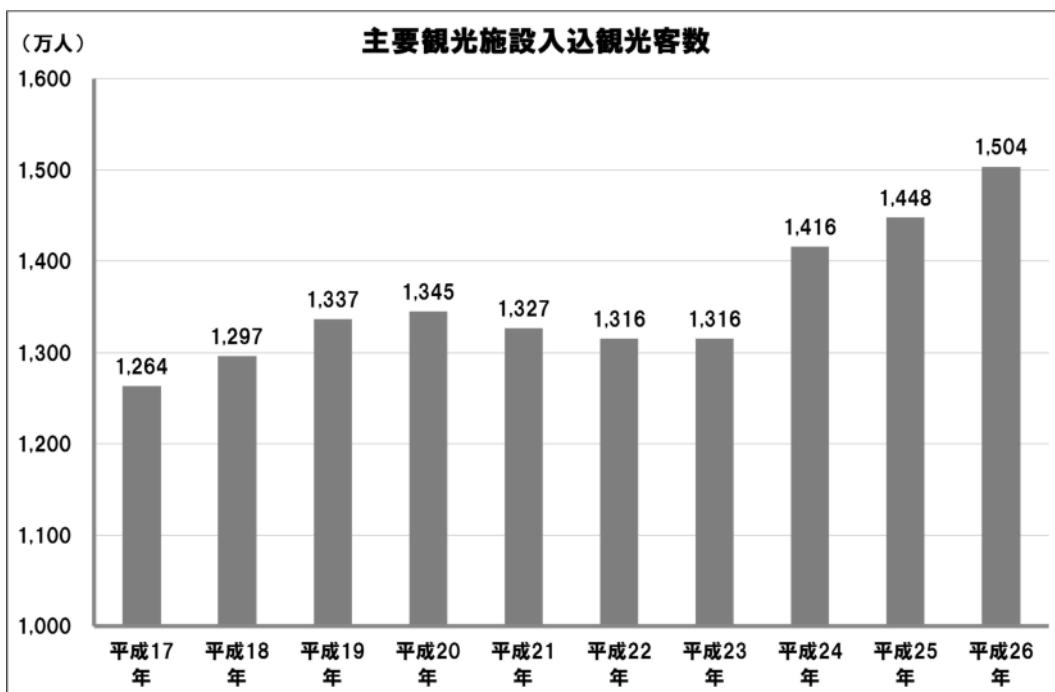
区計画

資料編等

施策2 川崎の特性を活かした観光の振興

施策の概要

- ✓ 本市には、川崎大師や生田緑地をはじめ、新たな観光の目玉になった産業観光や工場夜景、カワサキハロウィンなど多くの観光資源が存在します。今後は、市内観光地の魅力やイベント、ショッピングなどの情報を効果的に発信して、本市への観光客増加と観光消費の拡大を図ります。
- ✓ 東京オリンピック・パラリンピック開催を好機として捉え、多くの外国人を魅了することができるような観光資源を活用するとともに、海外の観光客の動向等を踏まえ、羽田空港からのアクセスなど本市の優位性を活かすことにより、本市を訪れる外国人観光客の増加に向けた観光施策の拡充を図ります。
- ✓ 競輪事業については、若い世代や女性などの新たなファン層を拡大するために、ガールズケイリンの開催、施設の再整備等を推進し、競輪のイメージアップを図ります。



※主要観光施設：藤子・F・不二雄ミュージアム、川崎マリエン、宙と緑の科学館、夢見ヶ崎動物公園、市民ミュージアムなど

資料：経済労働局調べ



川崎大師



日本民家園



川崎臨海部の工場夜景

総論

10年
戦略

基本
政策1

基本
政策2

基本
政策3

基本
政策4

基本
政策5

区
計画

資料
編等

直接目標

- 市内への集客及び滞在を増加させる

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現状	第1期実施計画期間における目標値	第2期実施計画期間における目標値	第3期実施計画期間における目標値
主要観光施設の年間観光客数 (経済労働局調べ)	1,504万人 (平成26年)	1,646万人以上 (平成29年)	1,856万人以上 (平成33年)	2,093万人以上 (平成37年)
宿泊施設の年間宿泊客数 (経済労働局調べ)	178万人 外国人 15万人 (平成26年)	187万人以上 外国人 17万人以上 (平成29年)	198万人以上 外国人 19万人以上 (平成33年)	210万人以上 外国人 21万人以上 (平成37年)
工場夜景・産業観光ツアーの年間参加者数 (経済労働局調べ)	6.6万人 (平成26年)	7.2万人以上 (平成29年)	8.1万人以上 (平成33年)	9.2万人以上 (平成37年)

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
		平成28(2016)～平成29(2017) 年度	平成30(2018) 年度以降
観光振興事業	<p>情報発信や観光案内機能の充実等の取組を進めるとともに、外国人観光客の誘客を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新たな観光振興プランの策定 ●観光ホームページやパンフレットによる情報発信の充実 ●観光案内所の川崎駅北口への移転検討 ●外国人観光客の誘客促進 ●かわさき市民祭りの開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●新たな観光振興プランに基づく施策の展開 ●観光ホームページの多言語化など情報発信ツールの更なる充実 ●川崎駅北口における新たな観光案内所の設置に向けた整備 ●外国人観光客の誘客促進 ●かわさき市民祭りの開催 	事業推進
産業観光推進事業	<p>川崎産業観光振興協議会、市観光協会、商工会議所等の関係機関と一体となって、本市の産業観光の推進及び認知度向上を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●産業観光ツアー、工場夜景ツアーの実施 ●全国各地へ修学旅行の誘致活動の展開 ●産業観光検定合格者等を活用した市民ガイドツアーの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●産業観光ツアー、工場夜景ツアーの推進 ●全国各地へ修学旅行の誘致活動の展開 ●産業観光検定合格者等を活用したガイドツアー等の実施 	事業推進
市制記念花火大会事業	<p>川崎の夏の風物詩として親しまれている花火大会を開催することで、「ふるさと川崎」の意識の高揚を図り、豊かな市民文化の創造をめざします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●観客の安全確保及び継続可能な花火大会の企画の立案・実施 ●民間事業者との連携による安全で楽しい大会の運営計画の策定と実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●観客の安全確保及び継続可能な花火大会の企画の立案・実施 ●民間事業者との連携による安全で楽しい大会の運営計画の策定と実施 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

資料編等

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26～27 (2014～15) 年度	平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
競輪場整備 公園との一体感を感じられる空間づくりや持続可能な事業運営の確立に向けた施設づくりをメインコンセプトとして、施設の再整備を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●メインスタンド耐震補強工事の実施 ●メインスタンド内装改修工事の実施 ●外構整備、既存施設除却に係る設計 ●老朽化設備の更新工事、維持修繕工事の実施 ●旧選手管理棟除却工事 	<ul style="list-style-type: none"> ●メインスタンド内装改修工事の実施 ●外構整備工事及び既存施設除却工事の実施 ●老朽化設備の更新工事及び維持修繕工事の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●整備完了予定（平成 35 年度予定）
競輪開催・運営 競輪の効率的な事業運営を推進し、事業の収益性を高めるとともに、競輪の魅力をアピールすることで誰もが楽しめる競輪場をめざします。	<ul style="list-style-type: none"> ●効果的・効率的な運営方法による競輪の開催 ●新規ファンの獲得に向けた検討・実施 ●特別競輪の誘致活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●効果的・効率的な運営方法による競輪の開催 ●競輪女子会、ガールズケイリンやバックヤードツアーワーク等の実施による新規ファンの獲得に向けた取組の推進 ●特別競輪の誘致活動の実施 	事業推進

総論

10年
戦略基本
政策1基本
政策2基本
政策3基本
政策4基本
政策5区
計画資料
編等

みんなで取り組もう 私たちができること ～市民から市民へのメッセージ～

「文化・スポーツなど川崎の魅力を活かしたシティプロモーション」

背景

川崎市は、東京と横浜に接して市域が細長いことや、市民の転出入が多いこと、また市外で働く人が多いことなどから、市民の中に一体感が生まれにくいと言われています。

川崎の都市ブランドを強化し、市民の「川崎への愛着・誇り（シビックプライド）」を高めることができ、「住み（続け）たいまち」という都市イメージ、市民の一体感や地域への帰属意識を高めることにつながると考えます。そのためには、多くの市民が地域社会に参画し、地域資源の魅力を向上させ、自ら発信することが重要です。

私たち市民委員は、「市民検討会議」での議論を踏まえ、川崎市民のみなさんに以下のご提案をします。

メッセージ

□ 川崎の魅力を再発見し、川崎のことをもっと良く知るために、私たち市民が情報を「受け取る力」を高めることも大切です。

市政だよりやホームページなどで発信される様々な情報に、できるだけ関心を持つようにしてみましょう。



□ 川崎には、ミューザ川崎や音楽大学、川崎フロンターレなどのプロスポーツチーム、生田緑地など、多くの地域資源があります。これらの地域資源を活かし、様々な分野で市民の活動が活発に行われることは、川崎の魅力を高めることにつながっています。

私たち一人ひとりが、「断トツ」な川崎の魅力づくりを目指して、地域のイベントや活動にも、積極的に参加してみましょう。



□ 私たち市民が、川崎の良いところや優れたところを積極的にPRし、一人でも多くの人に川崎の魅力を知ってもらうことが大切です。

ICTを活用した情報発信のほか、友人や知人との「人と人とのつながり」を通じたクチコミなどにより、川崎の魅力を伝えるようにしてみましょう。



川崎市総合計画市民検討会議より

誰もが生きがいを持てる 市民自治の地域づくり



まちを好きな人が多いと、まちは良くなる！

あなたのまちづくりへの積極的な参加を応援し、
共に創りあける地域社会をめざします。

未来のための「新たな総合計画」策定中。

川崎をもっともっと住みやすいまちにするために。

基本 政策5

誰もが生きがいを持つ る市民自治の地域づくり

- 「まち」は、生まれ、育ち、学び、働き、楽しみ、支え合うといった先人たちの営みの上に形づくられてきたものであり、さらに将来にわたって発展させていくものです。
- 地方への分権が進む中、まちづくりの主役は、そこで暮らし、活動するすべての市民、団体、企業などであることから、市民と行政の「情報共有」「参加」「協働」を基本しながら、市民が主体となって、地域の身近な課題解決を促進するとともに、多様な人々が生涯にわたって生きがいを感じ、共に認め合い、支え合いながら個性と能力を発揮することができる地域社会をめざします。

政策の体系

基本政策5 誰もが生きがいを持つ市民自治の地域づくり

政策5-1 参加と協働により市民自治を推進する

政策5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる

総論

10年
戦略基本
政策1基本
政策2基本
政策3基本
政策4基本
政策5区
計画資料
編等

政策5-1 参加と協働により市民自治を推進する

政策の方向性

- ✓ 急速な少子高齢化の進展などにより、地域の課題が複雑化・多様化しているため、きめ細やかで的確な対応が求められている一方で、多彩な経験を持った元気な高齢者や、未来を担う若い世代の社会貢献に対する関心が高まっており、地域で積極的に活動する団体や社会貢献活動に意欲的な企業などが増えてきています。
- ✓ このような社会経済状況の変化を的確に捉え、幅広い世代の参加や、行政と市民・地域で活動する団体・企業・大学・他の自治体などの多様な主体との協働・連携による地域課題の解決に向けた取組を進めます。
- ✓ また、市民が支え合えるコミュニティづくりに向けて、身近な総合行政機関である区役所を中心として、市民生活に身近な行政サービスを提供するとともに、地域の課題解決や地域への愛着の醸成につながるよう、課題に応じて適切なコミュニティを捉え、地域の人材や活動をコーディネートするなど、市民が主体的に進める活動を支えます。
- ✓ さらに、市民に身近な課題を、身近な所で解決する基礎自治体の役割をしっかりと果たすために、地方分権改革を一層進めます。

市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	現状	目標
町内会や市民活動など、地域での活動に参加している市民の割合 (市民アンケート)	30.3%	40%以上
市政に対する市民の意見や要望を伝える機会や手段が整えられていると思う市民の割合 (市民アンケート)	18.1%	25%以上

施策の体系

政策5-1 参加と協働により市民自治を推進する

施策5-1-1 市民参加の促進と多様な主体との協働・連携のしくみづくり

施策5-1-2 迅速で的確な広報・広聴と市民に開かれた情報共有の推進

施策5-1-3 共に支え合う地域づくりに向けた区役所機能の強化

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

資料編等



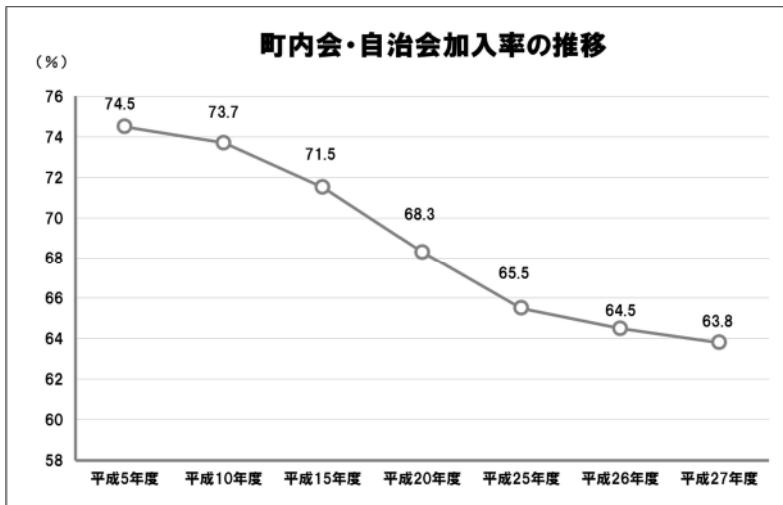
施策1 市民参加の促進と多様な主体との協働・連携のしくみづくり

総論

10年
戦略基本
政策1基本
政策2基本
政策3基本
政策4基本
政策5区
計画資料
編等

施策の概要

- ✓ 本市は、政令指定都市で初めて「自治基本条例」を制定し、情報共有、参加、協働を自治運営の基本原則として、暮らしやすい地域社会の実現に向け、市民が主体的に市政運営に関わり、力を合わせて地域の課題を自ら解決できるよう、市民自治のまちづくりを進めてきました。少子高齢化の進展や人口減少への転換が見込まれる中、人ととのつながりも変化しており、市民、地域の団体、企業、大学や他の自治体など、多様な主体との協働・連携による取組を進めていくためのしくみづくりや地域人材の発掘・育成、地域における課題解決の取組への支援などを進めます。
- ✓ ライフスタイル・価値観の多様化などから、町内会・自治会への加入率の減少や担い手の固定化などの課題が生じており、その解決に向けて、町内会・自治会活動の活性化の取組を支援するとともに、幅広い分野で活動が広がるボランティア活動をはじめとした市民活動に対し、その活動の自主性・自立性に配慮した支援を進めます。さらに、NPO法人の基盤強化や信頼性向上に向けた取組を支援することにより、市民からNPO法人への寄附の機運を高め、市民による相互支援を促進します。
- ✓ 都市によって異なる課題を効果的に解決するためには、市民に近い基礎自治体が、地域のニーズに応じて、自らの意思で判断し、施策を実行するための権限や財源が必要です。これまで国の事務や権限の地方への分権が進められてきましたが、少子高齢化の進展や人口減少への転換が見込まれる中、基礎自治体が自主性を發揮し、市民の参加と協働によるまちづくりを進めるため、国や県への働きかけを強めるなど、地方分権改革の取組を進めます。



資料:市民・こども局調べ



多くの市民が参加する多摩川美化活動

■ 直接目標

- 多様な主体が協働・連携して地域課題の解決を進める

■ 主な成果指標

名称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間における目標値	第2期実施計画期間における目標値	第3期実施計画期間における目標値
地域貢献活動に関する取組にかかわったことのある人の割合 (市民アンケート)	19.8% (平成27年度)	21%以上 (平成29年度)	23%以上 (平成33年度)	25%以上 (平成37年度)
町内会・自治会加入率 (市民・こども局調べ)	63.8% (平成27年度)	64%以上 (平成29年度)	64%以上 (平成33年度)	64%以上 (平成37年度)
市内認定・条例指定N P O法人数 (市民・こども局調べ)	8 団体 (平成26年度)	14 団体以上 (平成29年度)	22 団体以上 (平成33年度)	30 団体以上 (平成37年度)

■ 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26~27 (2014~15) 年度	平成 28(2016)~平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
多様な主体による協働・連携推進事業 多様な主体が主体的に地域課題解決に向けて取り組めるよう、必要な環境を整備します。	<ul style="list-style-type: none"> ●協働・連携のあり方検討委員会の運営及び報告書のとりまとめ、及び（仮）市協働・連携の基本方針の策定 ●プロボノによる人材マッチングモデル事業の実施 ●I C T を活用した情報プラットフォームの構築に向けた検討 ●企業、大学、他自治体などの多様な主体と、それぞれの得意分野や地域特性を活かした協働・連携の取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●（仮）市協働・連携の基本方針に基づく総合的な事業の推進 ●プロボノ（社会的・公共的目的のために、仕事で培った経験やスキルを活かすボランティア活動）による人材マッチングモデル事業の実施 ●I C T を活用した情報プラットフォームの構築及び運営 ●地域における中間支援拠点の検討 ●企業、大学、他自治体などの多様な主体と、それぞれの得意分野や地域特性を活かした協働・連携の取組の更なる推進 	事業推進
自治推進事業 パブリックコメント制度や住民投票制度などの自治基本条例に基づく自治運営に関する制度等の適切な運用を進め、自治の推進に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ●自治基本条例の理念等の広報・普及啓発 ●市民参加の促進に向けた調査、手法等の検討・実施 ●多くの意見提出を促すためのパブリックコメント制度の周知 ●住民投票制度の安定した運営と円滑な住民投票の実施に備えた住民への制度周知 	<ul style="list-style-type: none"> ●自治基本条例の理念等の広報・普及啓発 ●若者をはじめとする市民参加の促進に向けた調査、手法等の検討・実施 ●多くの意見提出を促すためのパブリックコメント制度の周知 ●戦略的な市民アンケート手法の充実に向けた取組の推進 ●住民投票制度の安定した運営と円滑な住民投票の実施に備えた住民への制度周知 	事業推進

総論

10年
戦略基本
政策1基本
政策2基本
政策3基本
政策4基本
政策5区
計画資料
編等

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26~27 (2014~15) 年度	平成 28(2016)~平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
地域振興事業 良好な地域社会の維持・形成のため、地域的な共同活動を行うことを目的として一定の区域に住所を有する者の地縁に基づき形成される町内会・自治会活動を支援することにより、市民が相互に協力しながら暮らしやすい地域社会づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●「町内会・自治会の活動の活性化に向けた条例」に基づく取組の推進 ●町内会・自治会館の整備に関する補助制度の充実 ●自治功労者表彰 ●新総合自治会館の移転整備に向けた検討 ●市民自治活動を支援する（公財）市民自治財団の運営支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●「町内会・自治会の活動の活性化に向けた条例」に基づく取組の推進 ●町内会・自治会館の整備に関する補助制度の実施 ●自治功労者表彰 ●新総合自治会館の整備 ●市民自治活動を支援する（公財）市民自治財団の機能強化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●新総合自治会館の完成（平成 31 年度完成予定）
市民活動支援事業 市民活動の自主性・自立性に配慮した市民の相互支援を促進するために定めた「市民活動支援指針」に基づき、人材育成・資金の確保・活動の場・情報の共有化に関する取組を推進し、市民活動の活性化を図るとともに、市民活動支援の担い手である中間支援組織の機能強化を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●市民活動支援指針改訂検討委員会報告書の提言を踏まえた取組の推進 ●市民活動における全市・全領域の中間支援組織である「(公財)かわさき市民活動センター」の機能強化の推進 ●市民活動（ボランティア活動）の補償制度の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民活動支援指針改訂検討委員会報告書の提言を踏まえた取組の推進 ●市民活動における全市・全領域の中間支援組織である「(公財)かわさき市民活動センター」の機能強化の推進 ●市民活動（ボランティア活動）の補償制度の実施 	事業推進
NPO法人活動促進事業 NPO法人（特定非営利活動法人）活動の健全な発展を一層促進するため、法人設立・運営支援や監督・指導を行うとともに、法人への寄附促進に向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●NPO法に基づく設立認証や情報公開、監督等の適切な実施 ●NPO法人の認定及び条例指定制度の適正な運用 ●NPO法人への寄附促進に向けた取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●NPO法に基づく設立認証や情報公開、監督等の適切な実施 ●NPO法人の認定及び条例指定制度の適正な運用 ●NPO法人への寄附促進に向けた取組の推進 	事業推進
地方分権改革推進事業 基礎自治体への権限移譲や義務付け・枠付けの見直しを国等へ働きかけるなど真の分権型社会の実現をめざした取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●第4次一括法及び第5次一括法の成立に伴う条例等の整備の検討・調整 ●地方分権改革に関する「提案募集方式」制度を活用した積極的な国への権限移譲や義務付け・枠付けの見直しの提案 ●地方自治法に基づく県市間の権限移譲の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●新たな法案等による、基礎自治体への権限移譲や義務付け・枠付けの見直しに伴う条例等の整備の検討・調整 ●地方分権改革に関する「提案募集方式」制度を活用した積極的な国への権限移譲や義務付け・枠付けの見直しの提案 ●地方自治法に基づく県市間の権限移譲の推進 ●「(仮称)新たな地方分権改革推進方針」の策定と方針に基づく取組の推進 	事業推進

施策2 迅速で的確な広報・広聴と市民に開かれた情報共有の推進

施策の概要

- ✓ 市民の声が行政にしっかりと伝わるような身近な市政を推進するため、市長と市民が直接対話する「区民車座集会」や、「市長への手紙」など、さまざまな手法で効果的に市民の声を収集し、市の施策に反映させる取組を進めます。
- ✓ 市民に市の取組をしっかりと知っていただくために、「市政だより」、ホームページ、テレビ、ラジオ等のさまざまなメディアを活用して、市民にとって必要な市政情報を、わかりやすく親しみやすい内容にしながら情報を発信します。
- ✓ 市政の透明性を確保するため、行政情報を積極的に開示するとともに、公文書等の行政情報を的確に保存し、活用します。



区民車座集会

平成27年7月からリニューアルした
かわさき市政だより

総論

10年
戦略基本
政策1基本
政策2基本
政策3基本
政策4基本
政策5区
計画資料
編等

直接目標

- 市民の意見を幅広く聴取するとともに、分かりやすい情報発信を行う

主な成果指標

名 称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間における目標値	第2期実施計画期間における目標値	第3期実施計画期間における目標値
コンタクトセンター内 サンキューコールかわさきの応対満足度 ※5点満点（総務局調べ）	4.9点 (平成27年度暫定値)	4.9点以上 (平成29年度)		第1期実施計画の取組状況を踏まえてよりよい状況の実現に向けて目標値を定め、目標達成に向けて取り組みます。
必要な市政情報を得る ことができると思う人の割合 (市民アンケート)	37.5% (平成27年度)	39%以上 (平成29年度)	42%以上 (平成33年度)	45%以上 (平成37年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
		平成 28(2016)～平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
広聴等事業	<p>●さまざまな手法により、幅広く市民参加を促す「区民車座集会」の適切な実施</p> <p>●「市長への手紙」の適切な運用</p>	<p>●さまざまな手法により、幅広く市民参加を促す「区民車座集会」の適切な実施</p> <p>●「市長への手紙」の適切な運用</p>	事業推進
コンタクトセンタ一運営事業	<p>●コンタクトセンターの適切な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市政に関する問合せ、意見、相談等に応対する「サンキューコールかわさき」 ・本庁舎代表電話交換業務 ・幸・中原・高津・宮前・多摩・麻生区役所代表電話交換業務 ●川崎区役所（支所を含む）代表電話の統合 	<p>●コンタクトセンターの適切な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市政に関する問合せ、意見、相談等に応対する「サンキューコールかわさき」 ・本庁舎代表電話交換業務 ・各区役所代表電話交換業務 	事業推進
区相談事業	<p>●各区における市民からの日常的な悩みごとにに関する相談への助言、適切な窓口の紹介などの一般相談の実施</p> <p>●各区における弁護士や司法書士等による法律、土地・建物の登記などに関する専門的な特別相談の実施</p>	<p>●各区における市民からの日常的な悩みごとにに関する相談への助言、適切な窓口の紹介などの一般相談の実施</p> <p>●各区における弁護士や司法書士等による法律、土地・建物の登記などに関する専門的な特別相談の実施</p>	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26~27 (2014~15)年度	平成 28(2016)~平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
広報事業	<p>市の制度や施策から暮らしに関する手続、イベントや本市の魅力に関する情報まで、あらゆる広報媒体を活用しながら、市政に関するさまざまな情報を市民にわかりやすく、効果的に伝えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●リニューアルした「市政だより」の発行による市政全般に関する情報発信 ●市ホームページによる市政情報・本市の魅力に関する情報発信 ●情報プラザの運営や広報コーナー、広報掲示板の活用による市の制度・施策の積極的な広報活動の推進 ●「市勢要覧」の発行による市政情報の発信 ●市民便利帳「生活ガイド」の発行による効果的な市政情報の発信 	事業推進
放送事業	<p>テレビ・ラジオ等のメディアを活用して、市政等に関する情報をタイマーかつ積極的に提供します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●テレビ・ラジオによる広報番組の放送 ●かわさきエフエムの認知度向上及び経営改善支援 ●ＪＲ川崎駅に設置してある大型映像装置による市政情報等の放映 	事業推進

総論

10年
戦略基本
政策1基本
政策2基本
政策3基本
政策4基本
政策5区
計画資料
編等

施策3 共に支え合う地域づくりに向けた区役所機能の強化

施策の概要

- ✓ 少子高齢化の進展や本市を取り巻く社会状況の変化から、地域の課題は複雑化・多様化しており、身近な行政機関としての区役所には、これまで担ってきた行政サービスを迅速かつ効率的に提供することに加え、地域の実情に応じたきめ細やかな相談支援や市民の主体的な取組を促す役割が求められます。こうした役割を担うため、区役所・支所・出張所機能のあり方の検討を進めるとともに、多様な主体をコーディネートする機能の充実など区役所機能をさらに強化する取組を進めます。
- ✓ 来庁者へのニーズに寄り添った丁寧な応接や窓口の混雑緩和への対応、バリアフリー化などの快適な利用環境の整備等を通じて、市民満足度の高い区役所サービスを提供することが求められます。「市民の立場からみてどうか」という視点での継続的なサービス向上に取り組むとともに、コンビニエンスストアにおける証明書交付をはじめ、マイナンバー制度における個人番号カードの普及促進に向けた取組を進めます。
- ✓ 地域で支え合うしくみづくりに向けて、区役所が主体となって、区民、地域団体や企業など、多様な主体の参加と協働により、地域の抱える課題解決や地域の特性を活かした取組を進めます。また、多様な広報媒体を活用して継続的に広報することで、多くの区民と区民会議に関する情報の共有を進めるとともに、参加と協働による地域課題の解決に向けた取組を進めます。



区役所での
住民参加型のワークショップの開催



平成28年1月から
スタートする証明書等のコンビニ交付(イメージ)

総論

10年
戦略基本
政策1基本
政策2基本
政策3基本
政策4基本
政策5区
計画資料
編等

■ 直接目標

- 市民満足度の高い区役所サービスを提供する

■ 主な成果指標

名称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間における目標値	第2期実施計画期間における目標値	第3期実施計画期間における目標値
区役所利用者のサービス満足度 (市民・こども局調べ)	96.1% (平成26年度)	97%以上 (平成29年度)		第1期実施計画の取組状況を踏まえてよりよい状況の実現に向けて目標値を定め、目標達成に向けて取り組みます。
個人番号カード普及率 (市民・こども局調べ)	平成28年1月から交付開始	7%以上 (平成29年度)	14%以上 (平成33年度)	21%以上 (平成37年度)

■ 計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成26~27 (2014~15)年度	平成28(2016)~平成29(2017) 年度	平成30(2018) 年度以降
区役所改革推進事業	<p>市民に身近な行政機関である区役所では、複雑化・多様化する地域課題の解決に向けて、これまで担ってきた行政サービスの提供に加え、地域の実情に応じながら、市民同士のつながりやコミュニティづくりを進めるとともに、市民の主体的な活動を促進する取組を進めます。また、区役所等庁舎の利活用の推進に向け、効率的・効果的な整備を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●区役所機能強化に向けた「区役所改革の基本方針」の策定 ●「区役所と支所・出張所等の窓口サービス機能再編実施方針」の改定の検討 ●JR川崎駅北口自由通路行政サービス施設設置に向けた調整 ●区役所庁舎等の長寿命化に向けた改修・補修の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・幸区役所庁舎の供用開始及び旧庁舎等解体・駐車場・外構の整備 ・旧柿生連絡所の耐震等工事の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●「区役所改革の基本方針」に基づく取組の推進 ●「区役所と支所・出張所等の窓口サービス機能再編実施方針」の改定の検討 ●JR川崎駅北口自由通路行政サービス施設の開設(平成29年度) ●区役所庁舎等の機能や建物の状態を踏まえた保全・改修工事の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・幸区役所の駐車場・外構の整備 ・麻生区役所柿生分庁舎(旧柿生連絡所)の供用開始(平成28年度)
区役所サービス向上事業	<p>市民の満足度が高い区役所を目指してサービス向上の取組を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●市民の声を踏まえた区役所サービス向上の取組の推進 ●第2・第4土曜日の区役所窓口開設の実施 ●混雑時の臨時窓口開設の実施 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

資料編等



事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26~27 (2014~15) 年度	平成 28(2016)~平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
戸籍住民サービス事業 マイナンバー（社会保障・税番号）制度の導入や市民の利便性の向上を踏まえながら、戸籍や住民票などの証明書を交付します。	<ul style="list-style-type: none"> ●マイナンバーの通知及び個人番号カードの交付の開始（平成 28 年 1 月からカード交付開始） ●コンビニエンスストアでの戸籍・住民票等の証明書自動交付の開始（平成 28 年 1 月から） ●証明書等郵送業務の集約化に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●マイナンバー制度の個人番号カードの普及促進 ●コンビニエンスストアでの戸籍・住民票等の証明書の自動交付 ●麻生区役所柿生分庁舎での証明書等郵送業務の実施 	事業推進
地域課題対応事業 各区役所が主体となって、区民の参加と協働により地域の身近な課題解決や地域の特性を活かした魅力あるまちづくりに向けた事業を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●各区役所が主体となった地域の身近な課題解決に向けた事業の実施 ●各区の魅力ある地域資源を活かした区づくりの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●各区役所が主体となった地域の身近な課題の解決に向けた事業の実施 ●各区の魅力ある地域資源を活かした区づくりの推進 	事業推進
区民会議運営事業 各区における地域社会の課題を区民の参加と協働により、地域が主体的に解決するため、区民会議を運営します。	<ul style="list-style-type: none"> ●各区における参加と協働による地域社会の課題解決に向けた区民会議の開催 ●区民会議の認知度向上のための取組の推進 ●各区の委員の相互連携に向けた区民会議交流会の開催 ●「区民会議のあり方」の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●各区における参加と協働による地域社会の課題解決に向けた区民会議の開催 ●区民会議の認知度向上のための取組の推進 ●区民会議交流会など各区の委員の相互連携に向けた取組の推進 ●「区民会議のあり方」の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●「区民会議のあり方」の検討結果に基づく取組の推進

市民の暮らしに身近な区役所が市民、地域で活動する住民団体などと協働で行う地域課題の解決に向けた主要な取組については、331ページからの区計画に掲載しています。

政策5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる

政策の方向性

- ✓ 社会全体のグローバル化が進み、人と人とのつながりの希薄化などが進む中で、人権と平和に関わる課題も多様化しています。一人ひとりの人権が尊重され、共に平和に生きる社会を実現するために、すべての人が互いにそれぞれの違いを認め合い、個性と能力を発揮できるよう、平等と多様性（ダイバーシティ）の尊重に向けた取組を進めます。

市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	現状	目標
市民一人ひとりの人権や平和に対する意識が高いと思う市民の割合 (市民アンケート)	20.1%	30%以上

施策の体系

政策5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる

施策5-2-1 平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進

施策5-2-2 男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進

総論

10年
戦略基本
政策1基本
政策2基本
政策3基本
政策4基本
政策5区
計画資料
編等

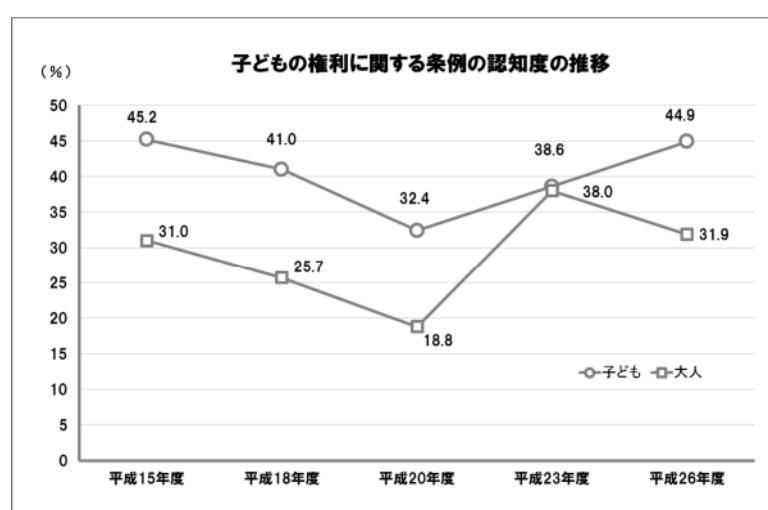
施策1 平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進

施策の概要

- ✓ さまざまな人権問題の解決や人権侵害の防止に向けて、一人ひとりの人間の尊厳が最優先される「川崎らしい」人権施策を推進するため、あらゆる施策に人権尊重の視点を反映するとともに、市民、地域、学校、企業、関係機関・団体、NPO・NGO等との協働・連携による人権尊重教育や人権意識の普及、人権擁護の取組を推進します。
- ✓ 本市では、これまで外国人市民が国籍や文化、言語の違いなどによって社会的な不利益を受けないよう、行政サービスの充実や多文化共生教育の推進に取り組むとともに、外国人市民代表者会議等を通じた市政への意見反映を進めてきました。現在、本市には約3万人の外国人市民が暮らしており、今後も、さらに増加が見込まれる中、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合い、人権が尊重され、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会」の実現をめざした取組を進めます。
- ✓ いじめや不登校、児童虐待など子どもが置かれている状況には依然として憂慮すべき課題があります。家庭、育ち・学ぶ施設、地域において子どもの権利が保障されることで、子どもが一人ひとりの人間として尊重され、自分らしく生きることができる社会をめざし、子どもの権利に関する意識の普及に取り組むとともに、居場所を失った子どもへの支援や子どもを権利侵害から守る取組を推進します。
- ✓ 戦争体験や被爆体験の風化が危惧される中、次代を担う子どもたちに戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさを語り継いでいくとともに、平和を齎かす世界規模の人権問題や飢餓、貧困など、新たな課題を理解することが求められています。政令指定都市で初めて行った「核兵器廃絶平和都市宣言」の理念に基づき、平和を愛する心を育み、互いに人権を尊重しあい、共に生きる地域社会の実現に向けた平和意識の普及を促進します。



かわさき人権フェアの開催



資料：子どもの権利に関する
実態・意識調査

直接目標

平等と多様性を尊重する意識を高める

主な成果指標

名称 (指標の出典)	現状	第1期実施計画期間における目標値	第2期実施計画期間における目標値	第3期実施計画期間における目標値
平等と多様性が尊重されていると思う市民の割合 (市民アンケート)	40.6% (平成27年度)	41%以上 (平成29年度)	第1期実施計画の取組状況を踏まえてよりよい状況の実現に向けて目標値を定め、目標達成に向けて取り組みます。	
子どもの権利に関する条例の認知度 (子どもの権利に関する実態・意識調査)	44.9%(子ども) 31.9%(大人) (平成27年度)	47%以上(子ども) 33%以上(大人) (平成29年度)	50%以上(子ども) 36%以上(大人) (平成33年度)	55%以上(子ども) 40%以上(大人) (平成37年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
		平成28(2016)～平成29(2017)年度	平成30(2018)年度以降
人権関連事業	<p>人権を尊重し、共に生きる社会をめざして、『人権施策推進基本計画「人権かわさきイニシアチブ」』に基づき、一人ひとりの人間の尊厳を最優先する「川崎らしい」人権施策を、平等と多様性(ダイバーシティ)を尊重しながら推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●人権意識の普及をめざした「かわさき人権フォーラム」や市人権学校の開催 ●人権週間における「かわさき人権フェア」の開催 ●「拉致被害者家族を支援するかわさき市民のつどい」の開催 ●「人権啓発活動地域ネットワーク協議会」(法務局川崎支部・人権擁護委員協議会・川崎市で構成)による地域の人権啓発活動の推進 ●人権施策推進基本計画「人権かわさきイニシアチブ」の策定と計画に基づく取組の推進 ●「人権に関する市民意識調査」の実施 	事業推進
同和対策事業	<p>同和問題をはじめとする人権問題への正しい理解を図るために、講演会・研修会等を通じて、人権意識の普及に向けた取組を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●人権啓発冊子・物品等の配布による同和問題をはじめとする人権意識の普及に向けた取組の推進 ●関係団体が開催する研修会等を通じた参加関係団体等と連携・協力した取組の推進 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

区計画

資料編等

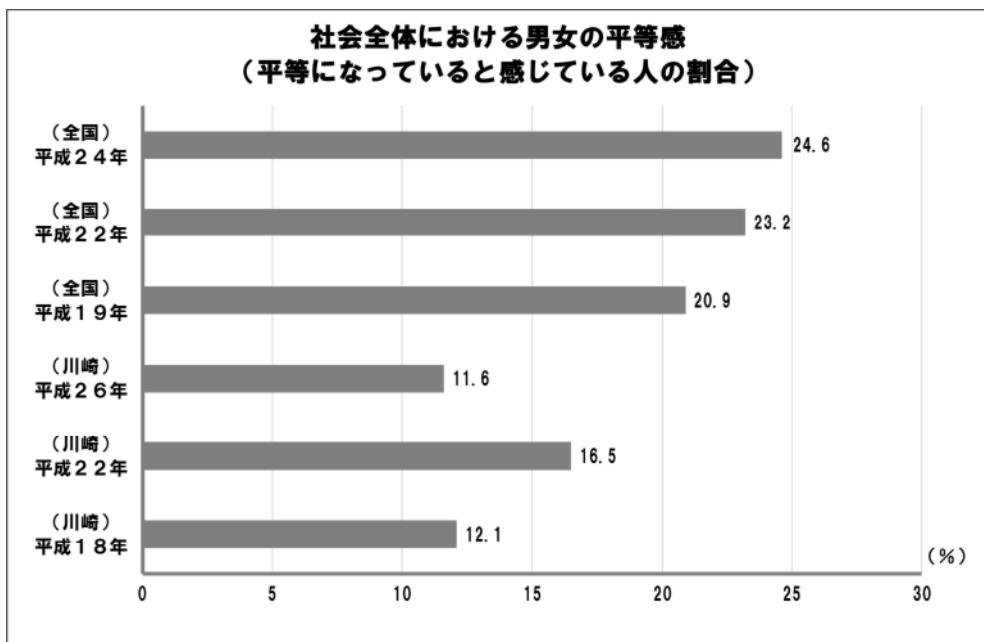


事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26~27 (2014~15) 年度	平成 28(2016)~平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
外国人市民施策推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ●多文化共生社会推進指針の改定 ●外国人市民の市政参加のしくみである「外国人市民代表者会議」の運営 ●「外国人市民代表者会議」からの提言を踏まえた取組の推進 ●「外国人市民意識実態調査」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●多文化共生社会推進指針に基づく取組の推進 ●外国人市民の市政参加のしくみである「外国人市民代表者会議」の運営 ●「外国人市民代表者会議」からの提言を踏まえた取組の推進 	事業推進
子どもの権利施策推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ●「かわさき子どもの権利の日のつどい」の開催やパンフレット等を活用した子どもの権利に関する広報・意識普及の促進 ●さまざまな世代に向けた広報資料の開発による子どもの権利に関する意識の普及促進 ●子ども向け公式ホームページ「こどもページ」の運営 ●第4次子どもの権利に関する行動計画に基づく取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●「かわさき子どもの権利の日のつどい」の開催やパンフレット等を活用した子どもの権利に関する広報・意識普及の促進 ●さまざまな世代に向けた広報資料の開発による子どもの権利に関する意識の普及促進 ●子ども向け公式ホームページ「こどもページ」の運営 ●「子どもの権利に関する実態・意識調査」の実施 ●第5次子どもの権利に関する行動計画の策定 	事業推進
人権オンブズパーソン運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの権利の侵害や男女平等に関わる人権侵害に関する相談に対する助言及び支援 ●救済申立てに関する調査等の実施 ●相談・救済についての広報・啓発の実施及び人権オンブズパーソンの運営状況の公表 ●市の機関及び関係機関等との連携した取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの権利の侵害や男女平等に関わる人権侵害に関する相談に対する助言及び支援 ●救済申立てに関する調査等の実施 ●相談・救済についての広報・啓発の実施及び人権オンブズパーソンの運営状況の公表 ●市の機関及び関係機関等との連携した取組の推進 	事業推進
平和意識普及推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ●国内外の自治体と連帯・連携した「核兵器廃絶平和都市宣言」の理念に基づく平和意識の普及促進 ●平和な地域社会の実現に向けた「平和を語る市民のつどい」の開催 ●「原爆の日」の平和祈念の取組の実施 ●戦後70年の節目の年を踏まえた取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ●国内外の自治体と連帯・連携した「核兵器廃絶平和都市宣言」の理念に基づく平和意識の普及促進 ●平和な地域社会の実現に向けた「平和を語る市民のつどい」の開催 ●「原爆の日」の平和祈念の取組の実施 	事業推進
平和館の管理運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ●原爆や川崎大空襲等の戦争の被害等を後世に伝え、平和の大切さと平和を尊重する意識向上に向け、「平和館」を運営します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●原爆や川崎大空襲等の戦争を後世に伝えるための展示及び企画展の開催 ●戦争以外の平和の実現を阻む人権・飢餓・環境問題などの企画展等の開催 ●親子を対象とした「親子で来て・見て・考える平和推進事業」の実施 ●館外での平和意識の普及に向けた「巡回平和展」の全区開催 ●平和意識の向上をめざした市民活動の支援 	事業推進

施策2 男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進

施策の概要

- ✓ 男性も女性も互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、職場・学校・家庭・地域など、あらゆる分野で性別に関わりなく個性と能力を発揮し、活躍できる男女共同参画社会の実現に向け、男女平等に関する普及活動を促進します。
- ✓ D V(配偶者等からの暴力)など女性の人権を著しく侵害する暴力を未然に防ぐとともに、被害者への迅速・適切な支援に向けた取組を進めます。



資料:内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(全国)、市民・こども局調べ(川崎)



女性の起業支援イベント～手作りマルシェ～の様子

総論

10年
戦略基本
政策1基本
政策2基本
政策3基本
政策4基本
政策5区
計画資料
編等

直接目標

- 性別に関わりなく誰もが個性や能力を發揮できる環境を整える

主な成果指標

名 称 (指標の出典)	現 状	第1期実施計画期間における目標値	第2期実施計画期間における目標値	第3期実施計画期間における目標値
男女が平等になっていると思う市民の割合 (市民アンケート)	31.2% (平成27年度)	33%以上 (平成29年度)		第1期実施計画の取組状況を踏まえてよりよい状況の実現に向けて目標値を定め、目標達成に向けて取り組みます。
市の審議会等委員への女性の参加比率 (市民・こども局調べ)	31.5% (平成26年度)	37%以上 (平成29年度)	40%以上 (平成33年度)	40%以上 (平成37年度)

計画期間の主な取組

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成 26~27 (2014~15)年度	平成 28(2016)~平成 29(2017) 年度	平成 30(2018) 年度以降
男女平等推進事業	<p>男女があらゆる場において、男女平等に関する人権侵害を受けることなく、自立して、共に働き、学び、暮らすことができる男女共同参画社会の形成の促進に向けた取組を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「男女平等推進週間」における市公共施設を中心とした男女平等意識の普及活動の実施 「男女平等かわさきフォーラム」の開催やリーフレット等を活用した広報・意識普及の促進 教育・医療関係団体、地域団体、企業等で構成する「すぐらむネット21」(かわさき男女共同参画ネットワーク)による情報発信と活動成果の共有 第3期男女平等推進行動計画に基づく施策の推進 D V防止・被害者支援基本計画に基づくD V予防に向けた取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女平等推進週間」における市公共施設を中心とした男女平等意識の普及活動の実施 「男女平等かわさきフォーラム」の開催やリーフレット等を活用した広報・意識普及の促進 教育・医療関係団体、地域団体、企業等で構成する「すぐらむネット21」(かわさき男女共同参画ネットワーク)による情報発信と活動成果の共有 第3期男女平等推進行動計画に基づく施策の推進 D V防止・被害者支援基本計画に基づくD V予防に向けた取組の推進
男女共同参画センターの管理運営事業	<p>性別に関わりなく男女があらゆる分野で持てる力を発揮できるよう、男女平等の意識啓発、相談、情報提供など男女共同参画を推進する拠点として「男女共同参画センター」を運営します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 女性の抱える悩みに関する相談や再就職・転職・起業等に関する相談事業の実施 男女平等の意識普及に向けた各種講座や研修会の実施 ホームページや広報物の活用による情報提供の実施 長期的な施設利用を見据えた修繕計画の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 女性の抱える悩みに関する相談や再就職・転職・起業等に関する相談事業の実施 男女平等の意識普及に向けた各種講座や研修会の実施 ホームページや広報物の活用による情報提供の実施 修繕計画に基づく維持・補修の実施